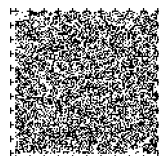


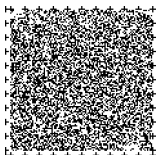
# UNIVERSAL DESIGN

## ふくしま公共施設等 ユニバーサルデザイン指針

平成17年3月28日  
(平成19年4月1日改訂)

“思いやり”を“かたち”に





**[SPコード]**

この中に、文字情報が記録されています。  
専用の読み取り装置を使って、音声などで出力できます。



## “思いやり”を“かたち”に

福島県知事 ● 佐藤栄佐久

少子高齢化や国際化が急速に進み、社会経済が成熟の時代に向かいつつある今、“いのち”そのものを起点とし、誰もが本当の意味で尊重され、人と自然とが共生できる環境づくりが、様々な分野で求められています。

このような中、本県では、「いのち・人権・人格の尊重」を県づくりの基本理念に掲げ、“思いやり”を具現化していくため、年齢や性別、身体的能力、言語等の違いを超え、すべての人を視野に入れた「ユニバーサルデザイン」を、ハード・ソフトの両面から、各種施策において計画的・体系的に展開しています。

本指針は、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、公共施設等のユニバーサルデザインを進めるため、施設の利用者や設置者、設計・施工者の方々が、ユニバーサルデザインをともに考え、ともに実践するための「手引き」として策定しました。

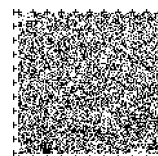
本指針では、「ともにつくる」、「ともに生きる」、「こころふれあう」、「さりげない」、そして「追い続ける」デザインを基本理念として掲げ、施設づくりの基本方針やプロセス、利用者参加と施設評価の仕組みを提案しています。特に、施設のユニバーサルデザインの達成度を高めるためには、施設を「つくる人」、「利用する人」、「管理する人」の“こころ”すなわち、助け合い、気配り、マナーなど、一人ひとりの理解と相互協力が不可欠となります。

県といたしましては、本指針を活用していく中で、利用者の方々の積極的な参画と評価・提案をいただき、合意形成を図りながら、多くの実践や情報を共有し蓄積するとともに、時代のニーズを的確に捉えながらデザインのあり方を見直すなど、“思いやり”を“かたち”に変えていく、ユニバーサルデザインへの「終わりなき取組み」を続けていきたいと考えています。

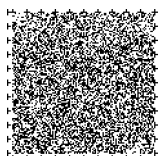
また、本指針が公共施設等をデザインする際の基本事項の確認や発想を喚起させる糸口となり、さらには、民間施設等のデザインにも活用されることを期待しています。

最後に、本指針の策定に当たり、長きに亘り検討いただきました「うつくしま公共施設ユニバーサルデザイン会議」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの方々に、心より感謝申し上げます。

平成17年3月28日



<b>はじめに</b>	1
<b>1 指針策定の趣旨</b>	1
<b>2 指針の特徴等</b>	1
(1) 基本的性格	
(2) 特徴	
(3) 指針の利用方法	
<b>3 指針の構成・内容</b>	3
<b>4 県取組み</b>	4
<b>5 これからの都市・まちづくり</b>	4
<b>6 ふくしま型ユニバーサルデザインとは</b>	5
(1) ユニバーサルデザイン推進の視点	
(2) キーワードと5つの実現手法	
(3) ユニバーサルデザインの特徴	



# UNIVERSAL DESIGN

## 第1章 公共施設等のユニバーサルデザイン 10

### 1 基本理念 11

- (1) ともにつくるデザイン
- (2) ともに生きるデザイン
- (3) こころふれあうデザイン
- (4) さりげないデザイン
- (5) 追いつけるデザイン

### 2 基本方針 13

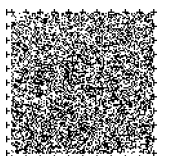
- 基本方針1 すべての人が快適に利用できる施設
- 基本方針2 すべての人が簡単に利用できる施設
- 基本方針3 すべての人が安全に利用できる施設
- 基本方針4 さりげなく美しい施設
- 基本方針5 どのような状況にも柔軟に対応できる施設

### 3 施設づくりのプロセス 15

- Step1 基本構想(計画)
- Step2 設計者の選定(コンペ・プロポーザル)
- Step3 設計
- Step4 施工
- Step5 施設の評価
- Step6 管理・改修
- Step7 データの蓄積

### 4 利用者の参加と施設の評価 19

- (1) 利用者の参加の考え方
- (2) 参加の手法
- (3) 参加手法の検討
- (4) 施設の評価



## 第2章 ユニバーサルデザインによる施設計画 — 22

### 1 移動空間 — 24

共通事項	25	⑦ アプローチ・敷地内(公園内)通路	39
① 道路	28	⑧ 玄関・出入口	41
② 排水施設	32	⑨ 廊下	43
③ 植樹帯	33	⑩ 階段	45
④ 防護柵	34	⑪ エレベーター・エスカレーター	47
⑤ 屋外照明	35	⑫ スロープ	51
⑥ 駐車場・駐輪場	36	⑬ 手すり	53

### 2 利用空間 — 55

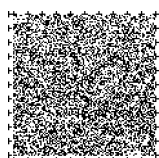
共通事項	56	⑧ 授乳室等	68
① トイレ・洗面所	57	⑨ 券売機・自動販売機・家具	69
② みんなのトイレ	59	⑩ 操作ボタン・スイッチ等	71
③ 更衣室・シャワー室	61	⑪ プール	72
④ 浴室	62	⑫ 公園	73
⑤ 宿泊施設の客室等	63	⑬ 屋外休憩施設	75
⑥ 観覧席・客席	65	⑭ バス停留所	76
⑦ 受付カウンター・水飲み場・公衆電話	66		

### 3 案内・誘導 — 77

共通事項	78
① 視覚情報サイン	80
② 触覚情報サイン	83
③ 聴覚・嗅覚情報サイン	86
④ 非常時の情報設備	88

付 指針策定の経緯 — 90

うつくしま公共施設ユニバーサルデザイン会議委員名簿 — 91



## 資料編

92

## 第1章 UDデータ

94

### 1 移動空間

- |                    |     |                  |     |
|--------------------|-----|------------------|-----|
| ① 道路               | 95  | ⑧ 玄関・出入口         | 101 |
| ② 排水施設             | 96  | ⑨ 廊下             | 102 |
| ③ 植樹帯              | 97  | ⑩ 階段             | 103 |
| ④ 防護柵              | 98  | ⑪ エレベーター・エスカレーター | 104 |
| ⑤ 屋外照明             | 98  | ⑫ スロープ           | 106 |
| ⑥ 駐車場・駐輪場          | 99  | ⑬ 手すり            | 107 |
| ⑦ アプローチ・敷地内(公園内)通路 | 100 |                  |     |

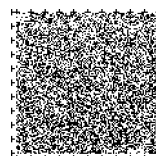
### 2 利用空間

- |                     |     |                |     |
|---------------------|-----|----------------|-----|
| ① トイレ・洗面所           | 108 | ⑧ 授乳室等         | ※   |
| ② みんなのトイレ           | 109 | ⑨ 券売機・自動販売機・家具 | 115 |
| ③ 更衣室・シャワー室         | 110 | ⑩ 操作ボタン・スイッチ等  | 116 |
| ④ 浴室                | 111 | ⑪ プール          | ※   |
| ⑤ 宿泊施設の客室等          | 112 | ⑫ 公園           | 117 |
| ⑥ 観覧席・客席            | 113 | ⑬ 屋外休憩施設       | 119 |
| ⑦ 受付カウンター・水飲み場・公衆電話 | 114 | ⑭ バス停留所        | 120 |

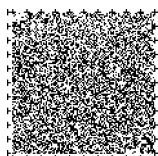
### 3 案内・誘導

- |              |     |
|--------------|-----|
| ① 視覚情報サイン    | 121 |
| ② 触覚情報サイン    | 123 |
| ③ 聴覚・嗅覚情報サイン | ※   |
| ④ 非常時の情報設備   | 126 |

※ データを掲載していません。  
今後データを収集し、掲載・充実していきます。



<b>第2章 UD事例集</b>	127
1 移動空間	128
2 利用空間	141
3 案内・誘導	154
<b>第3章 参考資料</b>	160
1 利用者の特徴と計画上の検討事項	161
2 意見把握の手法	163
3 UDチェックリスト	166
<b>第4章 用語解説</b>	221
参考・引用文献一覧	228







# はじめに

## 1 指針策定の趣旨

公共機関が整備する道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設をはじめ、民間事業者による病院、店舗、宿泊・娯楽施設など、多くの様々な人が利用する公共性の高い施設（以下「公共施設等」といいます。）のユニバーサルデザインの推進は、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現する上で、とても重要な役割を担っています。

そしてその実現には、施設づくりに関わるすべての人が相互に連携し協力しながら、一つの施設（点）からそれをつなぐ線に、さらに線から面、面から空間へと、優れたデザインを連続させていくことが不可欠となります。

そこで、施設づくりに関わる方々がデザインをまとめていくための「手引き」として、本指針を策定しました。

公共施設はもとより、民間事業者による公共性の高い施設のデザインにおいて、本指針が幅広く活用されることを期待しています。

## 2 指針の特徴等

- 施設の利用者、設置者、設計・施工者が、ユニバーサルデザインをともに理解し、ともに考えるための共通の手引き。
- あらゆる公共施設等を網羅した体系的な手引き。
- 多くの利用者の様々なニーズを的確に反映した実用的な手引き。

### (1) 基本的性格

ユニバーサルデザインは、個々の与条件のもと、多くの利用者の様々なニーズを捉え、知恵をしばり、創意工夫を凝らしながら模索する、多様性のあるデザインです。

このため、本指針は、新設をはじめ改修等において、常にユニバーサルデザインの考え方で設計等を進めるための「手引き」であり、「計画・設計・施工等の進め方、考え方、参考資料等」を示すものです。

### (2) 特徴

#### ① 誰にでもわかりやすい指針

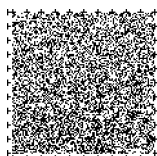
施設づくりに関わる様々な方や、広く県民が利用できるよう、誰にでもわかりやすい指針となるよう努めました。

#### ② ともにづくり、ともにはぐくむ指針

施設づくりにおけるプロセス・対話を重視し、様々な手法により、多くの利用者の様々なニーズを的確に反映させる「ともにづくり、ともにはぐくむ」指針としました。

#### ③ 変化に対応し進化する指針

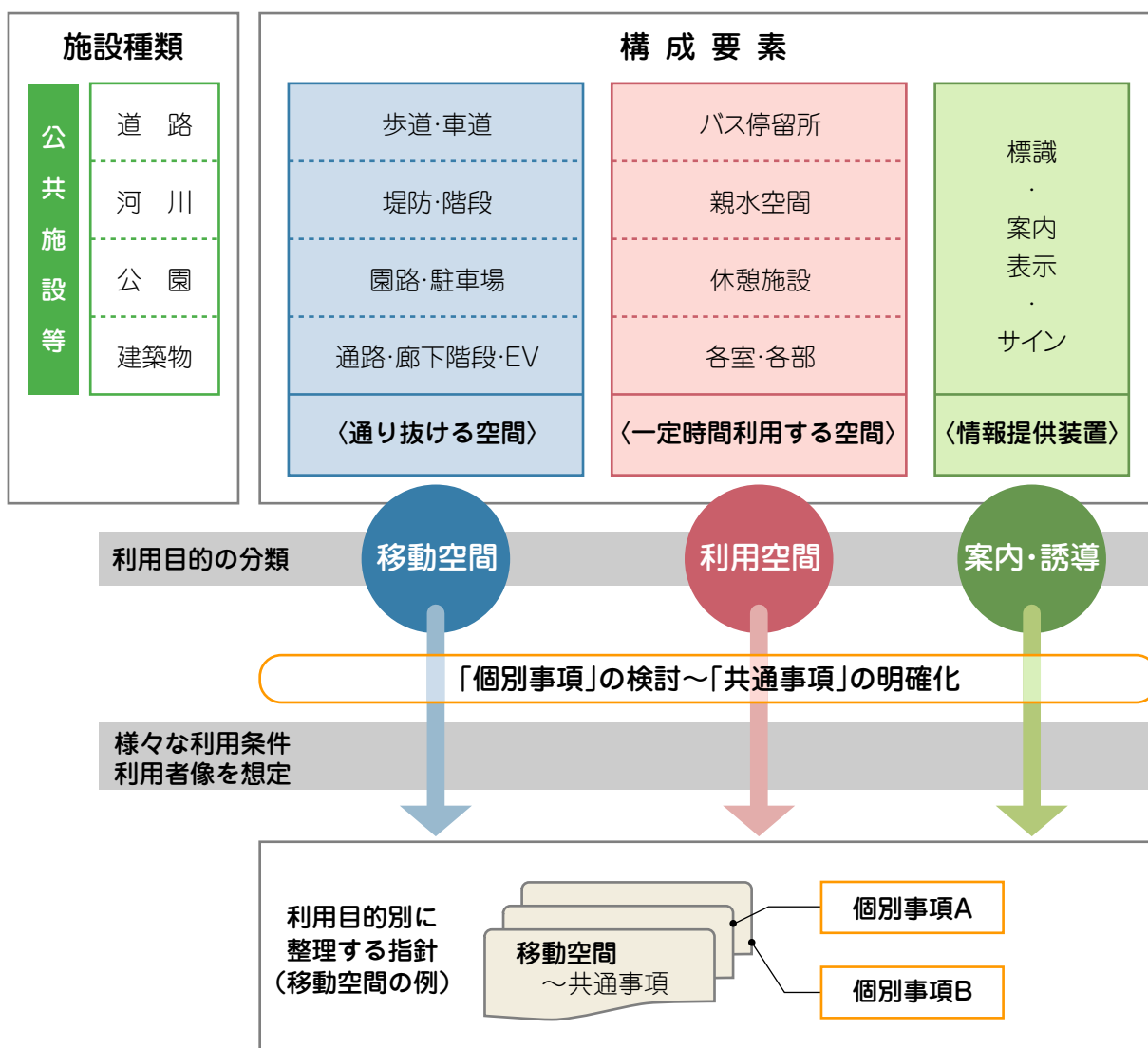
指針策定後も、より多くの人々が、少しでも利用しやすい施設となるよう、施設の評価やそれらのデータの蓄積を行う一方、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず指針の見直し・改善を行っていきます。



#### ④利用目的別に整理する指針

公共施設等は、道路、河川、公園、建築物等と種類が多く、その構成要素も様々なので、本指針では、各構成要素を利用目的から、移動空間、利用空間、案内・誘導の3つに大別しました。

そして、各要素の「個別事項」を検討・集約後、利用目的毎の「共通事項」を明確にしました。なお、利用者の満足度は、「利用条件」、「利用者像」により異なるので、様々な場面を想定して必要事項を整理しました。

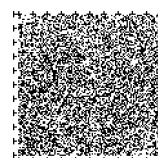


#### ●利用条件の想定(地域性等)

気候、気象、立地条件(自然・景観・交通事情等)、時刻等

#### ●利用者像(行動特性)の想定

年齢、性別、障がいの種類・程度、身体的能力、言語、様々な場面等



### (3)指針の利用方法

本指針は、次のように利用されることを期待しています。

#### ①デザインの基本的事項(原点)の確認

すべての利用者の満足度を高める、より優れたデザインとなるよう、基本的事項(原点)を足元から見直す。

#### ②発想を喚起させるための糸口

デザインの早い段階で、発想を生み出すきっかけ・糸口となる。

#### ③アカウントビリティ(説明責任)の遂行

あらゆる利用者へのデザインの対応状況を確認し、関係者への説明責任を果たす視点を得る。

#### ④あらゆるデザインへの応用

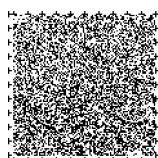
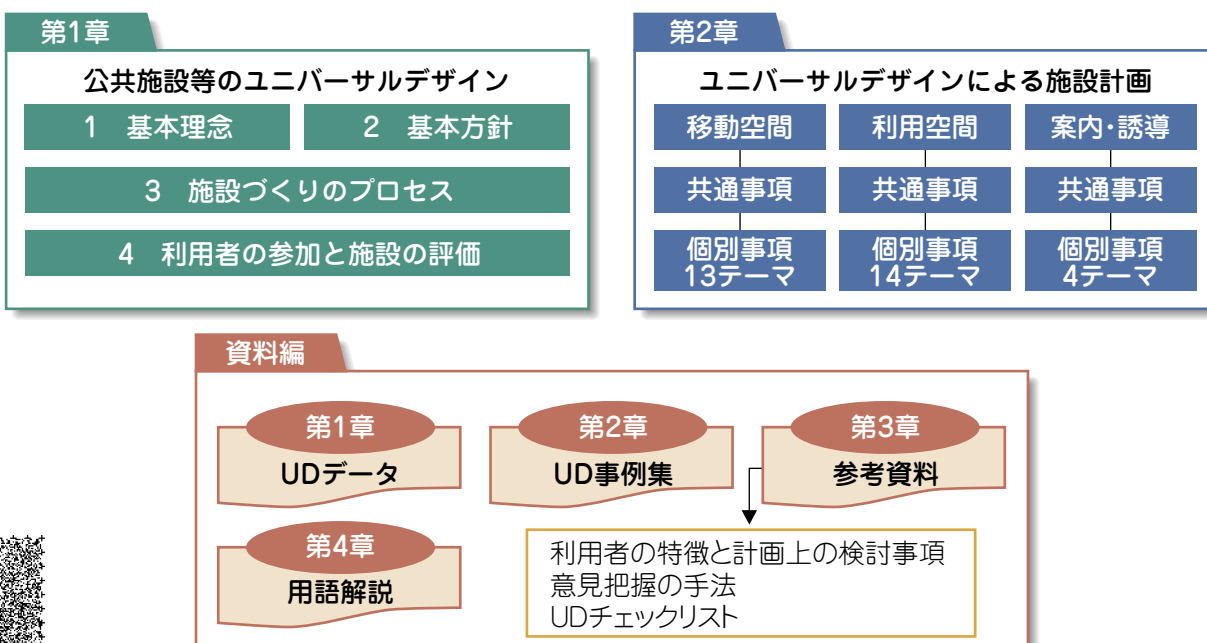
本指針の基本的な考え方や計画手法が、公共施設だけでなく、民間施設や日常的な身近な施設にも広く生かされる。

なお、資料編には参考データを載せましたが、それらは最低基準などではなく、個々のデザインを模索するための「手掛り」です。

## 3 指針の構成・内容

本指針の構成・内容は、概ね次のとおりです。

- 第1章 施設づくりに関わるすべての方が共有すべき5つの「基本理念」、これに基づき優れたデザインを創り出すための5つの「基本方針」、そして、実現に向けた「施設づくりのプロセス」、「利用者の参加と施設の評価」を示しています。
- 第2章 「基本方針」に基づき、3つの利用目的別に、デザインの必要事項(共通事項・個別事項)を具体的に示しています。
- 資料編 デザインの手掛りとなる関係法令、参考データ、事例集、用語解説等をまとめています。



## 4 県の取組み

県ではこれまで、「人にやさしいまちづくり」を目標に掲げ、高齢者や障がい者などにとっての障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方で、施設の新設や改修等を進めてきましたが、これらは「ある特定の人のための特別な配慮」という福祉施策として捉えられてきました。

このような中、以前にもまして人権尊重などに配慮し、すべての人を視野に入れた県づくりを進めていくため、現在では、バリアフリーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を県政の基本に据え、総合的な行動指針や分野別行動計画のもと、ハード・ソフトの両面から、計画的・体系的に各種施策を展開しています。

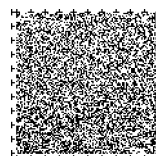
特に、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を県の重点施策として位置付け、できることから、可能な限り、スピード感を持って、ユニバーサルデザインに取り組んでいます。

## 5 これからの都市・まちづくり

本県では、少子高齢社会の進展、中心市街地の空洞化、中山間地域の過疎化、郊外住宅地の活力停滞など様々な問題を抱えており、都市・まちづくりの分野では、既存の住宅・社会資本の有効活用や、より一層の整備の効率化、都市での環境負荷の軽減、地域コミュニティの創造や安全で安心できる生活環境づくりなどが求められています。

これらの課題に対し、持続的発展が可能な地域社会づくりの理念のもと、人と環境に着目し、人間性の重視や環境への配慮などの視点から、地域の人々とともに個性と魅力ある快適な地域づくりを推進していく必要があります。さらに、それぞれの都市や地域において、日常生活に必要な施設や機能が、あらゆる世代の人にとって使いやすいように集積し、それらが一定のバランスにより、強いコミュニティで結ばれることが必要です。

このため、個々の公共施設等が、ハード・ソフトの両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、一つひとつがていねいに整備され、あらゆる世代のすべての人が自立して、安全に生活できる都市・まちづくりが重要となってきます。



## 6 ふくしま型ユニバーサルデザインとはふくしまユニバーサルデザイン推進指針より

ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル」（すべての、普遍的な）と「デザイン」（計画、設計）の2つを組み合わせた言葉で、次のような考え方のことです。

**はじめから<sup>(注1)</sup>、すべての人<sup>(注2)</sup>の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画、設計する。**

(注1) 「はじめから」とは、例えば、「段差のある設計を行った後、段差箇所にはスロープなどの設置を計画する」のではなく、「はじめから多様な人の利用を考慮し、階段、エレベーター、スロープなどを設計する」という意味です。

また、「新設はユニバーサルデザインの対象であるが、既存施設の改良はユニバーサルデザインの対象ではない」ということではありません。

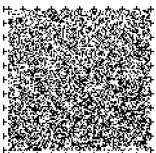
(注2) 「すべての人」とは、施設等を実際に利用する、できる限り多くの、様々な利用者のことです。

福島県では、もともとハード面を中心としたこの考え方に、制度やサービスなどのソフト面を取り込んでさらに一歩進め、暮らしに関わる諸制度や心の持ち方なども対象に広く社会システムとしてとらえ、ユニバーサルデザインを生かした県づくりを計画的・体系的に推進することとしています。

### (1) ユニバーサルデザイン推進の視点

県では、次の基本的な視点に基づいて、ふくしま型ユニバーサルデザインを推進することとしています。

- ① 「いのち・人権・人格の尊重」の視点
- ② 「共生」の視点
- ③ 「安全・安心と生命（いのち）の大切さ」の視点
- ④ 「未来の世代からの信託」の視点
- ⑤ 「倫理観の尊重」の視点
- ⑥ 「男女共同参画」の視点
- ⑦ 「高齢化への対応」の視点
- ⑧ 「国際化への対応」の視点
- ⑨ 「地域経済・産業の活性化」の視点
- ⑩ 「気づき」の視点



## (2) キーワードと5つの実現手法

この目標の達成に向け、推進指針では、ハード・ソフトにわたって広くユニバーサルデザインを推進していくため、さまざまな要素を言い表すキーワードと5つの実現手法を次のとおり提唱しています。

### 【キーワード】 “思いやり”をシステム化

キーワードは、以下の重要な要素を包含しています。

**構成要素1:**公平で快適(誰でも、いつでも、どこでも、快適に、参加・利用できること)

**構成要素2:**簡単で効率的(情報がわかりやすく簡単に入手できるとともに、効率よく参加・利用できること)

**構成要素3:**安全で安心(未然の防止と間違いをしたときの安全が確保されていて、必要な情報も確認できるとともに、未来の世代への配慮がなされていること)

**構成要素4:**さりげなく美しい(疎外感を与えず、美しいこと)

**構成要素5:**柔軟で少ない負担(一人ひとりの能力や価値観に合わせて柔軟で、経済的・心理的・体力的にも負担が少ないこと)

### 【5つの実現手法】

推進指針ではユニバーサルデザインの実現手法として、次の5つを挙げています。

**手法1:**さまざまな利用者との対話を通じ、少数意見もくみ上げて工夫すること

**手法2:**利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて発想すること

**手法3:**正確な知識を身につけること

**手法4:**必要なものははじめから対応すること

**手法5:**次のいずれかの手法で対応すること

#### 【主にハードにおける基本的な実現手法】

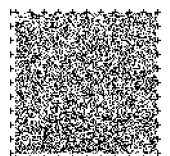
- ①一つの方法でいろいろなニーズを満たすデザイン
- ②ニーズに合わせてオプションの追加や改造を容易に行えるデザイン
- ③複数の選択枝を用意する形のデザイン

## (3) ユニバーサルデザインの特徴

ユニバーサルデザインは、次の考え方が出発点となっています。

- 人は多様で、年齢、身体能力等、あらゆる面で一人ひとりが異なる個性を持つ
- 誰でもケガや病気等をするすることがあり、高齢期を迎えれば誰でも身体能力が減退する
- このため、「平均的な人」を設定するのではなく、はじめから、多様な人の利用を念頭に置くのが適当である

※ システム化:個別の要素を有機的に組み合わせ、全体としてまとまりをもたせること。



## ①すべての人が対象

ユニバーサルデザインは、「すべての人が利用しやすいデザイン」です。転ばぬ先の杖として、すべての人のために、障がいのあることを強調することなく、さりげなく、美しくなされるもので、次のような効果が期待できます。

- 差別や偏見が助長されず、人権の尊重により一層つながる
- すべての人の多様なニーズを把握する必要があるため、施設づくりなどへの利用者の参加の機会をより一層進める契機になる
- すべての人を対象とした汎用性のある製品・サービスの開発が進み、市場の拡大や価格の低減などが期待できる

## ②はじめからの発想

バリアフリーの発想は、平均的な人を対象とした標準設計によって生じる障壁を解消するため、事後的に特別なデザインを追加することになります。

人を障がいという側面などで区別せず、はじめから、可能な限り、多様な人の利用を考慮するもので、次のような効果が期待できます。

- 将来の改造・改修工事が減り、また、利用者の自立が促進され施設の利用率が向上するなど、環境保全や社会全体の中長期的コストの縮減に役立つ

## ③デザインは多様

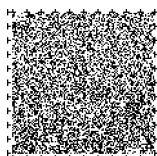
ユニバーサルデザインは、周辺環境や景観、交通事情、地域の歴史や文化、施設の運営方法など、個々の与条件のもと、多くの利用者の様々なニーズを捉え、デザインのあり方を話し合い、そして、知恵をしぼり、創意工夫を凝らすことから生み出されるものです。

いわば、前例にとらわれず、ものごとを多角的に捉えるという考え方により模索する、多様性のあるデザインといえます。

## ④終わりなき取り組み

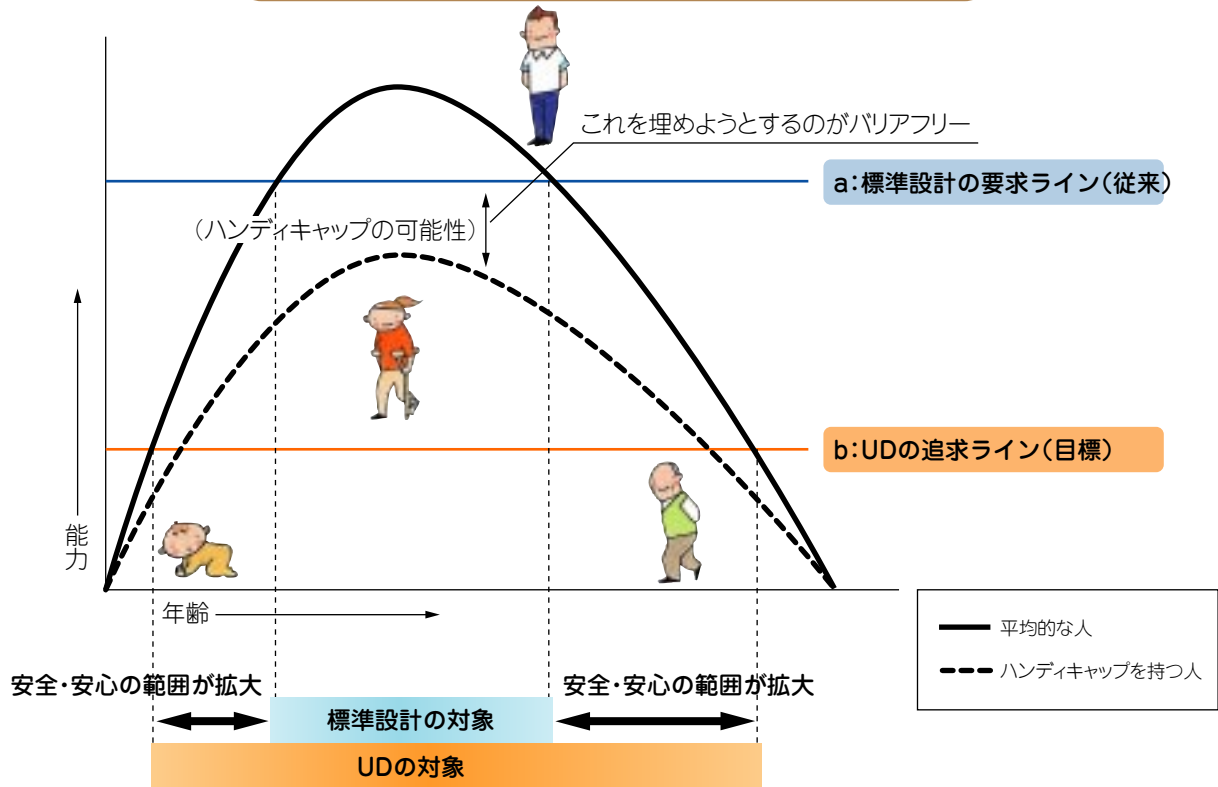
ユニバーサルデザインは、はじめから、可能な限り取り組むものですが、創意工夫というものに終わりはなく、すべての人のニーズを満たす完成されたデザインを生み出すことは容易ではありません。

また、施設の実際の運用方法や使い勝手などによって、デザインの評価は変わり、社会や価値観が変化すれば、求められるデザインも自ずと異なってくることもあることから、絶えず見直し・改善を行うことが重要です。





## ユニバーサルデザインのイメージ



UNIVERSAL  
DESIGN

## ユニバーサルデザインの考え方

### ユニバーサルデザイン

個々の与条件のもと  
多くの利用者の様々なニーズを捉え  
はじめから、すべての人を対象に  
さりげなく、美しく、知恵と創意工夫により  
デザイン

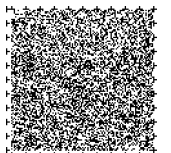
### 終わりになき取組み

より多くの人  
が、少しでも利用しやすくなるよう、  
絶えず、  
**創意工夫、見直し・改善**  
が必要

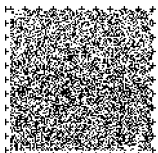
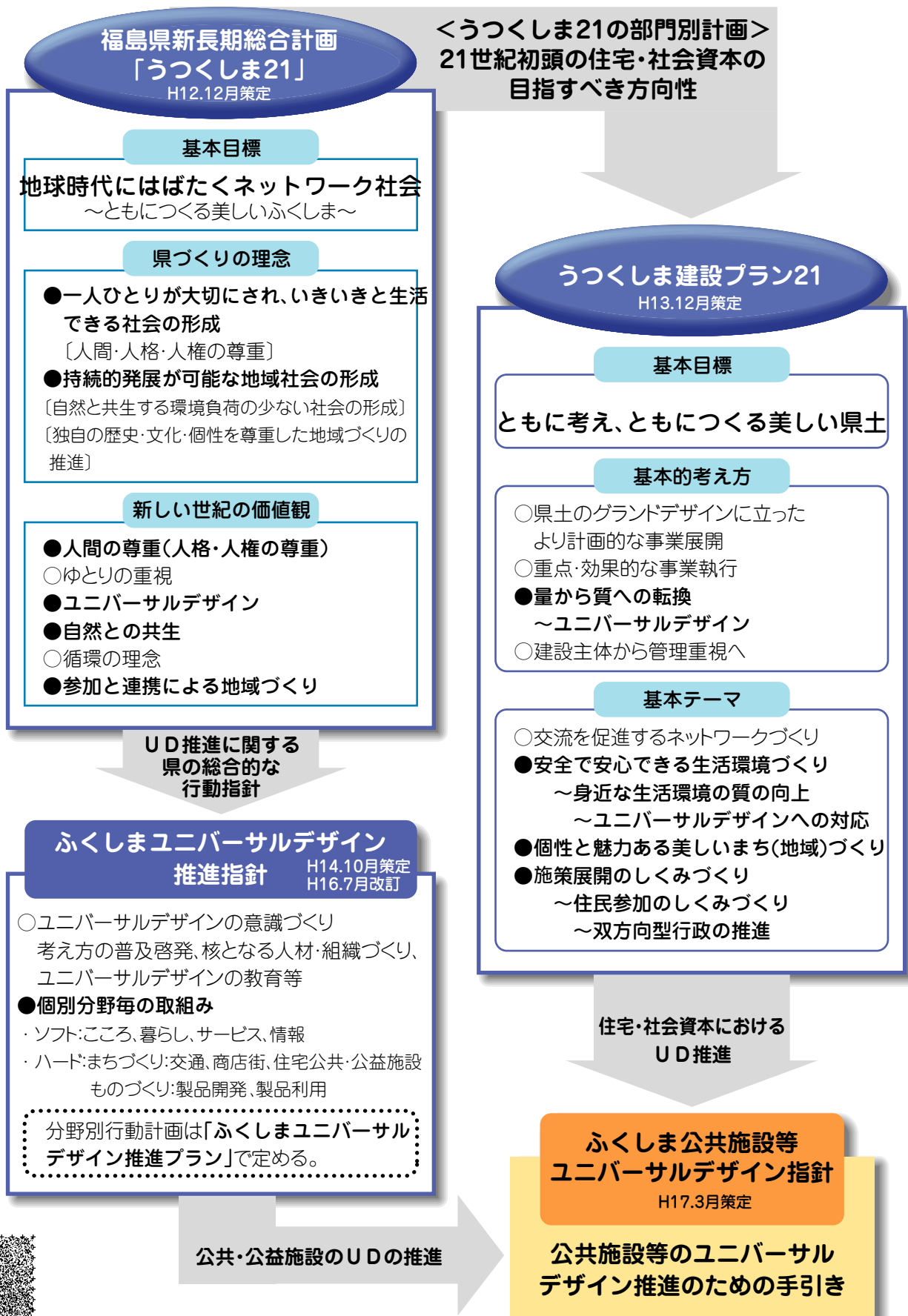
### 期待される効果

- 人権の尊重
- 施設づくりへの参画機会の拡大
- 市場の拡大、価格の低減
- 環境保全、社会の中長期コストの縮減

UD:ユニバーサルデザイン



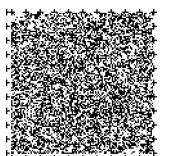
## 本指針の位置付け



# UNIVERSAL DESIGN



## 第1章 公共施設等のユニバーサルデザイン



# 第1章 公共施設等のユニバーサルデザイン

## 1 基本理念

公共施設等のユニバーサルデザインを実現するためには、県民や利用者と、施設の設置者や設計者などが、その理念を共有することが重要です。本指針では、ソフト・ハードの両面から、県民との連携協働により「人」と「地域」の個性を最大限に発揮し、持続的発展が可能な社会を支える公共施設づくりを目指すという側面から、基本理念として次のものを掲げます。

### 基本理念

#### 1 ともにつくるデザイン

施設の“いのち”は、利用者とともに育てていくものです。また、ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン」であると同時に、「すべての人によるデザイン」でもあります。

そのため、施設づくりの各段階で、できるだけ多様な手段で、より多くの利用者ニーズを把握し、それをデザインに的確に反映させることが大切です。また、このことが、施設への愛着や誇り、施設を大切にすることを育むことなどにもつながります。

#### 2 ともに生きるデザイン

ユニバーサルデザインは、画一的なデザインを目指すものではありません。地域の特性を生かした、地域の人々に永く愛される、多様で魅力あるデザイン、地球環境を守り、人と自然とが共存できるデザイン、そして、人情や風習、歴史・文化、地域コミュニティなどを守り育てるデザインが必要です。

#### 3 ころふれあうデザイン

デザインがより優れたものとなるためには、次のような「人のころ」が重要です。

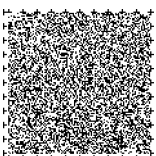
##### ① つくる人の「ころ」

人権尊重の視点に立ち、常に、様々な利用者像を想定し、使いやすいデザインを生み出す「想像力と創造力」、そして、関係者の意見を親身になって聴き、利害を適切に調整し、デザインの必要性や妥当性を見極める「対話と調整」が求められます。

##### ② 利用する人の「ころ」

施設が持つ本来の機能を最大限に発揮するため、そして、施設だけでは十分とはいえない部分を補完するため、助け合い(結)\*の精神、マナー、気配り、気づきなど、利用者一人ひとりの「ころのユニバーサルデザイン」への理解と協力が不可欠です。

\* 結(ゆい): 困った人がいれば地域の人みんなで助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神。



### ③管理する人の「こころ」

利便性の向上をハードのみで解決するのではなく、様々な場面に応じて、施設職員の配置計画を工夫するなど、心の通い合う、わかりやすい、「対話型の施設運用」も必要です。

## 4 さりげないデザイン

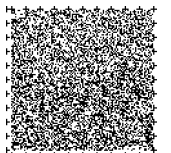
施設のデザインは、周辺の景観と調和し、また、「ともに生きる」という人権尊重の考えから、「こころの障壁」を招かない「さりげなさ」と「美しさ」が求められます。

## 5 追いつけるデザイン

ユニバーサルデザインは、はじめから、可能な限り取り組むものですが、創意工夫というものに終わりはなく、すべての人のニーズを満たす完成されたデザインを生み出すことは容易ではありません。

一方、施設の実際の運用方法や使い勝手などによって、デザインの評価は変わり、必ずしも十分でない場合も想定されます。さらに、社会や価値観が変化すれば、求められるデザインも自ずと異なってきます。

このため、より多くの人々が、少しでも利用しやすいよう、試行錯誤を重ねながら、利用者との合意形成を図り、施設の評価やそれらデータの蓄積を行うとともに、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず見直し・改善を行うという、「プロセス」と「終わりなき取り組み」が重要です。



## 2 基本方針

### 基本方針の視点

#### すべての人が、同じ場所で、同じことを、同じようにできる

ふくしま型ユニバーサルデザインの「キーワード」、「5つの実現手法」、そして、公共施設等のユニバーサルデザインの「5つの基本理念」のもと、ソフト・ハードの両面から、地域性・環境を踏まえ、優れたデザインを創り出すための「5つの基本方針」を次に掲げます。

### ユニバーサル デザインによる 公共施設等

基本方針1 すべての人が **快適** に利用できる施設

基本方針2 すべての人が **簡単** に利用できる施設

基本方針3 すべての人が **安全** に利用できる施設

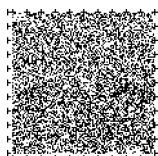
基本方針4 さりげなく **美しい** 施設

基本方針5 どのような状況にも **柔軟** に対応できる施設

#### 基本方針1 すべての人が **快適** に利用できる施設

- ① 特定の人々が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ② 右利き、左利きに対応した施設
- ③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪ 利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ⑫ プライバシーに配慮された施設
- ⑬ 天候や季節に左右されない施設
- ⑭ 疲れたときに休むことができる施設

**快適**



## 基本方針2 すべての人が **簡単** に利用できる施設

- ① 使い方を直感的に理解できる施設
- ② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③ 必要な情報が容易にわかる施設

**簡単**

## 基本方針3 すべての人が **安全** に利用できる施設

- ① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ② 危険や間違いやすい状況が発生しない施設
- ③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥ 危険な部分が防護されている施設
- ⑦ 四季を通じて安全な施設
- ⑧ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

**安全**

## 基本方針4 さりげなく **美しい** 施設

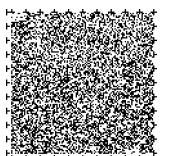
- ① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

**美しい**

## 基本方針5 どのような状況にも **柔軟** に対応できる施設

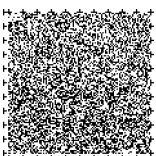
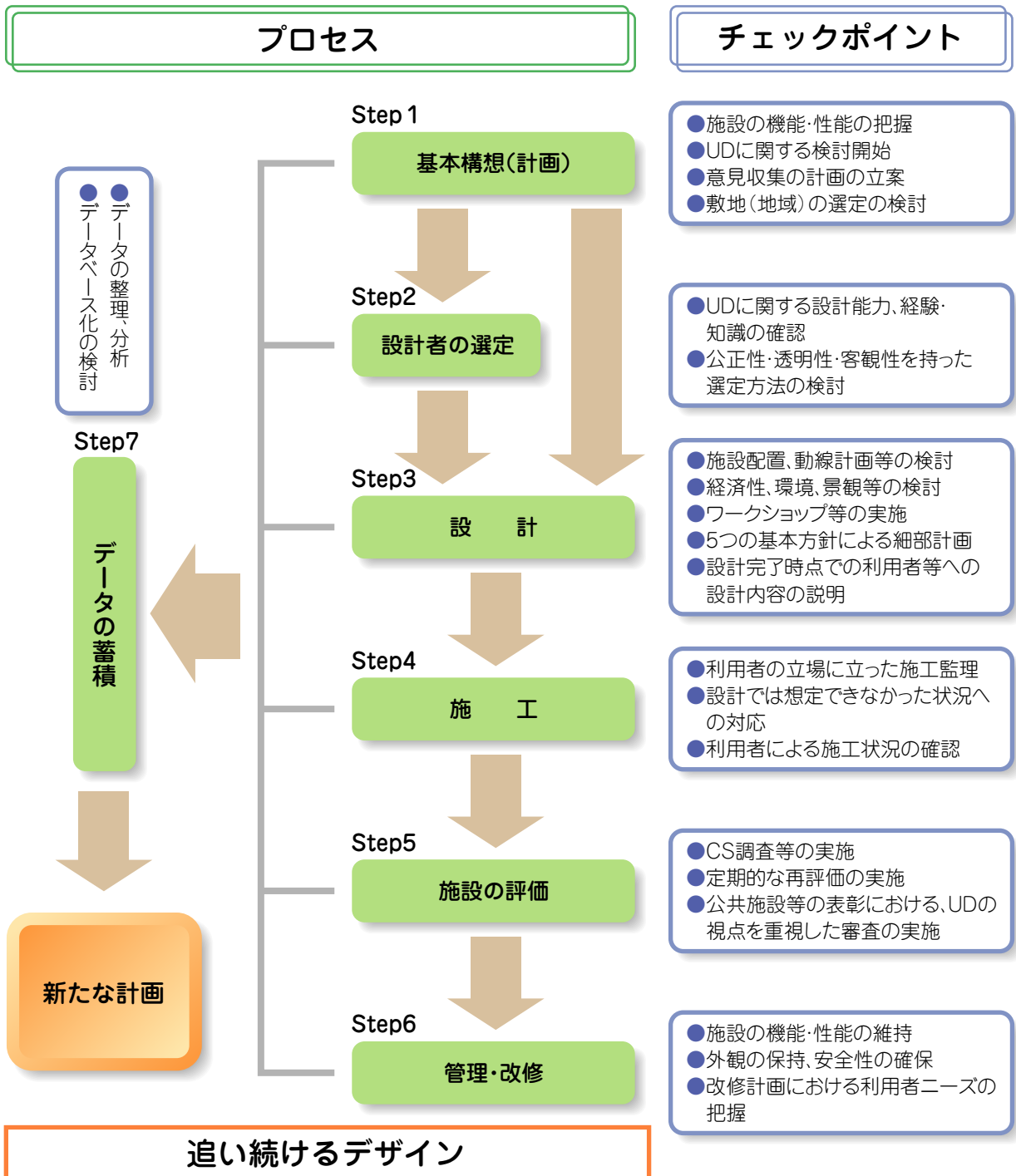
- ① できる限り同じ手段で利用できる施設
- ② 利用者に応じた使い方が選べる施設
- ③ 利用者のペースに合わせることができる施設
- ④ 情報がその重要さに応じて提供される施設
- ⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

**柔軟**



### 3 施設づくりのプロセス

ユニバーサルデザインの考え方で公共施設等を整備していくためには、施設づくりの各プロセスにおいて様々な検討を加えていくことが重要です。ここでは、プロセスを7つのステップに区分し、それぞれの段階でチェックすべき事項を整理しています。





## Step 1 基本構想(計画)

### (1)求められる機能・性能の把握

施設に求められる機能や性能は、施設の場所(地域)、用途や規模、利用方法などによって異なります。施設を利用するすべての人の立場に立った構想(計画)を進めることが最も重要です。

### (2)検討開始時期

ユニバーサルデザインの検討は、基本構想(計画)の段階から行うことが重要です。それにより、特別な設備や仕様をできる限り用いない計画とすることが可能となり、初期投資を押さえ、施設の維持管理や将来の改修に要する費用を低減することができます。

### (3)意見収集の計画

いつ、どのような方法で収集し、だれに意見を聴いて、設計に反映させるのかを基本構想の段階で明確にする必要があります。利用者が満足する施設を提供するためには、直接、利用者の意見を収集し、それらを反映していくことが近道です。

また、施設の管理体制などもこの段階である程度決めておく必要があります。特に建物や公園などを整備する場合は、受付職員の配置の可否で、利用者の案内方法が異なります。あらかじめ管理者がわかっている場合には、構想、設計等の段階から参加を呼びかけ、また、既存施設を改修する場合も、管理者の意見を取り入れます。

### (4)敷地(地域)の選定(建物・公園等)

ユニバーサルデザインを実現する上で、敷地(地域)の選定はとても重要なことです。利用者のアクセスのしやすさ、地域の気候・気象や敷地の形状、施設の配置などを十分に検討します。特に、敷地の高低差については、造成計画や移動時の垂直移動と密接に関係しますので、注意しましょう。

また、自然環境や動植物への影響についても十分に調査、検討し、必要に応じて地元の住民や有識者の意見を参考とすることが重要です。

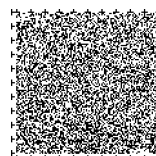
## Step 2 設計者の選定 「コンペ方式」や「プロポーザル方式」など

施設の良否は、設計者の能力や経験に大きく左右され、設計者(チーム)には、ユニバーサルデザインに関する創造力や技術力、経験や知識が求められます。

設計者の選定にあたっては、多くの設計者の中から、設計者の能力や経験を様々な角度から判定することが望ましく、例えば「コンペ方式」<sup>※1</sup>や「プロポーザル方式」<sup>※2</sup>などの公正性・透明性・客観性を併せ持った方法により、最も相応しい設計者を選ぶことを検討します。

※1 コンペ方式:2人以上の競技者によって建築その他の設計を競技させ、設計者を決める方式。

※2 プロポーザル方式:設計対象に対する発想、解決方法などの提案を図面以外の形で求め、書類と共に審査して設計者を決める方式。



## Step3 設計

### (1)基本(概略・予備)設計

基本構想に基づき、利用者の行動を考えながら、さりげないデザインに心がけ、わかりやすい動線計画、配置計画、適切な高低レベルの設定、ユニバーサルデザインに必要な設備計画、サイン計画等を行い、それに伴う経済性の検討や、自然環境及び景観への配慮について検討します。

また、ワークショップやアンケート調査などを実施し、施設を利用する人や運用する人の意見を聴き、設計に反映させることが大切です。

### (2)実施(詳細)設計

「すべての人が快適に利用できる施設」「すべての人が簡単に利用できる施設」「すべての人が安全に利用できる施設」「さりげなく美しい施設」「どのような状況にも柔軟に対応できる施設」という5つの基本方針に基づき細部計画をまとめていきます。

この段階では、安全性の確保、使いやすさなどを確認し、モックアップ<sup>\*1</sup>実験等の手法も効果的に活用し、施設毎にアイデアを盛り込みながら設計を進めます。

また、設計が完了した時点で、ワークショップやアンケート調査で出された意見を、どのように設計に反映したかを説明する必要があります。

## Step4 施工

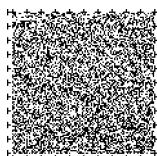
様々な意見が反映された施設計画を利用者の立場に立って確認・チェックし、設計段階では想定できなかった状況に迅速に対応していくことが重要です。その場合、ある程度工事が進んだ段階で利用者が施工状況を確認できる機会を設け、意見を聴くことも有効です。

## Step5 施設の評価

利用者や管理者の意見を取り入れた場合でも、十分に機能を発揮し、意図したとおりに利用されるかどうかは、施設の実際の運用方法や使い勝手で異なってきます。施設の真価は、利用されることにより評価され、そして変化していくものです。

このため、運用開始後一定期間(半年から1年程度)が経過した段階で、CS調査<sup>\*2</sup>を実施し、利用者や管理者の声を聞き、使い勝手などを見直す必要があります。

さらに、施設を運用していく中で定期的に再評価を行い、新たなニーズを捉えながら、常に利用しやすい施設で有り続ける努力をしていくことが大切です。



※1 モックアップ:試作以前の検討用模型や最終模型、実寸模型などの総称。

※2 CS調査:[Customer's satisfaction]顧客満足度調査の略。住民を行政サービスの顧客と捉えた場合、顧客である住民が行政サービスに対してどの程度満足しているかを調査すること。

## Step6

## 管理・改修

### (1)管理

施設の管理は、施設の機能・性能を常時適正な状態に維持することはもとより、外観を美しく保ち、事故・劣化などの発生を予防、予知するとともに、利用状況や経済効率なども含め幅広い観点から行き、利用者が常に使いやすい状態に保つことが重要です。

### (2)改修

施設の改修は、構造やスペースなどの制約があるため、すべてを満足させることは困難ですが、現況を直接確認することができるため、利用者の声を十分に活かすことができるなどのメリットがあります。必要に応じて、関係団体等に協力を求め、管理者が自から疑似体験を行うことで問題点を探すことも重要です。

改修する箇所は、配置や形状、色彩等をさりげなくデザインし、既存の施設に馴染ませる工夫をし、また、施設を大幅に改修する場合には、全体のサイン計画等を総合的に見直すことも必要です。

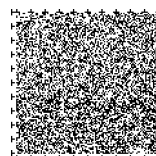
## Step7

## データの蓄積

ワークショップなどで得られた意見やアンケート調査の結果、設計データや施設の運用に関するデータなど、Step1～6で蓄積されるデータを整理、分析し、新たに計画される施設や既存施設の改修などに活用していくことが重要です。

また、必要な時に必要な情報を検索できるようデータベース\*化を図っていくことも検討し、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず本指針の見直し・改善を図っていきます。

\* データベース:膨大な情報をコンピュータに記憶させ、必要な時にデータをすばやく取り出せるシステム。



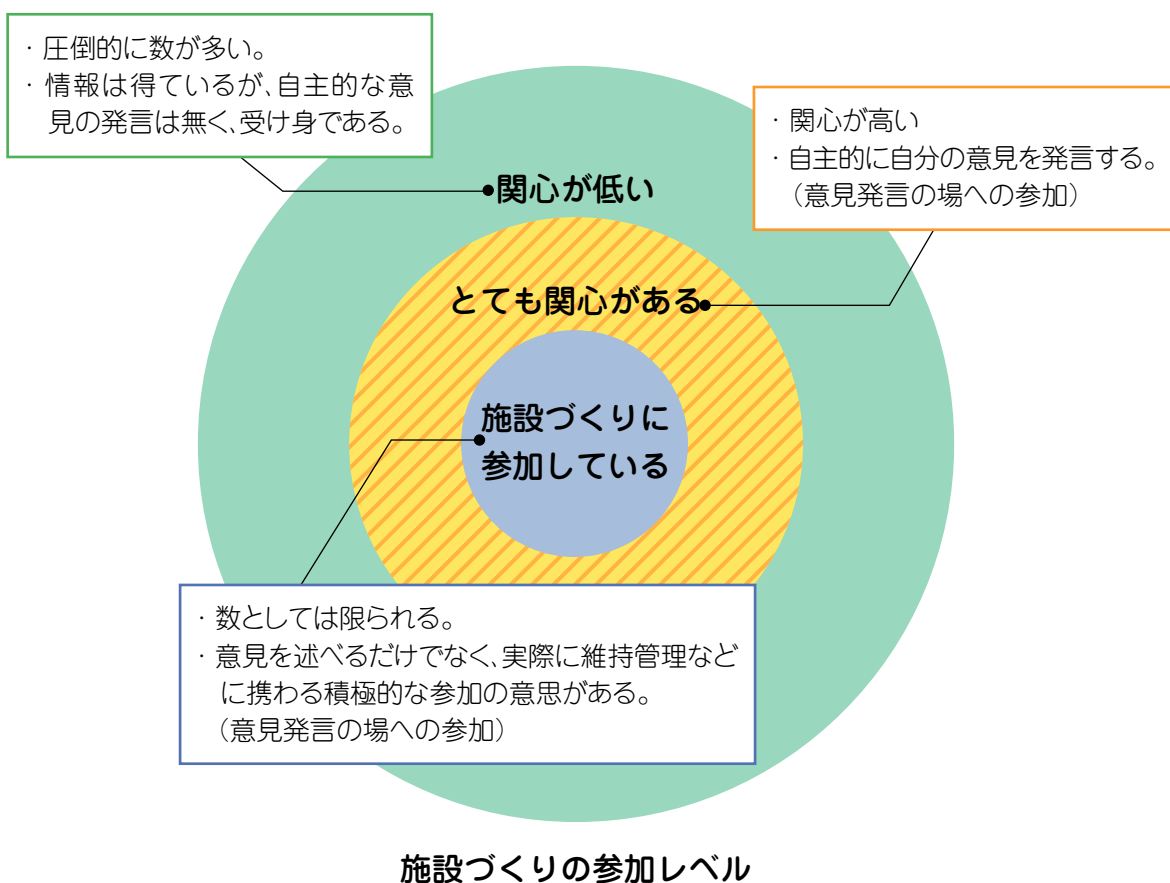
## 4 利用者の参加と施設の評価

### (1) 利用者の参加の考え方

施設づくりにおいては、各段階で、多くの利用者からの意見を聞くことが重要です。また、利用者が主体的に参加できる方法を検討することも必要です。

その際は、地理的条件や施設の利用頻度などによって、利用者の関心の度合いも異なり、参加人数・方法も変わることから、多様な参加手法の中からできるだけ適切な手法を導入することが求められます。

そして、利用者からの意見を、各段階で的確に反映していくことが重要です。



### (2) 参加の手法

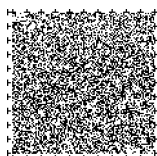
#### ① 情報の提供

情報を享受することは、利用者の参加の第一歩です。施設づくりのプロセスなどの情報を発信することで、利用者の関心の度合いを高めていくことが必要です。

また、情報の発信と同時に、アンケート調査などの利用者が簡単に答えられる手法により、関心の低い方の意見を聞き出すことができます。

#### (参加手法の例)

- ・ 情報の受信
- ・ アンケート調査への協力 など



## ②利用者との対話

なるべく多くの人意見を聞いた上で、整備条件にあった意見を対話の中から集約しなければなりません。

しかし、目的、段階や対象者(利用者)によりその手法も異なってきますので、それぞれの目的などにふさわしい手法を採用することが大切です。

### (参加手法の例)

- ・ アイディアの提言
- ・ 説明会への参加
- ・ ワークショップ<sup>※1</sup>への参加 など

## ③利用者との協働による施設づくり

利用者の参加には、意見を発するだけではなく、よりよい施設にするために自らが実際に活動することも考えられます。維持管理などに利用者の積極的な参加を受け入れ、行政と利用者との協働で進めることが大切になります。また、このような意志をもつ利用者を育てていくことも求められます。

### (参加手法の例)

- ・ うつくしまの道・サポート制度<sup>※2</sup>
- ・ ガーデニングボランティア<sup>※3</sup>など

## ④利用者の意見の反映

利用者から意見を聞いた後、施設づくりにどのように反映させるのが重要です。また、すべての意見を反映させればよいというものではなく、様々な与条件のもと「できるもの」と「できないもの」の仕分けをし、その結果を参加者に知らせることが求められます。

## (3)参加手法の検討

利用者参加の段階や利用者の関心の度合いにより、参加の手法は異なります。各段階ですべての人に同じ手法で実施すればよいというものではありません。実施する目的を考え、手法を検討することが重要です。

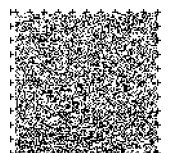
参加手法は、次の4つのポイントから検討することが大切です。

- ①何を聞きたいのか(目的)
- ②いつ聞きたいのか(時期)
- ③誰に聞きたいのか・誰のためのものなのか(対象者)
- ④どのように反映させるのか(反映方法)

※1 ワークショップ:直訳すると「仕事場」、「工房」などの意味。まちづくりの分野では、参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの共同作業を通して、お互いの考えや立場の違いを学びあひながら提案などをまとめる手法で、そのあつまり(場)。

※2 うつくしまの道・サポート制度:道路の一定区間の清掃や緑化について、特定の住民、団体に引き受けてもらう福島県の制度。

※3 ガーデニングボランティア:公共空間の草木の手入れに自主的に取り組むこと。



## (4) 施設の評価

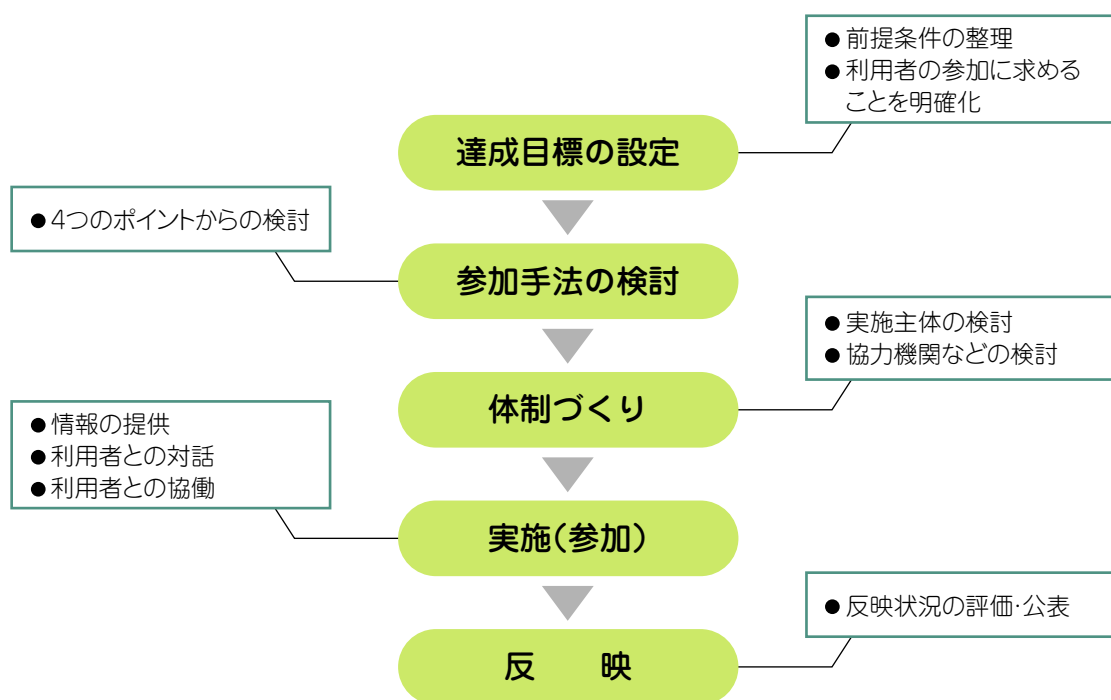
### ① 施設づくりのプロセスの評価

アンケートやワークショップなどの利用者参加の手法を用い、利用者の視点から施設づくりのプロセスに対して評価を行うことが必要です。

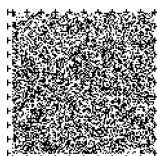
また、プロセスを通じて、利用者の参加を取り入れたかどうか、施設の評価のポイントの一つとなり得ます。

### ② 完成した施設の評価

実際に使い始めると、新たな課題や改善点が見えてくることがあります。この段階でも利用者の参加を取り入れることで、より具体的な提案も望むことができ、将来の改修計画を立てるうえの貴重なデータが得られます。

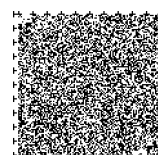


## 利用者参加の実施フロー



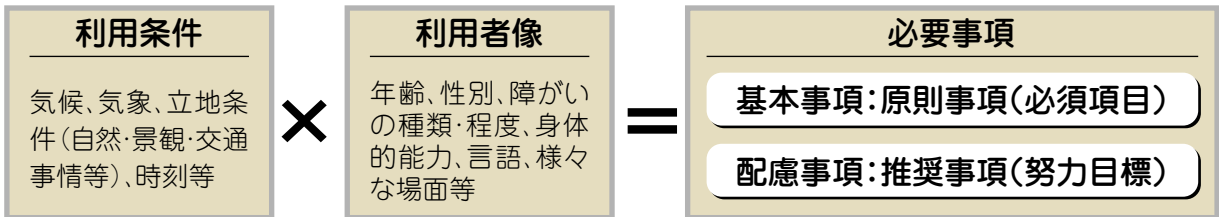


## 第2章 ユニバーサルデザインによる施設計画

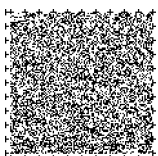
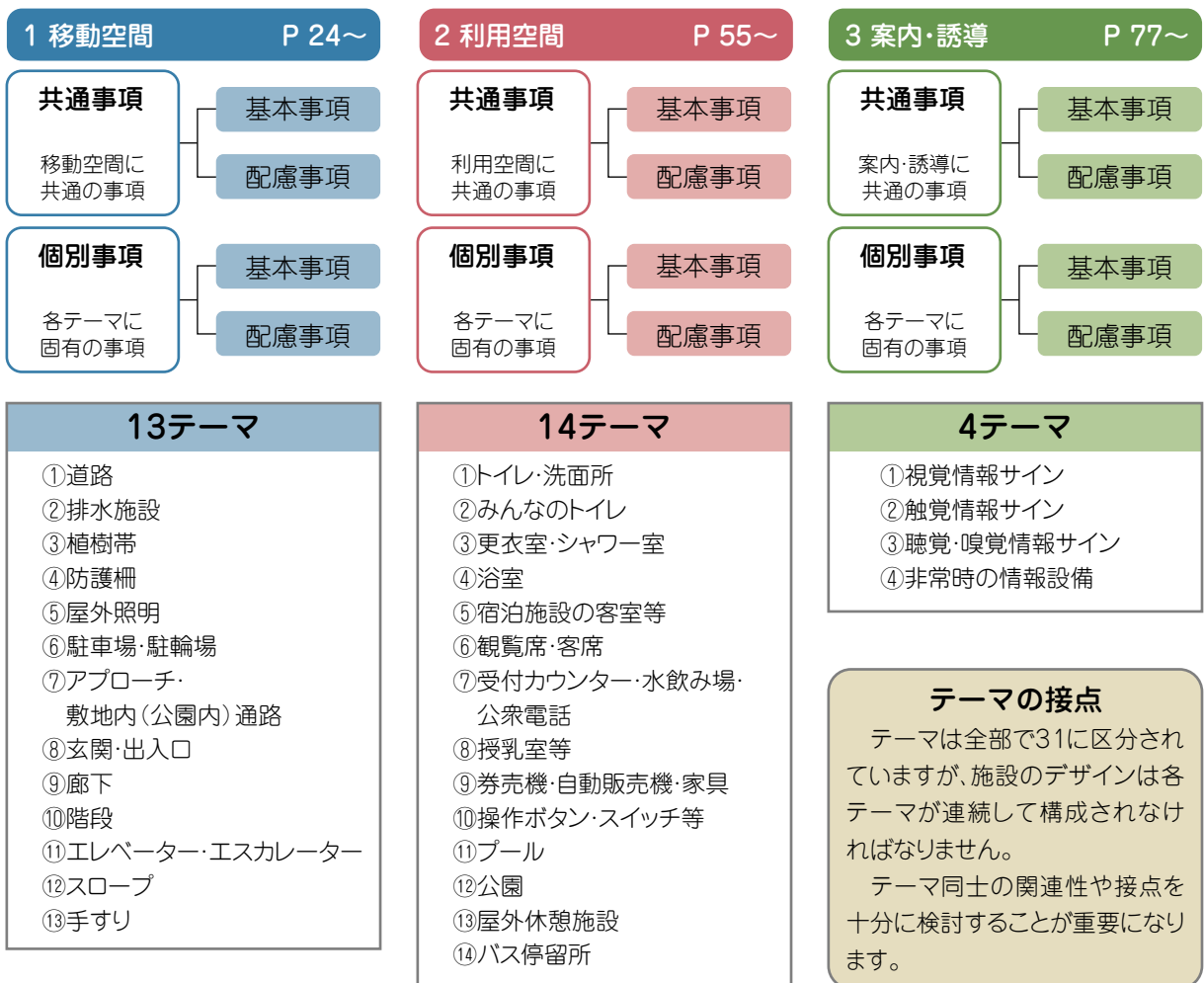


## 第2章 ユニバーサルデザインによる施設計画

- 1 本章は、【第1章-2】の基本方針に基づき、ユニバーサルデザインを実現するための必要事項を整理したもので、構成は概ね次のとおりです。これらをもとに、【はじめに-6-(2)】の「キーワードと5つの実現手法」や創意工夫により、ユニバーサルデザインを創り出していきます。
- 2 利用者の満足度は、「利用条件」、「利用者像」により異なるので、必要事項は様々な場面を想定して整理しています。
- 3 本章の内容に関する参考データは、資料編の第1章【UDデータ】に掲載してあります。



### 本章の構成





# 1 移動空間

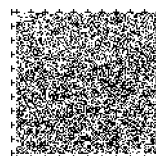


「移動空間」とは、人が、何らかの意志により、ある場所から目的地まで行動するスペースのことです。

移動手段は、徒歩や車いすをはじめ、自転車、オートバイ、乗用車、バスなどの交通用具を使った移動、上下に移動する階段、エレベーター、エスカレーターなど様々です。

ここでは、移動空間におけるユニバーサルデザインの実現に向け13のテーマを掲げ、各テーマの特性や様々な移動手段に応じた工夫、考え方を整理しています。

共通事項	25	⑦ アプローチ・敷地内(公園内)通路	39
① 道路	28	⑧ 玄関・出入口	41
② 排水施設	32	⑨ 廊下	43
③ 植樹帯	33	⑩ 階段	45
④ 防護柵	34	⑪ エレベーター・エスカレーター	47
⑤ 屋外照明	35	⑫ スロープ	51
⑥ 駐車場・駐輪場	36	⑬ 手すり	53



## 共通事項

## スムーズな連続性が確保された移動空間

すべての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、屋内と屋内、屋内と屋外、屋外と屋外での移動の連続性を確保します。

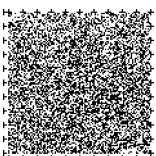
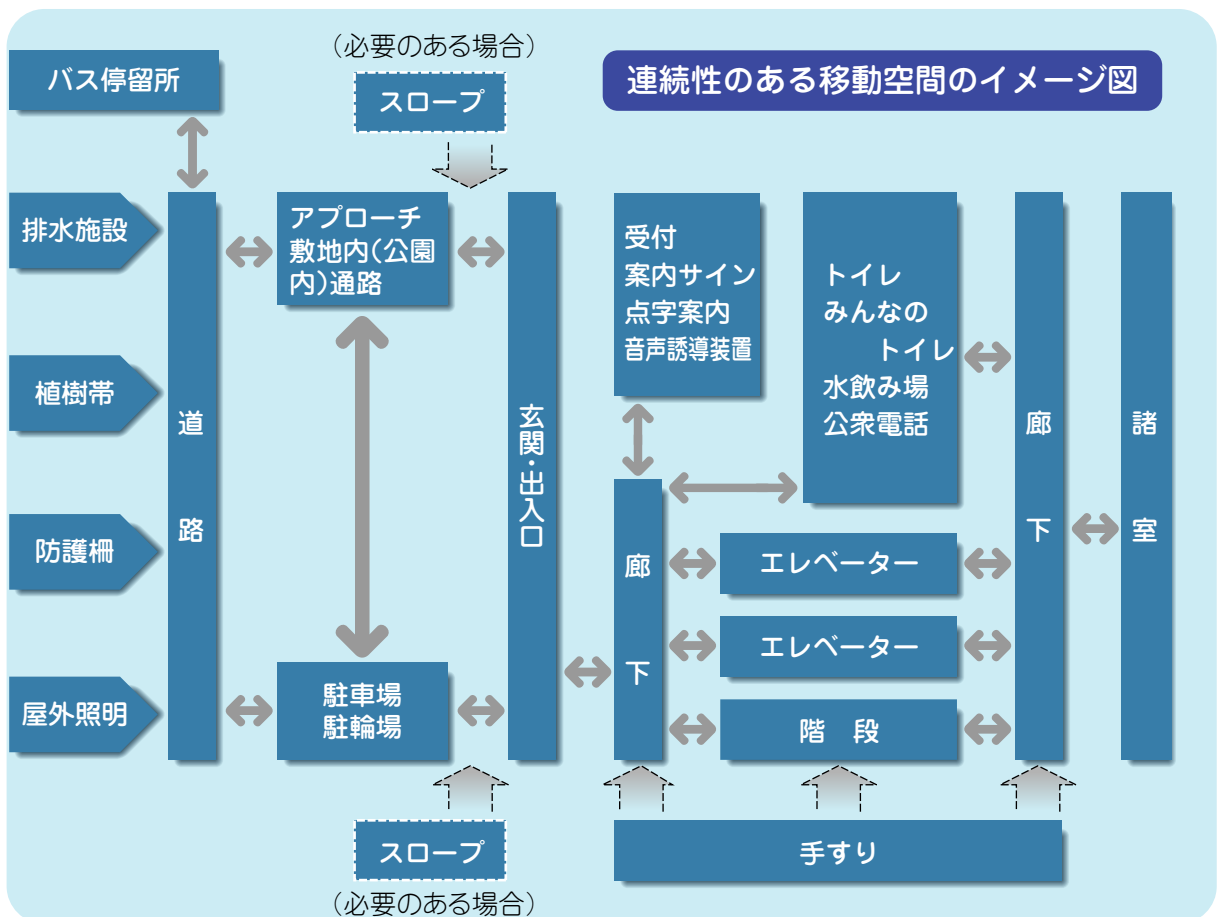
## 基本事項

## ●連続性

- ・ 建物の中から玄関へ、玄関から道路へ、道路からバス停留所へ、バス停留所から道路へ、道路から目的の建物へ、というような、すべての移動空間がスムーズに連続するよう計画します。
- ・ 出入口から建物内の各室までの経路は、手すりを連続して設け、誘導サインなどによりわかりやすく移動できるようにします。



駐車場から施設へ連続する通路  
(ビッグパレット)



## ●動線計画

- ・動線は単純明快なものとし、突出物などで妨げられないようにします。
- ・垂直移動は水平移動に比べ負担がかかるため、水平移動を基本に動線を計画します。

## ●ゆとり

- ・案内表示板を設置した玄関ホールや受付カウンターなど、移動のための情報を受け取る場所では、施設をはじめて利用する人や時間をかけて案内板を確認する人のため、ゆとりとしたスペースを確保します。
- ・人の動作速度には個人差があるため、自動扉の開閉速度やエスカレーターの速度に配慮します。

## ●維持管理の充実

- ・施設を常に安全な状態で運用するためには、維持管理が重要であることから、維持管理のしやすい施設を計画し、運用にあたっては管理体制と点検内容を充実します。
- ・施設の劣化や破損などにより危険な状態が発生しないよう常に現状を把握し、事故の発生を防止します。

## ●段差の解消

- ・移動空間はできるだけ平坦にし、やむを得ず段差が生じる場合は、段差の存在がわかるようにするとともに、スロープを設けます。

## ●避難経路

- ・避難の方法及び経路について十分に検討し、人的な対応のほか、音声や文字情報等、複数の方法により誘導できるよう計画します。
- ・防火戸のくぐり戸の部分は、閉鎖しても段差の生じない構造のものとしします。

## ●床

- ・平坦で安定性があり、滑りにくく、水はけの良い材料または仕上げを選択します。

## ●地域性

- ・福島県の各地域の気候や周辺環境にあった移動空間をデザインします。

## ●明るさの確保

- ・移動する速度や場所に適した明るさを確保し、まぶしさが発生しない照明器具の選定、設置位置とします。
- ・手すりの位置や情報装置などを夜間でも容易に認識できるよう工夫します。

## ●雨天時

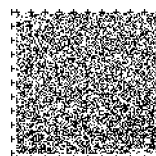
- ・水溜りが生じないよう、雨水を適切に処理する排水施設を設けます。



滑りにくく平坦なアプローチの例



周辺環境と調和した平坦な通路の例



**配慮事項****●休憩スペース**

- ・ 疲れたときに休憩ができ、語らいの場所としても利用できるよう歩道やホールなどに休憩スペースを設け、ベンチや緑、水飲み場などを設置しましょう。
- ・ ベンチは、通行の妨げにならないよう、通路からある程度の間隔を確保し、車いす使用者が隣接できるよう、平坦なスペースを確保しましょう。

**●大型車両の通行**

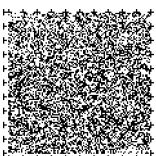
- ・ バスなどの大型車両による利用が想定される施設では、施設への入口⇒車寄せ⇒駐車場⇒出口という一連の車両移動がスムーズに行える車両動線を計画しましょう。
- ・ 大型車両用の入口と出口が同じ場合は、車両が転回できるスペースを設けましょう。



潤いのある木製ベンチ(21世紀記念公園)



通路に設けられたベンチ(県立大野病院)



## 道路

## 安全で安心して利用できる道路

連続性・動線・段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して利用できるようにします。

## 基本事項

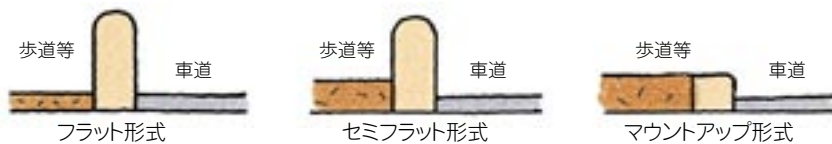
## ●道路幅員

・歩道及び車道は、交通量及び利用状況に応じた、適正な幅員とします。

## ●歩道の形式・材料

・市街地部では原則として透水性舗装とします。

・必要に応じて衝撃をやわらげる材料の舗装とします。



・連続的な平坦性を確保するとともに、段差軽減のため、フラット型とします。ただし、フラット型であっても、横断歩道部等においては、視覚障がい者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるように歩行者動線用乗り入れブロックを使用します。なお、沿道の利用状況などにより、フラット型の採用が困難な場合は、現地の実情に合わせ、セミフラット型とします。

## ●歩道の勾配・段差

・縦断勾配、横断勾配、すりつけ勾配は、車いす利用者が通行しやすい勾配とします。

・勾配が長く続く場合は、平坦部を設けます。

・やむを得ず段差が生じる場合は、通行に支障のない高さとします。



段差が少ない例

## ●縁石

・車両乗り入れ部や歩道巻き込み部など、やむを得ない場合を除き、連続するよう設けます。

## ●交差点部

・歩道には、横断待ちをする部分に平坦な部分を設けスペースを確保します。

・必要に応じて視認性を高めるために、視線誘導標や道路照明灯などを設置します。



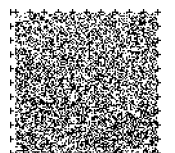
歩行者・自転車の分離の例

## ●歩行者・自転車の分離

・利用状況に応じて、歩道の有効幅員が4.0m以上確保できる場合は、歩行者と自転車を分離する形状とします。また、舗装材料を変更したり、植樹帯などで誘導し、通行帯をわかりやすくします。

## ●車道舗装

・降雨時の水しぶき・走行騒音・ライトの反射などを低減する必要がある箇所は、排水性舗装とします。



### ●冬期間への対応

- ・積雪寒冷地では、除雪、堆雪<sup>たいせつ</sup>\*1を考慮して計画するとともに、除雪の実施により有効幅員を確保します。

### ●路面(舗装等)の材料

- ・平坦性、すべりにくさ、水はけの良さなどを考えて路面材料を選定します。特に、ブロックタイプの舗装材は、目地部に段差が生じやすいので、段差が発生しないようにします。

### ●幅員の確保

- ・標識柱や電柱等により適正な幅員が確保できない場合は、その移設等について関係機関に働きかけます。
- ・占用物<sup>ちゆうぶつ</sup>\*2を設置する場合は、道路本来の機能を阻害しない場所に設置します。
- ・沿道店舗の立て看板やのぼり、駐輪、駐車車両など道路不法占用物の撤去を地域住民とともに働きかけます。

## 配慮事項

### ●連続性

- ・セミフラット型<sup>せみふらつてい</sup>\*3及びマウントアップ型<sup>まうんとあっぷてい</sup>\*4歩道の場合、沿道の細い通路との交差部では段差軽減のためハンプ<sup>はんぷ</sup>\*5を設けましょう。

### ●視認性

- ・沿道の利用状況に応じて、誘導用ブロックを設けましょう。
- ・車止めは、視認性の良いものを使用しましょう。
- ・縁石には反射鋳<sup>はんしゃひょう</sup>などを設け、夜間の視認性を高めましょう。
- ・歩行者と自転車を分離する場合は、視認性の良いカラー舗装などで通行帯を区分する計画としましょう。

### ●すりつけ

- ・歩道と民地側の出入口部などの高低差をすりつける場合、沿道の利用者・地権者との協議・調整を行い、土間コンクリート・階段・スロープなどですりつけましょう。



ハンプで歩道の段差をなくした例



民地との段差解消(すりつけ)の例

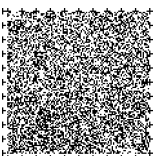
※1 堆雪:除雪された雪。

※2 占用物:電柱や水道管など、道路敷内に継続して使用する一定の工作物又は施設。

※3 セミフラット型:歩道面を車道面より若干高くし縁石を歩道面より高くした構造(前ページ図参照)

※4 マウントアップ型:歩道面および縁石天端を車道面より高くした構造(前ページ図参照)

※5 ハンプ:舗装を部分的に盛り上げ、運転者に対して通過時のショックや事前の視野により速度低下を促すもの。



### ●マンホールなど

- ・マンホールなどの突出やすりつけの悪さなど、占用<sup>※6</sup>復旧箇所の凹凸が生じないようにしましょう。
- ・マンホールの蓋などの滑りやすい部分は、滑り止めなどの対策を講じましょう。

### ●停車帯(荷さばき場、タクシー乗り場など)

- ・道路上に停車帯を設ける場合、一般車両の走行を妨げないようにし、路面には必要に応じて使用用途が分かるように明示しましょう。
- ・停車車両の乗降者や積荷の往来が想定される部分は、横断歩道の場合と同様に、できるだけ歩車道境界の段差をなくしましょう。



歩道のない道路での歩行者スペースの確保例

### ●歩道のない道路での自転車・歩行者通行帯

- ・路肩<sup>ろかた</sup>及び余裕幅などを利用し、自転車・歩行者通行帯を確保しましょう。また、舗装材料や色調を変え、利用者にわかりやすくしましょう。

### ●工事中

- ・人通りの多い箇所では、交通誘導員を配置しましょう。
- ・迂回路、仮設道路については、現道と同等の機能を確保しましょう。特に、誘導用ブロックがある場合には、連続性を確保しましょう。
- ・工事箇所においては、歩行者の通路を確保しましょう。
- ・同じ箇所における工事(舗装、水道等)の施工時期を調整し、効率良い工事を行うとともに、降雪期の工事はできるだけ避けましょう。
- ・地下埋設工事など、竣工後に段差の発生が懸念される場合は、沈下防止策をあらかじめ講じましょう。
- ・工事看板は、工事内容がわかりやすい標記にするとともに、工事区域がわかりやすいような配置としましょう。

### ●冬期間

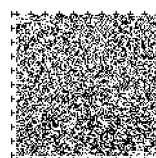
- ・歩道等において、積雪または凍結により通行に著しく支障を及ぼす箇所がある場合は、地域の利用状況に応じた冬期対策を講じましょう。
- ・路上施設や占用物は、除雪を念頭において配置を計画しましょう。
- ・消融雪施設<sup>しょうゆせつ</sup>※7は、除雪や現地状況を考慮して計画しましょう。また、溶けた際の水の流れを考慮した排水計画としましょう。



歩道に消融雪施設を設けた例

※6 占用:水道管・ガス管など、一定の工作物を道路敷内等で継続して使用すること。

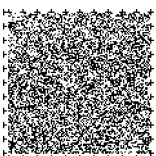
※7 消融雪施設:消雪パイプやロードヒーティングなど、雪を溶かす施設。



- ・積雪寒冷地<sup>きょうりょう</sup>の橋梁部では、舗装材料は滑りにくいものとし、状況に応じて消融雪施設の設置を検討しましょう。また、凍結しやすい構造は避けましょう。
- ・下路形式<sup>かろ</sup>\*<sup>8</sup>の橋梁は、横桁<sup>よこけた</sup>から雪や氷が落下しないように対策を講じ、下路形式橋梁の採用はできるだけ避けましょう。
- ・地下立体横断施設の出入口は、降雪期の風向きを考え、雪の吹き溜まりとならないように計画しましょう。



下路形式の橋梁



※8 下路形式:通路が橋桁や主構の下方にある橋の形式。



## 排水施設

UDデータはP96

## 動線と交差しない、安全な排水施設

側溝・排水柵・横断側溝などは、動線と交差しない場所へ設け、蓋は滑りにくく、靴のかかとなどが落ち込まないものとします。

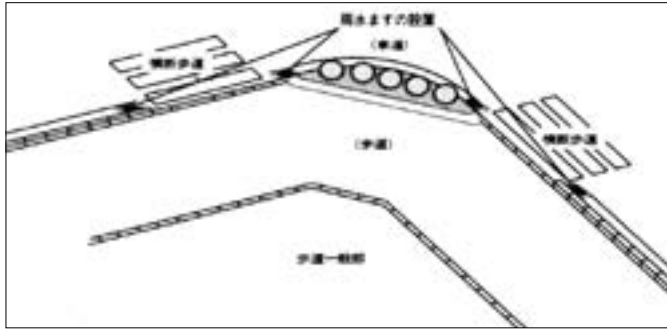
## 基本事項

## ●設置

- ・歩道に設ける場合は、動線と重ならないように設けます。やむを得ず動線と重なる場合には、利用目的、周辺環境を考慮した上で、側溝に掛かる蓋は滑りにくく、靴のかかとや車いす等の車輪が落ち込まないものとします。

## ●安全性

- ・安全上必要な箇所には蓋を設けます。



出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)

歩行動線上に排水柵を設置するイメージ



出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)

滑り止めのついたグレーチングの例  
(網目の一部にアスファルトが充填されている)

## 配慮事項

## ●設置

- ・コンクリート側溝の場合は、手掛けの切り欠けなどが通行の支障にならないよう、歩行者などの動線部以外に手掛けを設けましょう。

## ●積雪地域

- ・雪捨て場などの確保が困難な箇所には、<sup>りゅうせつこう</sup>流雪溝<sup>しょうせつこう</sup>を設けましょう。
- ・<sup>しょうゆせつ</sup>消融雪施設<sup>しょうゆせつ</sup>※を設ける場合は、溶けた水の流れを考慮した排水計画としましょう。



夏期

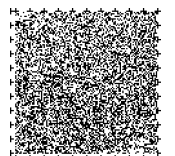
出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
株大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)

冬期(除雪期間中)

出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
株大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)



※ 消融雪施設:消雪パイプやロードヒーティングなど雪を溶かす施設



## 植樹帯

## 沿道に潤いを与える植樹帯

成木状態をイメージして配置し、潤いと安らぎのある沿道環境を創ります。

## 基本事項

## ●設置

- ・必要に応じて良好な潤いある沿道環境とするため、植樹帯を設けます。
- ・歩行者動線と重ならないようにします。
- ・景観、車道、歩道並びに付属施設への影響を考慮し、成木時の樹形をイメージした植栽とします。
- ・樹種の選定にあたっては、交差点や車庫等への出入口、横断地点、その他重要な場所での視界と視距が確保できるよう、成長時の高さや広さを考慮します。また、植樹後も、樹木の高さ・広さを適正に管理します。
- ・視線誘導の目印の一つとなるため、連続性を保ちます。
- ・除雪を念頭において設けます。
- ・車道部に日陰が発生することで、路面凍結の危険があるので、日照を考慮します。



視線誘導の大切な目印の一つとなっている

## 配慮事項

## ●樹種

- ・花、根などに有毒なものを持たないものを選定しましょう。
- ・特徴のある樹種は目印として有効なので、必要に応じて設けましょう。
- ・街路樹等の樹木は、
  - ①地域にあった樹種を選定しているか。
  - ②落葉樹の場合、落葉の掃除などの管理ができるか。
  - ③根が張り、舗装などを持ち上げてしまう可能性はないか。
 を検討して選定しましょう。

## ●植樹柵

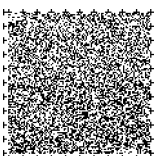
- ・歩行者の靴のかかとなどが落ちないものとしましょう。



根が張り、舗装を持ち上げている例



植樹柵の蓋は、かかとなどが落ちないデザインを選定しましょう



## 視線誘導としての防護柵

連続性に留意し、曲がり・ねじれなどが無いよう、維持管理も十分に行います。

### 基本事項

#### ●設置

- ・「防護柵設置基準・同解説」※1及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」※2に適合させます。
- ・ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目、設置の方向などにより通行者に危害を及ぼすことのないようにします。

#### ●形状・色彩

- ・景観に配慮し、連続性を失わないようにします。

### 配慮事項

#### ●眺望

- ・道路から外部への眺望を阻害しない形式・位置としましょう。

#### ●安全性

- ・反射テープなどを貼付し、夜間の視認性を向上させましょう。

#### ●除雪対策

- ・除雪などにより損傷を受けない位置・構造としましょう。

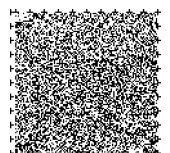


出典:「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(株)大成出版社  
(発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2004.5.30)

眺望を阻害しない防護柵の例

※1 「防護柵設置基準・同解説」:(社)日本道路協会(H16.3)

※2 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」:(財)国土技術研究センター発行(H16.3)



## 屋外照明

### 夜間も快適な屋外照明

連続性・視認性・景観などに配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けます。

#### 基本事項

##### ●設置

- ・照明による事故の抑制効果の高いところに優先的に設けます。
- ・交通量の多いところや人の集まるところに優先的に設けます。
- ・歩行者などの通行量や周辺の光環境を考慮して、適切な明るさを確保します。
- ・地下歩道には、利用者が安心して利用できるよう、蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプ<sup>※1</sup>の照明を設けます。

#### 配慮事項

##### ●均斉度<sup>※2</sup>

- ・明るさにムラがあると視認性が悪くなるため、ムラが少なくなるようにしましょう。

##### ●連続性

- ・照明は視線誘導として有効なので、できるだけ等間隔で連続的に設けましょう。

##### ●照明形体等

- ・路面の平均照度<sup>しょうど</sup>、まぶしさ、保守の容易性等から形式を選定しましょう。
- ・周辺景観と調和したデザインとしましょう。
- ・目にやさしい間接照明<sup>かんせくしょうめい</sup><sup>※3</sup>や、フットライトなどの低位置照明などを有効に活用しましょう。

##### ●位置

- ・照明器具が樹木などで覆われてしまわないよう、適正な位置に設けましょう。

##### ●環境への配慮

- ・住環境や生態系に配慮した照明計画としましょう。

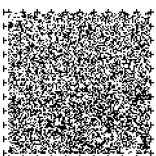


周辺との景観に配慮した照明計画の例

※1 蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプ:光源は利用者に安心感を与えるものでなければならないので、その意味では演色性の悪いナトリウムランプの使用は望ましくない。

※2 均斉度:照明施設における明るさ(照度、輝度)の分布変動を示す尺度。

※3 間接照明:光源からの光を天井、壁などに反射させ、その間接光を利用する照明。



## 道路からも建物からもアクセスしやすい駐車スペース

十分な乗降スペースを確保し、段差をなくします。また、車いす利用者用駐車スペースは、安全で、施設を利用しやすい場所に計画します。

### 基本事項

#### ◆駐車場共通事項

##### ●路面

・路面は、排水を考慮したうえで、できるだけ水平に計画し、凹凸のない仕上げとします。

##### ●車路・駐車スペース

・見通しの良い、ゆったりとしたスペースを確保します。  
・車での利用者数を考慮し、必要な駐車台数を確保します。

##### ●路面ペイント

・駐車しやすいデザインとし、塗装が取れかけたら再塗装を行い、常に見やすい状態を保ちます。  
・車路部分を乗降スペースとして利用する場合は、「最徐行」の表示をします。

##### ●歩行者の安全確保

・歩行者専用の出入口を設けます。

##### ●夜間

・夜間の利用が想定される駐車場や屋内駐車場では、安全に乗降できるよう照明設備を設置します。

##### ●積雪地域

・冬期の日当たりの良い位置に設けます。

#### ◆車いす利用者用駐車スペース

##### ●台数

・施設の用途や利用者数を考慮し、必要な台数を確保します。

##### ●位置

・玄関など施設の主要な出入口の近くに設け、柵やポストコーンなどでふさがずに、いつでも利用できるようにします。



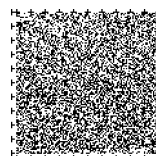
段差のない駐車スペース(新地町役場)



取れかけた路面ペイントは早めに再塗装を!

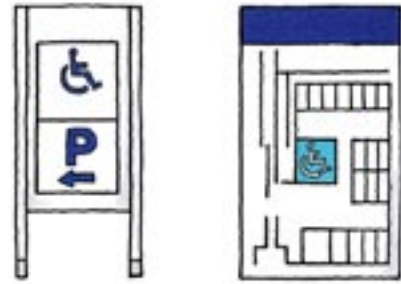


ゆったりとした駐車スペース(ビッグパレット)



## ● サイン

- ・ 車いす使用者用であることが容易にわかるように一般駐車スペースとは異なる色を塗布するか、国際シンボルマークや文字を床面または標示板などにより明記します。
- ・ 車いす使用者用駐車スペースへ容易に誘導できるサイン計画とします。



車いす使用者用を示すサイン

## ● 大きさ

- ・ 後部からの車いすの積み下ろしが容易にできるよう、奥行きを確保します。
- ・ 車両の両側に乗降専用スペースを設けます。

## ◆ 駐輪場

- ・ できるだけ玄関の近くで、来場者にわかりやすい場所に設けます。
- ・ 自転車の出し入れが容易に行えるよう、十分なスペースを確保します。
- ・ 自転車での利用者数を考慮し、必要な駐輪台数を確保します。
- ・ 降雨で自転車が濡れないように、屋根を設けます。
- ・ 自転車の出し入れで、通行を妨げることのない場所に設けます。



屋根の設けられた駐輪場(公立藤田総合病院)

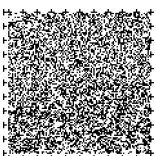
## 配慮事項

### ◆ 駐車場共通事項

- ・ 歩行者専用通路を設け、車路を横断する箇所には、横断歩道を設けましょう。
- ・ 必要に応じて車止めを設けましょう。
- ・ 透水性舗装としましょう。
- ・ バスなどの利用が想定される施設では、大型車両専用の駐車スペースを設け、荷物の積み下ろしや車いすの乗降スペースを設けましょう。
- ・ 職員用と来客用の駐車スペースを区分しましょう。
- ・ 車路は対面交通を避け、一方通行としましょう。
- ・ 交差部は十字交差を避け、L字、T字とし、視界の良くない交差部にはカーブミラーや回転灯等を設けましょう。
- ・ 夜間の利用が想定される駐車場や屋内駐車場では、車止めにつまづかないよう反射シールを貼り、円滑に施設へ誘導するために、発光式のサインや掲示板を設けましょう。
- ・ 積雪地域では、通路や駐車場の除雪が適切に行えるよう、雪溜めスペースを確保しましょう。



施設の敷地内に設けられたバス乗降スペース(公立藤田総合病院)



### ◆車いす使用者用駐車スペース

- ・ 駐車スペースと施設の床高に差がある場合は、駐車スペースの路面の高さを施設の床高に合わせてみましょう。
- ・ 雨天時の利用を考慮し、駐車スペースや建物入口までの通路には屋根を設けましょう。
- ・ 必要に応じて手すりを設けましょう。
- ・ ラインの色を工夫し、一般駐車スペース2台分を車いす使用者用駐車スペース1台分に、あるいは3台分を2台分にするなどの柔軟性のある計画としましょう。
- ・ 施設の入口付近のほかにも数箇所に分散配置しましょう。

### ◆駐輪場

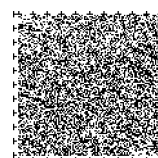
- ・ 多くの駐輪が見込まれる施設は、整然と駐輪できるように、自転車駐輪ラックを設けましょう。



屋根のある車いす使用者用駐車スペース  
(道の駅はなわ)



自転車用駐輪ラックの設置例  
(いわき光洋高校)



## アプローチ・敷地内(公園内)通路

### 安全で便利なアプローチ・安心して歩ける通路

施設へのアプローチはわかりやすい位置に設け、すべての人が道路から安全に同じ経路で移動できるようにします。

また、敷地内(公園内)通路は、すべての人が安心して移動できるように、部分的な配慮ではなく、連続性を持った空間とします。

#### 基本事項

##### ●歩行者と車の分離

- ・歩行者の安全を確保するため、歩行者用通路と車路は分離します。

##### ●幅員

- ・傘を差した人同士、車いす使用者同士がすれ違える幅員を確保します。

##### ●勾配

- ・縦断勾配は、車いす利用者も容易に昇り降りできる勾配とします。
- ・横断勾配は、できる限り緩やかな勾配にします。
- ・歩道に縦断勾配があり、ある程度長い距離がある場合には、適度に平坦部を設けます。

##### ●車寄せ

- ・車いすの乗降やトランクからの荷下ろしを行う場所には、雨天時でも支障のないよう、十分な大きさの庇<sup>ひさし</sup>を設けます。

##### ●サイン、のぼり旗など

- ・サインやイベント時に設置するのぼり旗は、わかりやすい位置に設け、美観に配慮した上で、通行の支障にならない位置に設けます。

##### ●素材

- ・平坦で滑りにくく、水はけのよい材料とし、特に歩道にブロックタイプの舗装材等を用いる場合は、移動しやすいよう目地を含め凹凸を少なくします。

##### ●誘導

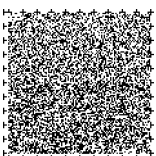
- ・施設へ安全にアプローチできるよう、誘導用ブロック、縁石、歩車道を分離するライン引きなどを施します。



雨天時でも支障なく乗降できる車寄せ  
(新地町役場)



ブロックタイプの舗装材を敷設した通路  
(道の駅はなわ)





## 配慮事項

### ●歩行者と自転車の分離

- ・歩行者用通路と自転車用通路は分離しましょう。

### ●段差

- ・車道と歩行者用通路の交差部は、歩道を切り下げず、車道にハンプ\*を設けましょう。

### ●素材

- ・車道と歩道の材質は、質感の違いにより区別しやすいよう、異なる材質の使用を検討しましょう。

### ●サイン

- ・建物の出入口付近の車路には、徐行や駐車禁止等の床面ペイントや標識などを表示しましょう。

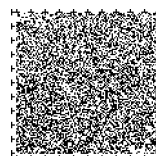
### ●その他の設備

- ・必要に応じて手すりや音声誘導装置を設けましょう。
- ・距離の長い通路には、ベンチ、木陰、展望台、花壇などを設けるなど、長さを感じさせない工夫をしましょう。

### ●積雪地域

- ・積雪地域や建物の北側にアプローチを配置する場合は、施設へのアクセスが円滑に行えるよう、屋根や融雪装置などを設けましょう。
- ・通路が周辺施設からの落雪により遮断されることのないよう、施設から適度な間隔を確保しましょう。

\* ハンプ:舗装を部分的に盛り上げ、運転者に対して通過時のショックや事前の視野により速度低下を促すもの。



## 玄関・出入口

## わかりやすく、出入りしやすい玄関・出入口

車いすでも利用しやすいスペースを確保するとともに、すべての人が操作しやすい扉とします。

また、玄関はアプローチから簡単にわかる位置に設け、案内・誘導サインなどを設けます。

## 基本事項

## ●動線

・すべての人が同じ玄関・出入口から施設に出入りできるようにデザインします。

## ●床

・玄関や出入口の床は水平とし、段差や門扉止めなどの突起物を設けないようにします。

## ●幅員

・玄関や主要な出入口は、車いすの通過や大きな荷物の運搬が容易にできる幅を確保します。

## ●玄関扉前後のスペース

・扉の前後には、車いすが転回できるようにするために必要なスペースを設けます。

・出入口や玄関には<sup>ひさし</sup>庇を設けます。

## ●水拭きマット

・埋め込み型を採用し、マットの端部を固定し、車いすの通行や歩行に支障のない材料を選定します。

・誘導用ブロックを遮断しないように設けます。

## ●ドア

・なるべく小さな力で開閉できるドア(上吊り式など)を選定します。

・ドアハンドルは、開き戸ではレバーハンドル、引き戸では棒状のものなど握りやすく操作がしやすい形状とします。

・ドアハンドルの高さは、すべての人が容易に操作できる高さとしします。

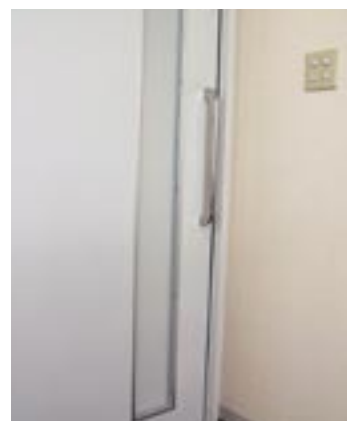
・自動的に閉鎖するドアは、ゆっくり閉まるタイプのものを選定します。

・自動ドアの感知センサーは、子どもや車いす使用者が通行する場合でも容易に感知するよう設定します。

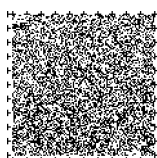
・出入口扉などの大きなガラス面には、衝突を防止し、万一破損した場合にもケガをしないようデザイン性に配慮し、視線の高さに衝突防止フィルム、飛散防止フィルムなどを施します。



誘導用ブロックを避けて水拭きマットを敷いている例  
( 誘導用ブロック色は高輝度黄色が望ましい。 )



棒状ハンドルの開き戸



- ・扉の開閉によりケガをしないよう、引き戸の召合わせ部にクッション材などを設け、自動ドアの引き込み部は挟み込み防止を施します。

### ● 入場ゲート・レジ通路

- ・車いす使用者が通行できる十分な幅を確保し、床は水平にします。
- ・レジ台は、買い物かごが置きやすい高さとし、利用者に合わせて、高さが違う台の設置や高さを変えられる台を設けます。



幅を広く取ったレジ通路  
(ヨークベニマル吉倉店)

### ● 案内板

- ・玄関には総合的な案内板を設けます。

### ● インターホン

- ・主要な出入口には、案内、誘導などを行うインターホンを設け、押しボタンの近くに点字を併記します。

### ● 積雪地域

- ・落雪により出入口が塞がらないよう、<sup>ひさし</sup>庇の傾斜方向に配慮します。
- ・玄関の位置は、風向きや雪の吹き溜りを考慮します。

### ● 冬期間

- ・玄関ホールが利用者の待合スペースとなる場合は、日当たりの良さ、風除け、空調負荷などを考慮します。

## 配慮事項

### ● ドア

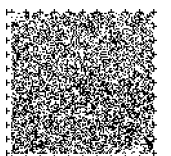
- ・玄関や主要な出入口は自動ドア(引き分けタイプ)とし、その他の出入口は引き戸にしましょう。
- ・必要に応じて、ドアの反対側の様子が分かるように、子どもの視線の高さにも配慮したガラス小窓などを設けましょう。

### ● 段差

- ・やむを得ず段差が生じる場合は、スロープと階段を併設しましょう。
- ・非常口に段差が生じる場合、スロープを設けましょう。

### ● 手すり

- ・靴を履き替える玄関には、手すりや椅子<sup>いす</sup>を設けましょう。



## 廊下

## ゆったりとした廊下

建物の用途、規模、利用状況などに応じた十分な幅員を確保し、幅員は途中で変えず、設備機器などの突出物のない直線通路とし、わかりやすい動線とします。

## 基本事項

## ●幅員

- ・車いす使用者が容易に転回でき、歩行者と車いす使用者とが容易にすれ違える幅員を確保します。
- ・手すりなどを設ける場合は、手すりの内側で幅員を確保します。
- ・幅員は途中で変えないようにします。

## ●床

- ・材質は途中で変えないようにします。
- ・歩きやすいよう、壁の色との明度差を確保します。

## ●突出物

- ・通行の支障になる位置に突出物や物品を置かないようにします。
- ・消火器等は壁埋め込み式とします。

## ●手すり

- ・玄関から各室までの廊下には、両側に手すりを設けます。

## ●誘導用ブロック

- ・玄関から受付又はインターホンまで、誘導用ブロックを途切れることのないよう敷設します。



廊下にはみ出さないよう工夫されたゴミ箱置場  
(公立藤田総合病院)



2段手すりの付いた廊下  
(県立大野病院)

## 配慮事項

## ●幅員

- ・車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しましょう。

## ●壁面等の角部

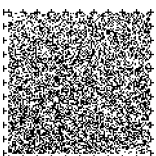
- ・壁や柱の角部は、面をとるかコーナーガードを設けましょう。

## ●案内板

- ・室名表示板やイベント案内板等は、床置き式ではなく、壁付けタイプのものを採用しましょう。

## ●光環境

- ・必要な照度を確保するとともに、日射などによるまぶしさへの対策を施しましょう。

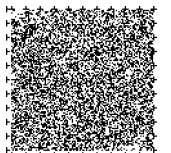


●積雪地域

- ・冬期間に施設間を円滑に移動できるよう、回廊・渡り廊下に屋根を設けましょう。



柱の角を面取りしている例  
(郡山運転免許センター)



## 階 段

## 安全で円滑に移動できる階段

階段は、ゆとりある幅や適切な勾配とし、手すりを設置します。また、転落防止のため、踏み面<sup>※1</sup>を滑りにくくし、段鼻<sup>※2</sup>を識別しやすくします。

## 基本事項

## ●形式

- ・安全で介添えがしやすいよう、踏み面の幅が内側と外側で違う階段(らせん階段など)は設けないようにします。

## ●形状

- ・ゆとりある幅員を確保し、適切な勾配とします。
- ・幅員や蹴上げ<sup>※3</sup>、踏み面の寸法は、途中で変えないようにします。
- ・蹴込み板のない階段や透明なガラス板の階段は設けないようにします。
- ・段数の少ない階段は、目立ちにくく危険なため設けないようにし、やむを得ず設ける場合は、注意喚起表示等の措置を講じます。

## ●仕上げ

- ・転倒防止のため、段鼻、蹴上げ、踏み面の各々の色は、見分けやすく、輝度比を大きくします。廊下と階段の床の色を変えることでさらに識別しやすくなります。
- ・段鼻には滑り止めを設けます。
- ・上端、下端には点状ブロックを設けます。

## ●手すり

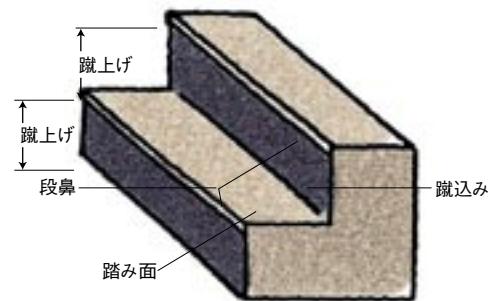
- ・両側に手すりを設けます。
- ・幅の広い階段は、中間にも手すりを設けます。

## ●明るさ

- ・足下が良く見えるように、自然採光や照明装置で明るさを確保します。

## ●その他

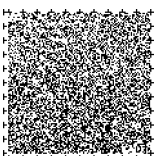
- ・階段下に人が入れるスペースがある場合は、通行の際にぶつからないよう、花壇や手すりを設けます。



階段の各部の名称

段鼻に滑り止めを設け色別した階段  
(県立大野病院)中間に手すりを設けた例  
(うすい百貨店)

※1 踏み面:階段の足を載せる段の水平面。  
 ※2 段鼻:階段の段の先端。  
 ※3 蹴上げ:階段の1段の高さ又はその部分。



## 配慮事項

### ●形状

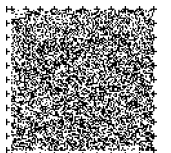
- ・踊り場は、一時的な避難場所や足休めの場所となるよう、十分なスペースを確保しましょう。
- ・転落防止のため、階段を上がったすぐの位置には出入口を設けないようにしましょう。
- ・屋外の階段には屋根を設けましょう。

### ●サイン

- ・階段の設置位置がわかりにくい場合は、誘導用サインや誘導用ブロックを設けましょう。

### ●積雪地域

- ・屋外での材料は、凍害の影響を受けないものを選定し、融雪装置を設けましょう。除雪を必要とする場合は雪溜めスペースを設けましょう。



## エレベーター・エスカレーター

UDデータはP104

## すべての人が使いやすいエレベーター・エスカレーター

わかりやすい位置に設け、すべての人が安全に使いやすいものとします。

## 基本事項

## ◆共通事項

## ●位置

- ・エレベーターやエスカレーターは、階段とともに利用者が選択できるよう、わかりやすい位置に、階段と近接して設けます。

## ◆エレベーター

## ●設置

- ・低層建物の場合や地下歩道でもできる限りエレベーターを設けます。
- ・一台は、車いす使用者や視覚障がい者などが一人で利用できるような形態や設備を備えたものとします。

## ●乗降ロビー

- ・ゆったりとした空間を確保し、車いす使用者同士のすれ違いや転回が容易にできる大きさとしします。

## ●室内の大きさ

- ・車いす使用者が容易に転回できる大きさとししますが、難しい場合は、車いす使用者と介助者が同乗できる大きさとしします。

## ●扉

- ・車いすの乗り降りや大きな荷物の出し入れが容易に行える幅としします。
- ・利用者に合わせて開放時間を延長できる操作ボタンを設けます。
- ・子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置(感知器)を設けます。



近接した位置に設けられているためわかりやすく、利用者が選択できます。  
(福島市本町地下歩道)



ゆったりとした乗降ロビーと乗り場ボタン  
(くまもと県民交流会館「パレア」)



開放時間延長ボタン

■お年寄りの方の乗り降りに。



■点滴をしながらの移動に。



■ベビーカーを押しての利用に。

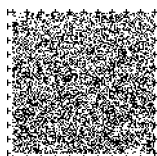


■台車などを使った荷物の運搬に。



扉を安全に通過できる装置(感知器)

※ シースルータイプ:内部が透けて見える形式。





## ●操作盤・操作ボタン、乗場ボタン

- ・ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすく表示します。
- ・設置位置や高さは、すべての人の手が届くようにします。
- ・操作盤には点字や拡大文字による表示を行います。



## ●情報

- ・音声・音響案内、昇降方向や文字表示などの情報サインを設けるとともに、緊急連絡のための情報機器を設けます。

## ●誘導

- ・線状ブロックによりエレベーターまで誘導するとともに、乗降ロビーの乗場ボタン前へ点状ブロックを設けます。
- ・他の乗降者とぶつからないよう、昇降路出入口前には誘導用ブロックを設けないようにします。



操作盤・操作ボタンと案内図

## ●その他

- ・内部で車いすの転回ができないものは、出入口を確認するための鏡を設けます。
- ・内部に手すりを設け、必要に応じて腰掛などの設備を設けます。
- ・建物床とエレベーター床との隙間は、車いすのキャスターや杖などが挟まらない幅とし、段差はできるだけ少なくなるよう、点検調整を行います。

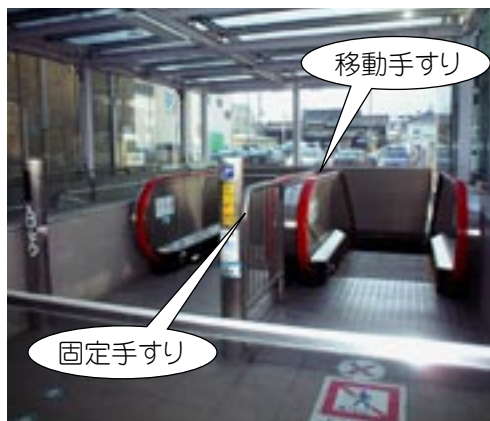
## ◆エスカレーター

### ●形状

- ・安全な乗り降りができるよう、水平部分のステップを複数枚設けます。

### ●手すり

- ・移動手すりは、乗り口と降り口の水平部分に設け、固定手すりは乗降場のステップの前後に設けます。
- ・移動手すりの色が引き立つよう、周囲の色と輝度比<sup>※</sup>を確保し、視力の弱い人でも安全に利用できるようにします。



エスカレーター乗降場  
(福島市本町地下歩道)

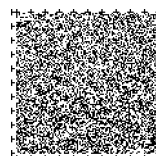
### ●情報

- ・上端及び下端付近には、進入可否の表示や音声・音響案内などの情報サインを設けます。

### ●誘導

- ・線状ブロックによりエスカレーターまで誘導するとともに、乗り口には点状ブロックを設けます。また、音声・音響案内などを併設し利用者の安全を確保します。

※ 輝度比:輝度 (cd/m<sup>2</sup>) とは、発光体の単位面積あたりの明るさ(発散する光の量)のこと。輝度比は、2つの材料の輝度の比。



## 配慮事項

### ◆共通項目

#### ●その他

- ・ 乗り降りの動線上には、ごみ箱や灰皿、看板などを置かないようにしましょう。

### ◆エレベーター

#### ●構造

- ・ 動線上効果的な場合には、2方向出入口を設けましょう。

#### ●室内の大きさ

- ・ 必要に応じて、ストレッチャー※<sup>1</sup>や担架<sup>たんか</sup>で水平に運ぶことができるものとしましょう。

#### ●扉

- ・ 子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置（感知器）と併せて、乗り込み口付近から利用者を感じ取る装置を設けましょう。

#### ●操作盤・操作ボタン

- ・ 点字を読めない人にもわかるよう、点字と浮き出し文字の両方で表示を行いましょう。
- ・ 操作ボタンの位置や表示を、触って確認することもあるため、ボタンの感知方式はタッチ式ではなく、押しボタン式（プッシュ式）としましょう。
- ・ 浮き出し文字は、色を目立つようにしてわかりやすくしましょう。
- ・ 行き先ボタンを間違えて押した場合のキャンセル機能を備えましょう。

#### ●情報

- ・ 2方向出入口とした場合は扉の開く方向がわかるよう、停止階ごとに音声及び表示で案内しましょう。

#### ●誘導

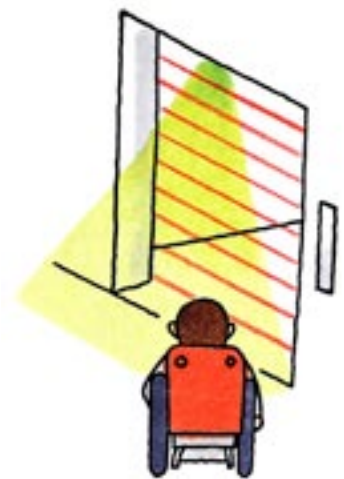
- ・ 建物の用途、規模などから効果が大きい場合には、乗降口ビーへ触知案内図※<sup>2</sup>を設けましょう。



2方向出入口エレベーター  
手前:入口、奥:出口



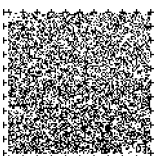
浮き出し文字



乗り込み口付近から利用者を感じ取る装置

※1 ストレッチャー: 負傷者などを運ぶ車輪のついた移動用寝台。

※2 触知案内図: 配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。



## ●防犯

- ・必要に応じて、外部からの視認性を確保するため、扉にガラス窓を設けたり、シースルータイプ※としましょう。

## ◆エスカレーター

## ●運転速度

- ・必要に応じて、低速に変えられる機能を備えましょう。

参考:(社)日本エレベーター協会標準仕様



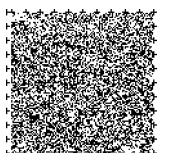
シースルータイプ※のエレベーター



ガラス窓がついたエレベーター

UNIVERSAL  
DESIGN

※ シースルータイプ:内部が透けて見える型式。



## スロープ

## 段差の移動を楽にするスロープ

長さ・勾配・前後の安全性などに配慮して設けます。

## 基本事項

## ●位置

- ・建物のアプローチに設ける場合は、主要な出入口に近いところに設けます。
- ・スロープと階段を併設する場合は、出来るだけ近くに設けます。
- ・延長が長くならないよう、できるだけ高低差が小さい場所に設けます。

## ●形状

- ・直線または折返しの直線形状とします。
- ・ゆとりある幅とゆるやかな勾配とします。
- ・横断勾配は出来るだけ緩やかな勾配とします。
- ・終始点は、飛び出し防止のために平坦スペースを設けます。
- ・高低差が大きくスロープが長くなる場合は、途中で平坦部を設けます。
- ・車いすの脱輪防止のため、スロープの両側に立ち上がりを設けます。

## ●床(路面)仕上げ

- ・色は、他の通路や踊り場と輝度比を大きくします。
- ・上端、下端に接する平坦部には点状ブロックを設けます。

## ●手すり

- ・両側に手すりを設けます。
- ・幅の広いスロープは中間にも手すりを設けます。

## ●明るさ

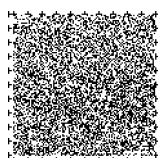
- ・足下が良く見えるように、自然採光や照明装置で明るさを確保します。



緩やかな勾配とし、屋根を設けた例  
(県立大野病院)



両側手すりを設けた例  
(県中保健福祉事務所)



**配慮事項****●位置**

- ・スロープを利用しにくい人もいるので、階段を併設しましょう。

**●形状**

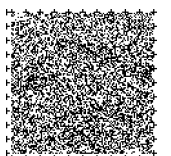
- ・車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しましょう。
- ・和室などの室内に段差を設ける場合は、簡易スロープなどで段差を解消できるようにしましょう。
- ・屋外のスロープには屋根を設けましょう。

**●サイン**

- ・スロープの設置位置がわかりにくい場合は、誘導用サインを設けましょう。

**●積雪地域**

- ・屋外での材料は凍害の影響を受けないものを選定し、融雪装置を設けましょう。除雪を必要とする場合は雪溜めスペースを設けましょう。



## 手すり

## 移動を補助する手すり

手すりは、お年寄り、目の不自由な方、子どもなどの移動や立ち座り動作の補助、あるいは転倒や転落防止などのためにも必要です。また、連続して設置することで目の不自由な方の誘導案内にも利用できます。

## 基本事項

## ◆移動用手すり

## ●仕様

- ・体重を上からかける場合がほとんどなので、ある程度太いものをしっかりと取り付けます。
- ・端部は、袖などが引っ掛からないように壁面側又は下方に曲げます。
- ・できる限り連続して設け、設備機器や点検扉などで分断されないようにします。
- ・壁の色と見分けやすい色とします。



連続して設けられた手すりの例  
(県立大野病院)

## ●設置方法

- ・壁との隙間は、手が擦れない程度を確保し、握りながら移動できるように留め方に注意します。
- ・設置高さは、一般的に足の付け根の高さとし、2段の場合は下の手すりにも体重をかけられるよう、上の手すりより廊下側に出して設けます。
- ・転落の危険がある場所に設ける場合は、転落防止に配慮します。

## ●材質

- ・設置する場所(屋外・屋内)に応じた耐久性や耐食性があるものとし、材質は触った時の感触や握りやすさを重視します。

## ●点字サイン

- ・必要に応じて行き先、到達地点を点字で案内し、2段手すりの場合は両方に設けます。
- ・点字にはその内容を文字で併記します。
- ・点字は自然に指が触る位置に設けます。

## ◆立ち座り用手すり

## ●仕様

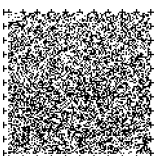
- ・しっかりと握れるよう、移動用よりも径を細くします。



立ち座り用手すりの例  
(県立大野病院)



点字サインの例(郡山堂前地下歩道)

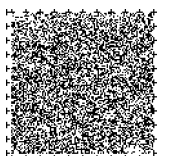


**配慮事項****●設置方法**

- ・移動用手すりは、通路の両側に2段の手すりを設けましょう。
- ・扉の開け閉めなど動作が伴う場所には、必要に応じて垂直手すりを設けましょう。

**●海岸地域**

- ・金属製の場合は錆による腐食に注意しましょう。



## 2 利用空間

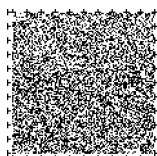


「利用空間」とは、ある目的を果たすために一定時間活動したり、活動によって疲れたところや体を休めたりするスペースのことです。

すべての人が、安全で快適に目的を果たせるよう、利用者の特性を把握し、そのスペースに必要な要素を十分に検討する必要があります。

ここでは、利用空間におけるユニバーサルデザインの実現に向け14のテーマを掲げ、各テーマの特性や様々な活動方法に応じた工夫、考え方を整理しています。

共通事項	56	⑧ 授乳室等	68
① トイレ・洗面所	57	⑨ 券売機・自動販売機・家具	69
② みんなのトイレ	59	⑩ 操作ボタン・スイッチ等	71
③ 更衣室・シャワー室	61	⑪ プール	72
④ 浴室	62	⑫ 公園	73
⑤ 宿泊施設の客室等	63	⑬ 屋外休憩施設	75
⑥ 観覧席・客席	65	⑭ バス停留所	76
⑦ 受付カウンター・水飲み場・公衆電話	66		





## 共通事項

### 人の行動を考え、快適で美しく、さりげなくデザインされた利用空間

すべての人が動きやすく、快適性や美しさも備えた空間をデザインします。

#### 基本事項

##### ●利用者のところへの配慮

- ・休憩室や公園はくつろげる空間、宿泊室は落ち着ける空間、執務室は集中できる空間、相談室は話しやすい空間など、それぞれの利用空間の目的や、利用する人の気持ちを考えた、広さや照明などを設け、心を安らげるようにします。
- ・また、衛生面にも配慮し、清掃などにも気を配り、気持ちよく使用できるようにします。



木陰もユニバーサルデザインです

##### ●動作の正確さ

- ・「人は必ずミスをするもの」という前提から、正確な動作を促すよう、わかりやすくし、どこに何があるのかが一目でわかるデザインに心掛け、ミスを起こした場合の対応を考慮し、併せて安全性も確保します。

##### ●動作の範囲

- ・大人と子どもでは動作の範囲が異なるように、必要な寸法や最適な寸法にも幅があるので、すべての人の動作範囲に対応できるデザインや、介護スペースを設けるなどの工夫をします。

##### ●動作の速度

- ・各人のペースで判断したり、動作ができるスペースをつくります。

##### ●動作の安定性

- ・手すりや、体を支える台などを設け、動作の安定、ケガの防止に努めます。

##### ●わかりやすいサイン

- ・目的場所へ迷わずに行けるよう、絵柄や色、浮き出し文字、点字、音声などにより、わかりやすいサインを設け、途切れないように誘導します。

##### ●たばこ対策

- ・健康増進法に基づき、受動喫煙を防止する観点から、喫煙室等を設け分煙対策を講じます。

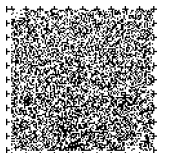
##### ●床、路面等

- ・濡れても滑りにくい材料、または仕上げとします。

#### 配慮事項

##### ●たばこ対策

- ・建物内は全面禁煙にしましょう。



## ゆとりのある様々なタイプのトイレ

動作の多様性に対応でき、不自由さを感じない、快適で衛生的な空間となるよう、細やかな心遣いを施します。人によって動作に違いがあるため、その人にとっていちばん使いやすいトイレを選択できるよう計画します。

### 基本事項

#### ●位置・形態など

- ・わかりやすい場所に設けます。
- ・サインなどにより適切に誘導します。
- ・安全で安心して利用できるよう、適切な明るさを確保します。
- ・車いすやベビーカーでも利用しやすいよう、スペースにゆとりを持たせます。

#### ●数量

- ・建物用途等による利用者数に応じたトイレの数とします。

#### ●トイレブース内

- ・扉は、未使用時には常時開放または使用状態を確認できるようにします。
- ・扉の錠は、容易に操作ができ、非常時に外部から解錠できるようにします。
- ・大きめの汚物入れ、荷物置き、上着掛け、ワンハンドカット式<sup>※1</sup>のペーパーホルダーなどを設けます。
- ・立ち座り動作を補助するための手すりを設けます。

#### ●小便器

- ・体を支えるための手すり付きの小便器を設け、背後に十分なスペースを確保します。
- ・身長にかかわらず利用できるよう、ストール式<sup>※2</sup>または低リップ式<sup>※3</sup>の小便器とします。

#### ●洗面所

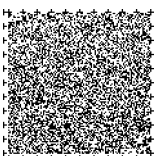
- ・荷物を置いたり、杖を立てて置いたりできるスペースを設けます。
- ・洗面台の下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて車いすを引き寄せるための手すりやキックプレート<sup>※4</sup>を設けます。
- ・鏡は、すべての人の目の高さのみに配慮し、平面状の大きなものを設けます。
- ・水栓は、操作が容易なもの(自動水栓式、レバーハンドル式など)とします。



手すり付きストール式(左)と低リップ式の小便器



自動水栓式手洗い



※1 ワンハンドカット式:紙切り板を押さなくても、片手だけで紙を切ることができるトイレ用ペーパーホルダーの方式。  
 ※2 ストール式:床置きタイプの小便器。  
 ※3 低リップ式:子供から大人まで無理なく使用できるよう、前方に張り出した受け部分が低い位置になっている小便器。  
 ※4 キックプレート:廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するために設置する保護材。

**配慮事項****●位置・形態など**

- ・触知案内図※でトイレ内部の空間構成がわかるようにしましょう。

**●パウダーコーナー**

- ・必要に応じて、化粧直しや歯磨きができるパウダーコーナーを設けましょう。

**●トイレブース内**

- ・乳幼児を固定するベビーチェアを設けましょう。
- ・温水洗浄機能付きや暖房便座としましょう。

**●床や壁などの仕上げ**

- ・清潔さを保つため、汚れのつきにくく掃除がしやすい材料とし、特に床材は滑りにくさも考慮し材質を選定しましょう。

**●女性トイレ**

- ・必要に応じて、男児用の小便器を設けましょう。

**●設備**

- ・洗面台は子供用も併設しましょう。
- ・男女問わず、子供用トイレを設けましょう。
- ・洋式トイレと和式トイレを併設しましょう。

**●おむつ交換など**

- ・乳幼児のためのおむつ交換や、荷物置きに利用できるベビーベッドなどを設けましょう。



パウダーコーナー

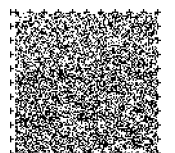


女性トイレ内の男児用小便器



ベビーシートとベビーチェアの設置例

※ 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。



## すべての人が使いやすいみんなのトイレ

車いすでの使用が可能なトイレは、他のトイレと隣接した配置とし、すべての人が使える共用型・みんなのトイレとし、使い方を検討しながら、必要な設備を使いやすい位置に設けます。

### 基本事項

#### ●位置・形態

- ・利用者と異性の介助者が一緒に入れるように配置します。
- ・車いすの転回が容易にできる大きさとしします。
- ・床には段差を設けず、濡れても滑りにくい材料を選定します。
- ・便器は、正面からアプローチができ、左右どちらからでも乗り移ることができる位置に設けます。

#### ●出入口扉

- ・引き戸とします。
- ・外部から使用中か空室かの確認ができるようにします。

#### ●手すり

- ・便器の両側に垂直と水平に設け、片側は可動式とします。

#### ●ベビーチェア、ベビーベッドなど

- ・乳幼児を固定するベビーチェアを設けます。
- ・おむつ交換を行うためのベビーベッドなどを設けます。

#### ●設備

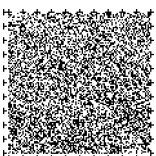
- ・便器は洋式とし、温水洗浄機能付きや、寒い場所では暖房便座とします。
- ・水洗は、大型のレバー式や自動感知式とします。
- ・非常用呼出ボタンは、腰掛けた状態や転倒した場合でも利用できる位置に設けます。
- ・荷物置きや、ワンハンドカット式<sup>※1</sup>のペーパーホルダーなどを設けます。
- ・鏡は、すべての人の目線の高さに配慮し、平面状の大きなものとしします。
- ・オストメイト<sup>※2</sup>が利用しやすいよう洗浄設備は大きめの物とし、ドアに表示サインを設置します。
- ・上着かけのフックなどは、使いやすい高さに設けます。



使用中の表示



みんなのトイレの表示



※1 ワンハンドカット式:紙切り板を押さえずとも、片手だけで紙を切ることができるトイレ用ペーパーホルダーの方式。  
 ※2 オストメイト:直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い手術によって人口肛門や人口膀胱を造設した人。(国内には約20~30万人がいるといわれている)

## ● サイン

- ・ピクトグラム※<sup>1</sup>(図記号)などにより、わかりやすく表示します。



オストメイトの表示

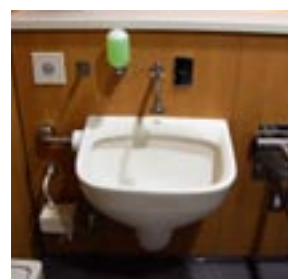
## 配慮事項

## ● 出入口扉

- ・電動扉(横引き)としましょう。

## ● 設備

- ・洗浄ボタンや非常用呼び出しボタンが区別できるよう、点字や浮き出し文字による表示を設けましょう。
- ・施設の照明は、種類に応じ人感センサー式としましょう。
- ・パウチ※<sup>2</sup>などの洗浄が可能な設備を設ける場合は、立った姿勢でも洗浄が可能な高さに設け、温水機能が付いたシャワー式水栓としましょう。
- ・誤った利用を防止するために、設備の操作方法や設置目的を表示しましょう。
- ・重度障がい者が利用しやすいよう、おむつ交換や着替えなどもできる大きなベッドか、または折りたたみ式の多目的シートを設けましょう。
- ・暖房設備を設けましょう。
- ・必要に応じて靴を脱いで着替えができるスペースを設けましょう。



パウチなどの洗浄装置例



備え付けマットを利用し座面高さを変更できるベッド



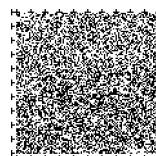
設備を設けた例



パウチなどの洗浄装置と靴を脱いで上げられる例

※1 ピクトグラム:文字が変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。

※2 パウチ:括約筋がなく便意や尿意を感じたり、我慢することができないオストメイトが便や尿を溜めておくために腹部に装着する袋。



## 更衣室・シャワー室

UDデータはP110

## ゆとりのある更衣室・シャワー室

清潔で快適に使用できるとともに、更衣の際のプライバシーが確保できるようにします。

## 基本事項

## ●更衣室

- ・車いすの転回が容易にできるスペースを確保し、下部に車いすの足下が入る空間を備えた更衣棚を設けます。
- ・着替え用のベンチを設けます。

## ●シャワー室

- ・スポーツ施設などのシャワー室では、車いす利用者も利用できるブースを設け、シャワー専用車いすを用意します。
- ・車いすの転回が容易にできるよう、広めの空間を確保します。
- ・水栓は、強い力の要らない使いやすいものとし、車いす利用者も使いやすい高さに取り付けます。
- ・シャワーフックは、複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦スライド式のものを用意します。



足腰の悪い方でも利用しやすいシャワー室の例(会津大学)

## ●手すり

- ・できる限り連続した手すりを設け、出入口から更衣室、シャワー室へと誘導し、更衣室、シャワー室にも手すりを設けます。

## ●床の仕上げ

- ・座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定します。

## 配慮事項

## ●ゆとりのある空間

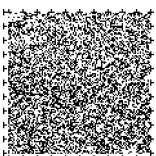
- ・更衣室は、ベンチのある広めの空間を確保しましょう。

## ●シャワー室内の棚

- ・シャンプーなどを置く棚のほかに、衣類、バスタオルなどを濡れないで置くことのできる棚、カゴ、フックなどを設けましょう。

## ●男女共用型の更衣室・シャワー室

- ・利用者と家族などの異性の介助者が一緒に入れるよう、プライバシーに配慮した男女共用が可能な更衣室、シャワー室を設けましょう。



## 安心してゆっくり使える浴室

転倒や温熱環境の変化による体調急変を招かないよう、安全に安心して利用できることはもとより、リラックスして、リフレッシュできる空間とします。

### 基本事項

#### ●床

- ・廊下と脱衣室及び浴室へは段差をなくし、仕上げや色で区別します。
- ・脱衣室は、素足でも冷たく感じないものとし、
- ・座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定します。

#### ●浴槽

- ・浴槽に座って入れるよう、腰掛け台や動作補助のための手すりを設けます。

#### ●水栓

- ・温度調節が容易にできるものとし、レバー式水栓とします。

#### ●シャワーフック

- ・複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦スライド式のものを用意します。

#### ●手すり

- ・浴室への出入り、浴室内の歩行、浴槽への出入り、入浴中の体の安定のための手すりを設けます。

#### ●出入口

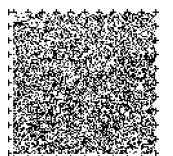
- ・小さな力で開閉ができる引き戸とします。



小さな力で開閉できる3枚引き戸



床仕上げや色で区別し段差は設けない



## 宿泊施設の客室等

UDデータはP112

### 使いやすく快適で居心地の良い客室

研修所などの宿泊室は、睡眠、休息、入浴、トイレなど生活のためのあらゆる動作が行われることを考慮し、また、できるだけ多くの客室を車いす使用者が利用できる仕様とします。

#### 基本事項

##### ● 宿泊室の大きさ・仕様

- ・ 利用者のニーズを把握し、大きさや仕様を決定します。

##### ● 浴室

- ・ 扉は軽量の引き戸とし、車いすから浴槽に移るための台を用意します。

##### ● ベッド廻り

- ・ ヘッドボードは、寄りかかりやすい高さとし、ベッドの下部には、車いすのフットレストが入るスペースを確保します。
- ・ ベッドサイドは、車いすが転回できるスペースを確保します。
- ・ ベッドは、使いやすい高さとし、

##### ● 照明

- ・ プライベートな空間にふさわしい演出を施し、安全で快適な照度を確保します。

##### ● 床

- ・ 付属の浴室やトイレへの段差をなくします。

##### ● 手すり

- ・ 部屋の中で移動がしやすいように手すりを設けます。

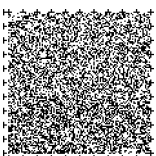
#### 配慮事項

##### ● 設備機器など

- ・ 利用者が使いやすい方を選択できるように、設備機器やベッドなどの位置は左右両側から利用できるように配置しましょう。
- ・ 必要に応じて、フロントとの筆談装置、電動式ベッドを設けましょう。
- ・ 身体障害者補助犬法<sup>\*1</sup>に基づき、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対応できるようにしましょう。
- ・ 触知案内図<sup>\*2</sup>で部屋の空間構成がわかるようにしましょう。
- ・ 火災報知器が作動したときや来客者があったときに、利用者に光で知らせる装置を設置しましょう。

※1 身体障害者補助犬法：平成14年10月1日に施行され、公共的施設や公共交通機関などを利用する場合、補助犬の同伴が可能となった。

※2 触知案内図：配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。





## ●家具

- ・車いす使用者も利用しやすいよう、下部に車いすの入る空間を確保しましょう。家具は前面をそろえて配置し、クローゼットなどはできるだけ引き戸としましょう。



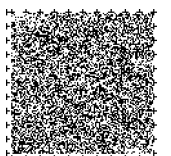
車いす用の下部空間



筆談装置



電動式ベッド



## すべての人が楽しめる観覧席・客席

劇場は、観客席すべてからステージがよく見えるようにし、また、客席はスロープや段床との段差による危険を防止し、すべての人が快適に選択して利用できるようにします。

### 基本事項

#### ●座席

- ・通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式とします。

#### ●スロープ

- ・出入口から車いす対応の客席、ステージまでの経路に高低差がある場合は、スロープを設けます。

#### ●車いす対応の客席スペース

- ・出入口から段差なく到達できる場所で、避難がしやすくステージが見やすい位置とします。
- ・車いす使用者が、自由に場所を選択できるように、客席スペースを複数設けるとともに、そのための通路幅員も確保します。
- ・転倒防止のため、手すり、ストッパー、キックプレート<sup>※1</sup>を設けるとともに、介護者用座席を隣接して設けます。



車いす客席スペース

#### ●ステージ・楽屋

- ・段差解消機の設置を含め、ステージと客席、楽屋間の移動については、車いすでの移動を可能とします。

#### ●手すり

- ・安全で楽に移動できるよう、場内の必要な箇所に設けます。

#### ●照明(誘導)設備

- ・暗くした場合でも段鼻<sup>※2</sup>が視認できるよう、発光体にするか足元灯を設けます。

#### ●聴覚障がい者用情報伝達システム

- ・必要に応じて、補聴援助システム(磁気誘導ループ式<sup>※3</sup>、赤外線式<sup>※4</sup>、FM補聴装置<sup>※5</sup>など)を設けます。

### 配慮事項

#### ●家族室

- ・個室の観覧席を設けましょう。

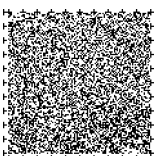
※1 キックプレート:廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するための保護材。

※2 段鼻:階段の段の先端。

※3 磁気誘導ループ式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁界を発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くもの。

※4 赤外線式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を赤外線アンブ、赤外線ラジエーターをとおして赤外線で送信し、赤外線レシーバーと補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くことができるもの。

※5 FM補聴装置:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号をFM波で送信し、補聴器(FM受信機を内蔵のもの)などで音を聞くことができる装置。



## 自然な姿勢で使用できる受付カウンターなど

子ども、車いす使用者、杖などを使用している人なども利用しやすいよう、高さや構造を工夫します。

### 基本事項

#### ◆共通事項

##### ●受付カウンターなどの形式

- ・子どもや車いす使用者も利用しやすいよう、高さの低いものと高いものを併設または近接して設けることとし、施設の利用形態に応じては、高さの低いものを単独で設置することも検討します。
- ・カウンターなどには荷物やメモ帳を置くスペースを設けます。

##### ●高さの低い座位カウンターなどの形状

- ・下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレート\*を設けます。

#### ◆受付カウンター

##### ●高さの高い立位カウンターの形状

- ・固定し、身体を支えやすい形状とし、必要に応じて、手すりを設けます。

##### ●カウンターへの誘導

- ・立位と座位の併設タイプにおいて、視覚障がい者を誘導用ブロックで誘導する場合は、立位カウンター側に誘導します。

#### ◆水飲み場

- ・車いす使用者が横向きまたは前向きで使用できるよう、周囲に有効なスペースを確保します。
- ・水栓の操作方法は、人感センサー式、ボタン式又はレバー式の中から、施設の利用形態に応じて選定します。また、足踏み式水飲みの併設も検討します。

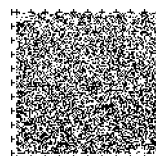


子供や車いす使用者の利用にも配慮したカウンターを併設した例  
(くまもと県民交流会館「パレア」)



子供や車いす使用者の利用にも配慮した水飲み場  
(公立藤田総合病院)

\* キックプレート:廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するための保護材。



## ◆公衆電話

## ●電話機

- ・点字表示付きの電話機を設置します。
- ・音声を大きくできる機能付きの電話機を設置し、わかりやすい位置にその旨を表示します。

## ●電話ボックス

- ・出入口は車いす使用者も出入りしやすいよう、幅を広くし、段差を設けないようにします。



子供や車いす使用者の利用にも配慮した電話台（福島空港）

## 配慮事項

## ◆受付カウンター

- ・受付員が不在となりやすい場合は、呼び出しチャイムをわかりやすい場所に設けましょう。
- ・口頭による案内にとどまらず、目的の場所まで誘導できる体制を整えましょう。
- ・聴覚障がい者とやり取りがしやすいよう、文字盤、筆談用の道具を用意し、机のサイズにも工夫しましょう。
- ・必要に応じて、手話のできる職員を配置しましょう。

## ◆水飲み場

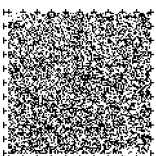
- ・必要に応じて、近くに手洗いを設けましょう。

## ◆公衆電話

- ・必要に応じて、電話機に隣接してファックスを設けましょう。



電話機に隣接してFAXを設置した例（福島空港）



## 授乳室等

### 使いやすく、プライバシーを確保できる授乳室等

乳児を連れた人が利用する施設では、授乳や乳児の着替えの場所・各種設備などを設けます。また、男女とも利用しやすいように、母乳を与える女性のプライバシーを確保します。

#### 基本事項

##### ●設置

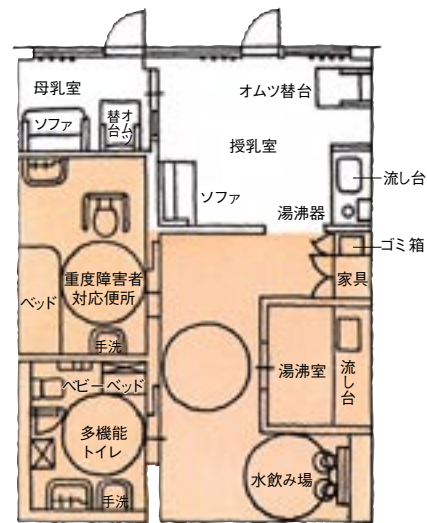
- ・授乳やおむつ交換のできる場所をわかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導します。  
※湯沸室などに隣接して設けたり、湯沸かし設備のある和室(警備員室)などを利用する方法も考えられます。
- ・施設の用途に応じて、部屋数や広さを決定します。
- ・プライバシーを確保するため、授乳室は個室とするか、母乳を与えるスペースを別室とします。

##### ●設備・備品など

- ・授乳やおむつ交換を行うためのベビーベッド、椅子、畳スペースなどを設けます。
- ・施設の用途に応じて、適正なベビーベッドや椅子の数、畳スペースの広さを決定します。
- ・瞬間湯沸器、電気ポット、流し台、ゴミ箱、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れなどを設けます。
- ・ベビーベッドの柵は、子どもが足を掛けて落下しないよう縦格子とします。
- ・格子の間隔は子どもが落下せず、頭部や手足を挟むことのない寸法とします。
- ・冬季や夏季でも快適に利用できるように、冷暖房設備を設けます。

##### ●荷物置き場

- ・荷物を置くスペースを確保します。



授乳室の平面事例(熊本県庁)



母乳を与えるスペースを別室とした例(熊本県庁)

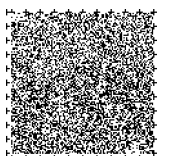


設備・備品等の設置例(アクアマリンふくしま)

#### 配慮事項

##### ●照明

- ・利用状況に応じ、常時点灯させるか、人感センサー式としましょう。



## 券売機・自動販売機・家具

UDデータはP115

## すべての人が使いやすい券売機・自動販売機、家具

大人や子ども、高齢者、車いすの利用者など、すべての人が安全で簡単に使えるようにします。

## 基本事項

## ◆券売機・自動販売機

## ●設置

- ・わかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導します。

## ●スペースの確保

- ・車いす使用者が横向きまたは前向きで使用できるよう、手前に有効なスペースを確保します。

## ●金銭投入口、ボタンなど

- ・金銭投入口、選択ボタンや取出口などは、車いす利用者や子どもなども利用しやすい高さや形態とします。
- ・選択ボタンには、点字を併記します。
- ・タッチパネル式<sup>※1</sup>券売機では、ボタン式テンキー<sup>※2</sup>、音声案内を設けます。
- ・駅舎などでは、券売機横に点字運賃表を設け、点字ボタンの料金表示は、周囲との明度差を大きくします。



低めの金銭投入口やボタンが設けられた自動販売機



金銭・カード投入口

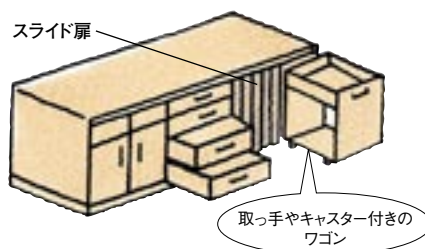


低めの金銭投入口やボタンが設けられた券売機(JR福島駅)

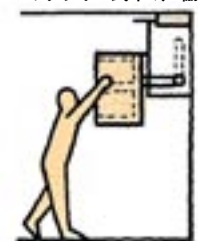
## ◆家具

## ●操作性

- ・高い棚は、棚を有効に利用できるよう、下げられる工夫をし、低い収納は使いやすいよう、引き出して上から使用する形態とします。
- ・使いやすい場所に、収納高さが低く、引き出しやすい取っ手やキャスター付きのワゴンなどを取り付

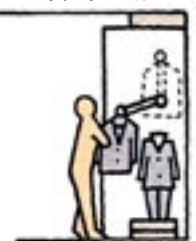


アップダウン式吊り戸棚

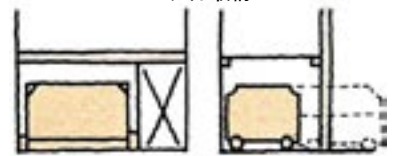


吊り戸棚の背面に手動昇降装置を取り付ける

コートリフトハンガー



スライド収納

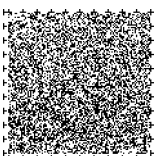


無理な姿勢をとらずに収納を引き出せる

出典:ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)

※1 タッチパネル式:表示された文字や絵に指で触れるだけでコンピューターを操作できる方式。

※2 テンキー:0から9までの数字と十やーなど、四則演算のキーがひとかたまりになった入力装置。



応じて、高さや構造を工夫します。

### ●安全性

・家具は角を丸くし、凹凸を少なくします。

### ●いす

・立ち上がりには便利なひじ掛け付きとし、立ち上がりが楽な高さや固さとします。

### ●机、テーブル

・車いすでも利用しやすい形状とします。

### ●ショーケース・陳列棚

・車いす使用者や子どもなどにも商品が選びやすい高さや形状とします。

### ●流し台

・水栓は強い力を必要としないものとし、車いす使用者にも使いやすい高さとします。(シングルレバー式<sup>※1</sup>など)

・下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレート<sup>※2</sup>を設けます。



車いす使用者や子どもなどの利用に配慮した流し台



子どもや車いす使用者でも手軽に手を伸ばせるマガジンラック (ドコモ・ハーティプラザ)



様々な利用者に配慮した傘立て (ドコモ・ハーティプラザ)

## 配慮事項

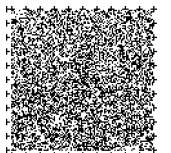
### ◆家具

#### ●動作への配慮

・移動のしやすさを考慮し、手すりやキャスター付きとしましょう。

※1 シングルレバー式:水の出し止め、水量・温度調節が1本のレバーハンドルで行える水栓

※2 キックプレート:廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するための保護材。



## 操作ボタン・スイッチ等

UDデータはP116

## 簡単でわかりやすい操作ボタン・スイッチ等

手荷物をもっている状況でも間違わずに簡単に操作できるように、取り付け位置、スイッチなどの形状や大きさなどを工夫し、どのような状況においても間違わずに簡単に操作できるようにします。

## 基本事項

## ●スイッチ類

- ・大型で操作性の高いものとし、暗い場所でもわかるパイロットランプ付きとします。
- ・子どもや車いす使用者の利用を考慮し、低めの位置に設けます。
- ・空調機のスイッチなどは、ダイヤル式などの指先に力が必要なものを避けます。

## ●コンセント類

- ・差込頻度の高いコンセントは、高めの位置に設けます。

## ●非常用ボタン

- ・わかりやすく、子どもや車いす使用者にも操作のしやすい位置に設けます。

## ●表示(サイン)

- ・スイッチなどの表示は、判別しやすいよう大きな文字とし、できる限り、点字・浮き出し文字とします。
- ・非常用ボタンの表示は、ひらがなやピクトグラム※(図記号)等により、非常時に誰にでもわかりやすく統一された表示に心掛けます。
- ・スイッチの種類に応じて、動作状態の表示を行います。

標準よりも  
低い位置の  
スイッチ標準よりも  
高い位置の  
コンセント低い位置の大型スイッチと  
高い位置のコンセントパイロットランプ付きの大型スイッチと  
指先に力の要らない空調機スイッチ

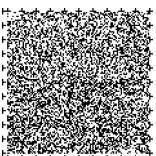
## 配慮事項

## ●スイッチ類

- ・室の種類に応じて、人感センサー式とします。

## ●コンセント類

- ・室内の使用状況に応じて、コンセントの数、設置位置、可変性を検討し、引き抜け防止機能を設けましょう。



※ ピクトグラム:文字に変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。



## プール

### すべての人が安全に快適に利用できるプール

競技用などの関係機関の基準に支障の無い範囲で、スロープや緩やかな手すり付きの階段、簡易リフトなどを設け、高齢者、子ども、車いす使用者なども安全に利用できるようにします。

#### 基本事項

##### ● プールへの昇降

- ・ 脚力の衰えた高齢者や子ども、車いす使用者なども利用しやすいよう、スロープや緩やかな手すり付きの階段、簡易リフトなどを設けます。

##### ● プールサイド

- ・ 車いす使用者なども十分にすれ違えるスペースを確保します。
- ・ 肌ざわりが良く、滑りにくい安全性を考慮した仕上げとします。



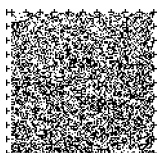
プールへの手すり付きの階段

##### ● 目洗い

- ・ 車いす使用者や子どもなども利用しやすいよう、低い位置にも設けます。
- ・ 車いす使用者も利用しやすいよう、カウンター下に車いすの足下が入る空間を確保します。

##### ● 表示(サイン)

- ・ プール内やプールサイドでの危険な行為を防止するため、必要に応じて注意喚起表示を行います。



## 自然、安らぎと潤いを感じられる公園

すべての人が自然に触れ、心安らぐ癒しの空間となるよう演出します。また、草花、樹木、小動物、鳥、虫、魚、にもやさしい場所とします。

### 基本事項

#### ●設置

- ・必要に応じて休憩施設、遊具、トイレ、水飲み場、照明施設などを設けます。

#### ●遊具

- ・遊具は、安全でわかりやすく、使いやすいものとします。
- ・遊具の基礎などは、露出しても安全なよう、基礎部分や危険が考えられる部位をゴムシートなどで保護します。

#### ●自然条件

- ・その土地の地勢、気候、植生などを十分に調査し、その特性を生かした公園づくりを行います。

#### ●住民参加の計画

- ・利用者が計画段階から主体的に係わり、「私たちの公園」という意識を高める仕掛けをつくります。
- ・各施設の配置については、利用者や地域住民とのグランドワーク<sup>\*1</sup>等の結果をできる限り反映します。

#### ●草花や水辺とのふれあい

- ・すべての人が草花や水辺に近づけるよう工夫します。
- 例) できるだけ平らな場所にレイズドベッド<sup>\*\*2</sup>などを設けます。

#### ●植栽

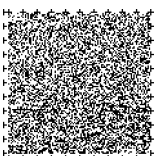
- ・葉・花・根などが有毒でないものを選定します。
- ・すべての人が楽しめる公園とするため、必要に応じて、
  - ①香りのある樹木や草花を採用します。
  - ②聴覚により自然の多様さと安らぎを感じられるよう、鳥(食餌木)や虫が集まり、様々な音を楽しめる場をつくります。



水生植物に触れる工夫



芝生のレイズドベッド



<sup>\*1</sup> グランドワーク: 地域住民、行政、企業の3者が協力して組織をつくり、自らが汗を流して地域の環境を改善していく活動。  
<sup>\*\*2</sup> レイズドベッド: 車いす使用者でも容易に草花や水に触れることのできる植栽樹や花壇、池などのこと。

## 配慮事項

### ● 舗装材

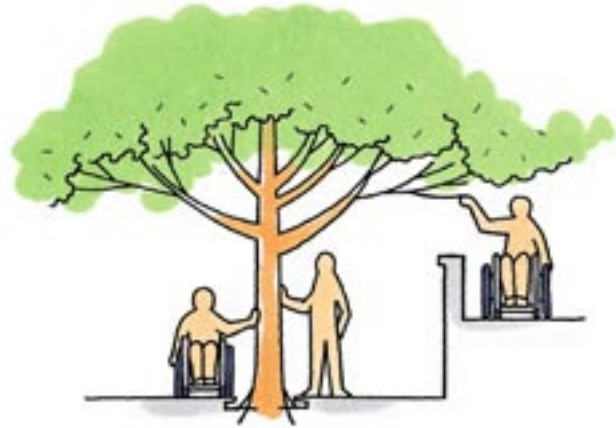
- ・ できる限り材質を統一し、自然素材を使用しましょう。また、歩路を板張りなどにし、杖などの反響音を有効な情報とすることも検討しましょう。

### ● 案内板・地図

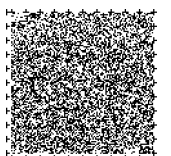
- ・ 広い公園では案内板・地図、方向指示板などを分かりやすい位置に設けましょう。

### ● 植栽

- ・ 特徴のある樹種は目印として有効なため、必要に応じて活用しましょう。
- ・ 地形の高低差を利用して配置しましょう。



地形の高低差を利用した樹木植栽



## 屋外休憩施設

UDデータはP119

## 利用しやすく、安らげる休憩施設

利用方法がわかりやすく、安らげる空間を創出します。

## 基本事項

## ●設置

- ・歩道、通路、公園などには、必要に応じてベンチを設け、景観に調和したものとします。
- ・ベンチなどは、歩行者動線上を避けて設けます。

## 配慮事項

## ●休憩施設

- ・強い日射しを遮るよう、木陰などを設けましょう。
- ・水飲み場、照明などの設置を検討しましょう。
- ・雨天や雪の時にも休憩施設を利用できるように屋根を設けましょう。
- ・すべての人が利用しやすいよう、利用者の行動を想定し、形状や材質を検討しましょう。
- ・背もたれや肘掛けは、周辺状況等に応じて設けましょう。



出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(株)大成出版社  
 (編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)  
 「交通工学 vol.36」交通工学研究会 平成13年9月  
 「江戸川区資料」

バス停留所横のスペースを活用した例



植栽と組み合わせた例



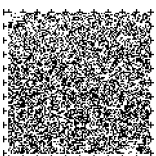
出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(株)大成出版社  
 (編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)

歩行者動線を防げず連続性を確保した例



出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(株)大成出版社  
 (編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.1.30)

植樹柵の間に設置した例



## バス停留所

UDデータはP120

## 安全で乗降しやすいバス停留所

ベンチや上屋などを設けるとともに、安全に利用できるよう誘導用ブロックや防護柵を設けます。

## 基本事項

## ● 停車帯

- ・他の走行車両の妨げにならないようにバスの停車帯を確保します。

## ● 構造

- ・できるだけ平坦な構造にします。
- ・ノンステップバス<sup>※1</sup>やワンステップバス<sup>※2</sup>、既存のバスのすべてに対応できるよう、原則としてマウントアップ型<sup>※3</sup>とします。
- ・現地の利用状況に応じて、バスベイ型<sup>※4</sup>、ストレート型<sup>※5</sup>などの形式を選定し、バスが正着<sup>※6</sup>できるようにします。

## ● 付属施設

- ・誘導用ブロックを設けます。



停車帯、上屋、ベンチを配置した例

## 配慮事項

## ● 上屋の構造

- ・雨や雪、強い日差しなどに対処できるよう、上屋を設けましょう。
- ・雪の吹き込みや凍結を防止するため、防雪、融雪施設を設けましょう。

## ● 防風(防雪)板

- ・風や雨、雪などをしのげるように、防風(防雪)板を設けましょう。
- ・防風(防雪)板は、歩道の有効幅員を確保し、通行や視界を妨げないように設け、周辺の景観に調和したものとしましょう。

## ● 支柱

- ・標識柱や上屋の支柱は、歩道の有効幅員を確保し、通行を妨げないように設けましょう。

## ● 防護柵

- ・必要に応じて防護柵を設け、防護柵は乗降部のみを開口部にしましょう。

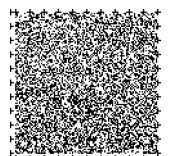
## ● 照明

- ・必要に応じて防犯及び事故防止対策のため、照明設備を設けましょう。

## ● 情報装置

- ・点字板や音声案内装置、または電光表示板などを設けましょう。

※1 ノンステップバス:床面を超低床構造として乗降ステップをなくしたバス。  
 ※2 ワンステップバス:床面を超低床構造として乗降ステップを1段としたバス。  
 ※3 マウントアップ型:歩道面および縁石天端を車道面より高くした構造。(p28の図を参照)  
 ※4 バスベイ型:歩道に切込みを入れてバスの停留所を設ける型式。  
 ※5 ストレート型:歩道の幅員を変えずに、歩道側に停留所を設ける構造。  
 ※6 正着:停留所において、バスと歩道との間隔が50cm未満の状態。



# 3 案内・誘導



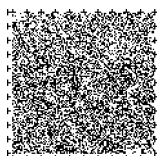
「案内・誘導」とは、すべての人が安全でわかりやすく正確に施設を利用するための各種案内サインや情報設備のことです。

直感的に理解でき、「見る」「聞く」「触る」など複数の感覚を刺激する、運営面を含めた体系的な計画が必要です。

また、非常時には、人命に関わる重要な情報を、即時に、確実に、すべての人に伝わるようにしなければなりません。

ここでは、案内・誘導によるユニバーサルデザインの実現に向け4つのテーマを掲げ、各テーマの特性や様々な情報提供に応じた工夫、考え方を整理しています。

共通事項	78
① 視覚情報サイン	80
② 触覚情報サイン	83
③ 聴覚・嗅覚情報サイン	86
④ 非常時の情報設備	88



## 共通事項

### 五感で感じることのできる案内・誘導計画

すべての人にわかりやすく情報を伝えるよう、よく使われる一般的なもので統一します。また、正確に情報を伝えるよう、複数の手法で、視覚や触覚、聴覚など、人の五感で感じることができるようになります。

#### 基本事項

#### ●案内・誘導(サイン)計画の3つのキーワード

##### ①明解で美しいデザイン

単純で直感的に理解でき、美しいものにします。

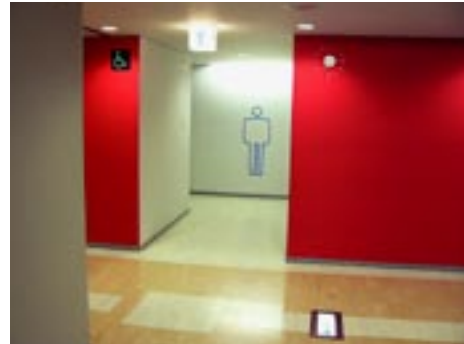
##### ②体系化し連続して設置

個別の案内・誘導装置を目的別に体系化し、統一感を与え、連続させ、確実に安全な案内・誘導を行います。

##### ③複数の手法で情報を提供

「見る」、「聞く」、「触る」という複数の感覚を刺激する手法を用いて、より多くの人に情報を伝えます。

また、案内・誘導の手法を検討する前に、わかりやすい動線とすることが先決です。

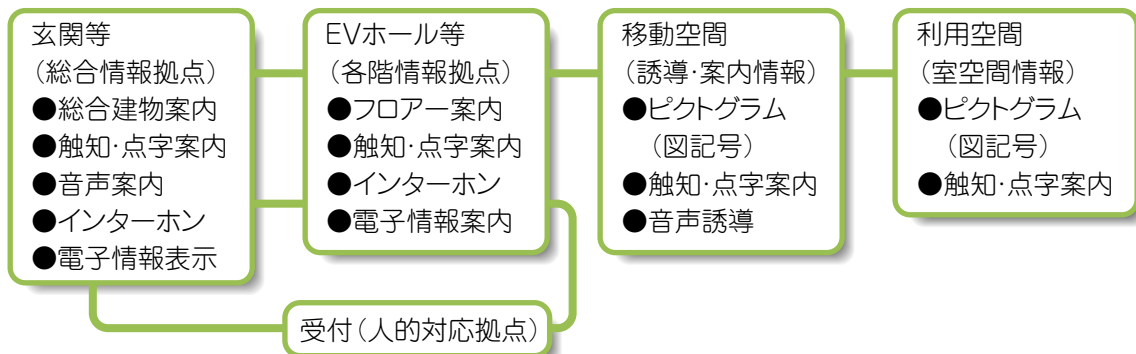


明解で美しいデザイン(三春交流館「まほら」)



複数の手法(見る、聞く、触る)で  
情報を提供する案内装置  
(郡山堂前地下歩道)

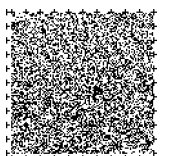
#### □連続した移動空間に沿って体系化されたサイン(建物内の例)



#### ●正確な情報伝達

日々変化する様々な情報を正確に伝えるため、常に表示内容を見直し、必要に応じて新しいものへ更新します。

※ 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。



## 配慮事項

### ●トータルなデザイン(案内・誘導装置間の連携)

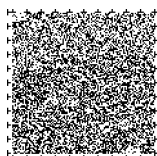
- ・災害時などの安全確保に重要な案内・誘導装置は、視覚、聴覚などにより正確で迅速に認識できるよう、体系的に計画しましょう。

### ●五感を刺激する空間計画

- ・廊下の交差部において天井高を変え、反響音の違いや水音で情報を伝えるなど、光・風・音・色という環境要素を利用し、方位感・定位感のとりやすい空間をつくりましょう。

### ●コミュニケーションであるという認識

- ・案内・誘導装置は提供するだけのものが大半ですが、利用者の知りたい情報を双方向にやりとりができる装置は非常に有効です。特に、利用者にとって「人による案内」は最も安心できる手法であり、運営面(人的対応など)を含めてデザインしましょう。





## 直感的でわかりやすい視覚情報サイン

絵や写真などを用いてわかりやすく、美しく、体系的にデザインし、視覚機能の違いにかかわらず認識しやすいよう、色彩や照明なども工夫します。

### 基本事項

#### ●設置間隔(遠距離を誘導する場合)

- ・見通しのよい直線部では、不慣れな利用者でも不安を感じない間隔で、その次のサインを設置します。
- ・近すぎてもサイン同士が重なって見えにくくなるので、現場の見通しなどを考慮して適度な間隔とします。
- ・認識しやすいよう、同内容の情報板や標識は、できるだけ統合し、一目でわかる配置とします。



上:つり下げ型サイン  
下:触知案内板

#### ●高さ

- ・つり下げ型または突出型のサインは、低い目線から見上げる際の角度を考慮し、また、サインに体が衝突しないような高さを確保します。
- ・近距離で見るものは、低い目線からでも見えるよう、壁付型の上端や点字(縦型、傾斜型)を表示する場合の中心の高さを設定します。
- ・目線の高さに近い位置に表示し、容易に判別できるようにします。



見やすい角度

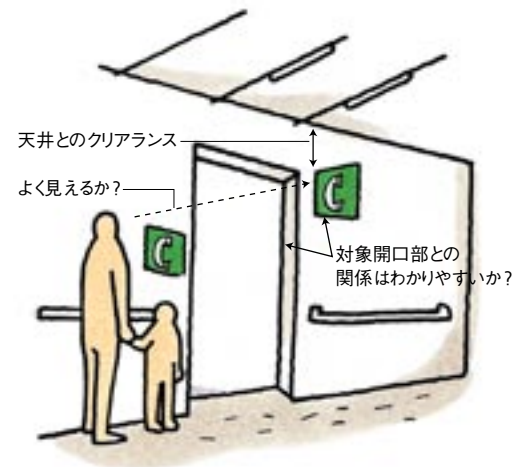
見上げる際の角度を考慮したサイン

#### ●突き出しサインの位置

- ・サインの上端を開口部の上端と合わせ、位置は進行方向に対して奥側を標準とします。

#### ●ピクトグラム※1(図記号)

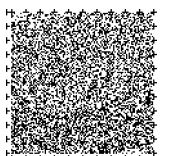
- ・利用者にとって理解し記憶しやすく、違和感のないものとします。
- ・幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるよう、案内用図記号(JISZ8210※2)などを使用し、統一感を確保します。
- ・図記号と図記号や矢印を組み合わせる場合は、基準となる枠を同じ寸法にします。



突き出しサインの位置

※1 ピクトグラム:文字に変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。

※2 JISZ8210:日本工業規格に制定されている「案内用図記号」。JIS規格の原案は、交通エコロジー・モビリティ財団が定めた「標準案内用図記号」の125項目で、財団のホームページ(<http://www.ecomo.or.jp/>)から取得できる。



- ・ 図記号の理解を深めるため、同じ視距離から読める大きさの和文などを併記します。

### ●案内図

- ・ 簡潔でコントラスト※<sup>1</sup>に配慮した見やすいものとし、触知案内図※<sup>2</sup>の場合は点字を併記します。

### ●使用する用語

- ・ できるだけ専門用語を使わず、誰が見てもわかるようにします。

### ●大きさ

- ・ サイン本体、文字の大きさは、視覚機能の違いにかかわらず認識しやすい大きさとしします。

### ●書体

- ・ 遠くから見る文字は、角ゴシック系で太めの書体とし、近くで見るものや抜き文字で表現する文字は、やや細めの書体とします。
- ・ 文字の間隔(文章の場合を除く)は、サイン本体の大きさや文字の大きさなどにより、適度に空けるようにします。

### ●色彩など

- ・ 文字や図の色は、地の色との明度差※<sup>3</sup>を確保します。
- ・ サイン周辺は適切な明るさを確保し、まぶしさが生じないようにします。
- ・ 避難経路などの重要事項については、わかりやすい色で明示します。

### ●国際化への対応

- ・ 必要に応じて英文などを併記します。

### ●わかりやすい表記

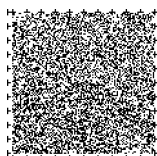
- ・ 必要に応じて、漢字にはふりがなやローマ字をつけるようにします。



利用者にとって理解し記憶しやすい  
浮き出たピクトグラム(図記号)  
(国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」)



ピクトグラム(図記号)と  
外国語を併記したサイン



※1 コントラスト:画像などの、明暗の差や色彩の対比。

※2 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。

※3 明度差:明度は明るさの度合いで、0~10程度までの数値を使い、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。明度差とはこの数値の差をいう。

## 配慮事項

### ●色彩環境など

- ・ JIS規格で定められた安全色や交通機関での特定の意味を持つ色を使用しながら、統一感のある色彩計画を行きましょう。
- ・ 暗い場所や光が反射して見にくい場所では、ないしろうしき内照式のサインを使用しましょう。

### ●設置時の立会い

- ・ 設置する時は、利用者の参加を求め、見やすさやわかりやすさを原寸大の試作品で確認しましょう。

### ●景観

- ・ 近接する標識や周辺景観と調和させましょう。

### ●国際化への対応

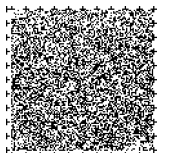
- ・ 必要に応じて、英文と併せて英文以外の外国語も併記しましょう。



内側から照明で照らされたサイン



まちなみに配慮してデザインされたサイン



## わかりやすく連続性のある触覚情報サイン

視覚障がい者が安全で安心して、快適に利用できるよう、わかりやすく、連続性のあるものとし、また、視覚障がい者誘導用ブロック<sup>\*1</sup>だけでなく、触覚を刺激する様々な方法も併用し、情報を正確に伝達します。

### 基本事項

#### ◆誘導の方法

以下のものが考えられます。

- ①視覚障がい者誘導用ブロック(線状ブロック、点状ブロック)
- ②床材、路面(触感・足音の違い、少しの凹凸など)
- ③手すり(点字サイン併用)
- ④触知案内図

#### ◆視覚障がい者誘導用ブロック

##### ●共通事項

- ・方向感覚をつかみやすいよう、斜め方向や曲線を避け、連続性や視認性を確保し、人的な対応ができる受付まで敷設します。
- ・点状ブロックは線状ブロックの分岐部や屈曲部、継続的な移動に警告を発したり、注意を促す部分(横断歩道手前、地下横断歩道、横断歩道橋などの立体横断施設の出入口部、道路と敷地境界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前、エスカレーター乗場前など)に設けます。
- ・点状ブロックは、警告や注意喚起などの対象となる部分から一定の間隔を確保して敷設します。
- ・視認性の高い黄色を原則とし、背景色との輝度比<sup>\*2</sup>を確保し、連続性のあるものとしします。
- ・形状・寸法などはJIST9251<sup>\*3</sup>に規定されたものとしします。



視覚障がい者誘導用ブロックは原則黄色にしましょう。

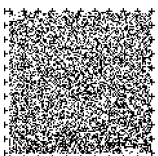


背景色との輝度比を確保するため、周りを縁取りした視覚障がい者誘導用ブロック

※1 視覚障がい者誘導用ブロック:視覚障がい者に対する誘導や段差の存在等の警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックで、線状ブロック、点状ブロックがある。本指針中、触覚情報サインの項目以外では「誘導用ブロック」と表記している。

※2 輝度比:輝度(cd/m<sup>2</sup>)とは、発光体の単位面積当たりの明るさ(発散する光の量)のこと。輝度比は、2つの材料の輝度の比。

※3 JIST9251:日本工業規格「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」のことで、利用者が認知しやすく、車椅子や自転車、歩行者にも影響の少ないパターンが選定され、標準化されている。  
※日本工業規格(JIS)については、日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)で閲覧できる。



- ・ゴム材などで弾性のあるものは認識しづらいため、硬質のものとしします。
- ・滑りにくい材質としします。

### ● 歩道

- ・原則として、歩道の中心より民地側に設けます。
- ・斜路<sup>しゃろ</sup>では、手すりに沿って両側に設置しします。なお、斜路の幅が狭く車いすの通行に支障をきたすおそれがある場合は、片側のみとしします。

### ● 建物内

- ・人的対応の可否や用途により誘導が必要な部分を設定し、車いす、ベビーカーや買物カート、荷物運搬台車などの通行や高齢者の歩行に支障がないよう、敷設位置に注意を払います。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックだけでなく、触感や足音の違う床材の採用、手すりによる誘導なども検討しします。

### ◆ 点字サイン・触知案内図<sup>※1</sup>

- ・一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供しします。
- ・トイレなど、ある特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案内図を設けます。
- ・形状・寸法などはJIST0921<sup>※2</sup>に規定されたものとしします。



建物内の視覚障がい者誘導用ブロック  
(くまもと県民交流会館「バレア」)

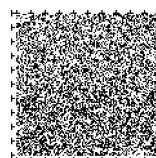


床材の違いと手すりによる誘導  
(国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」)

※1 触知案内図：配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。

※2 JIST0921：日本工業規格「高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備」のことで、手すり、室トイレ、エレベータ、自動販売機・自動サービス機などの点字の表示が標準化されている。

※日本工業規格(JIS)については、日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)で閲覧できる。



## 配慮事項

### ◆視覚障がい者誘導用ブロック

#### ●歩道

- ・幅2m未満の歩道では、利用状況に応じて設けましょう。
- ・他の道路管理者との調整が必要な場合は、設置位置などを協議し、連続性を確保しましょう。

#### ●建物内

- ・出入口の幅に余裕がある場合には、片側に寄せ、視覚障がい者誘導用ブロックを利用しない人との動線を区別しましょう。

#### ●積雪地域

- ・積雪時においても十分に機能するよう、除雪や動線上に屋根をかけるなどし、必要に応じて消融雪施設（融雪機）を設けましょう。

### ◆触知案内図※1

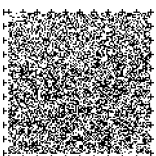
- ・点字専用とするのではなく、大きな文字で色彩にも工夫した、わかりやすい表示を行いましょう。



屋根がかかっている歩道（会津大学）



触知案内図※1（下）とピクトグラム※2（記号図）（上）  
（国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」）



※1 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。  
※2 ピクトグラム:文字に代わって事物や概念を伝える図形（絵文字）の総称。

## 聴覚・嗅覚情報サイン

### 情報コミュニケーションとしての聴覚・嗅覚情報サイン

視覚情報が得られない場合でも、一定の情報を得られるよう、必要に応じて情報コミュニケーションを導入します。

#### 基本事項

##### ●音響誘導案内システムなど

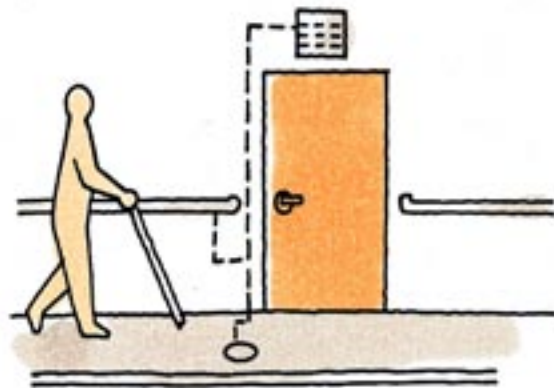
- ・方向や位置、サービス情報を音声により提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システムなどを設けます。
- ・音声誘導案内システムは、施設の用途に応じて、建物内の設備機器から音声が出るものや、視覚障がい者が携行している受信機に音声メッセージを送信するものなどから選択し、音声がはっきりと聞き取れ、音声発生場所がわかりやすいようにします。
- ・出入口やトイレ入口では、必要に応じてチャイムなどの音響案内装置を設けます。

##### ●聴覚障がい者用情報伝達システム

- ・必要に応じて、誘導案内や会議室などには、補聴援助システム(磁気誘導ループ式<sup>※1</sup>、赤外線式<sup>※2</sup>、FM補聴装置<sup>※3</sup>など)を設けます。



ペンダント式

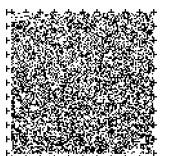


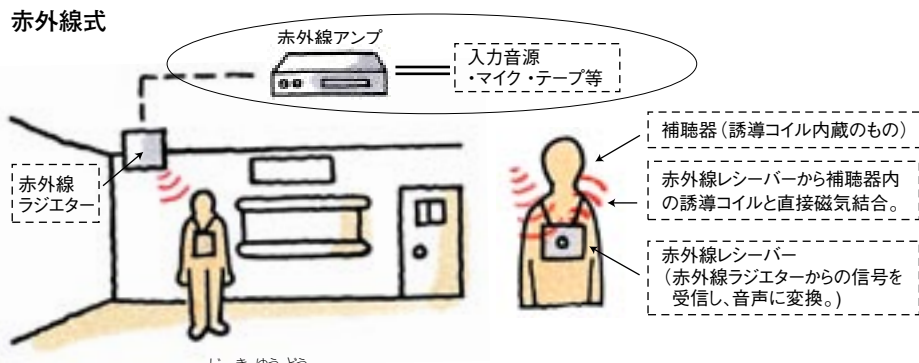
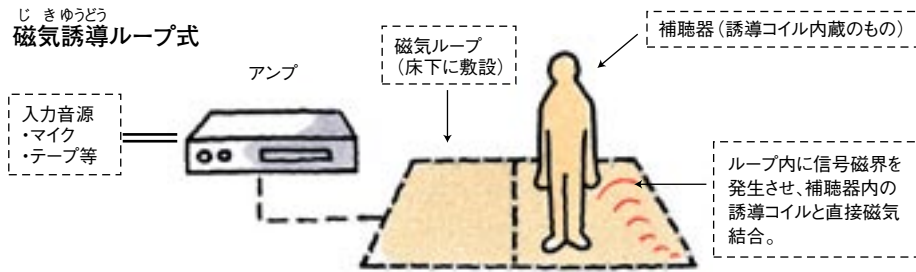
杖式

※1 磁気誘導ループ式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁界を発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くもの。

※2 赤外線式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を赤外線アンプ、赤外線ラジエーターをとおして赤外線で送信し、赤外線レシーバーと補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くことができるもの。

※3 FM補聴装置:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号をFM波で送信し、補聴器(FM受信機を内蔵のもの)などで音を聞くことができる装置。





じきゆうどう  
磁気誘導ループ式及び赤外線式システム図

## 配慮事項

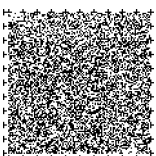
- 音による空間認知
  - ・ いつも流れている音楽や水の音などにより空間を認知させる場合には、複数の音情報が氾濫しないよう、音量や音質、方向性に注意しましょう。
- 嗅覚による情報認知
  - ・ 廊下の曲がり角などに香りのある花を置いたり、階毎に違った香りを漂わせるなど、建物の用途によっては嗅覚による情報提供を行いましょう。
- その他
  - ・ 情報認知を妨げないよう、他の設備や備品の配置に注意しましょう。



公園内に設けられたせせらぎも、空間を認知する手法の一つとなります。(21世紀記念公園)



廊下の交差部分に花を置き、嗅覚情報を提供しているイメージ





## 非常時の情報設備

UDデータはP126

## 非常時に有効な情報設備

施設を利用しやすくすることをはじめ、非常時（地震、火災他）には、人命に関わる重要な情報が即時に、確実に、あらゆる人に伝わるようにします。

## 基本事項

## ◆地下横断歩道

●非常警報設備※<sup>1</sup>

- ・わかりやすい場所に、適切な間隔で配置し、高齢者、子ども、車いす利用者などにも利用しやすい高さに設けます。
- ・非常警報設備は、音や光によるものとします。
- ・これらの非常警報設備は、外部の人々にも情報を発信できるように、設置場所を工夫したり、音声や光を外部に発信できるシステムとします。
- ・設置場所がわかるよう、出入口や通路部に誘導用ブロックを設けます。

## ◆建物内

## ●防災設備機器

- ・避難誘導灯は、スピーカーや点滅装置を併設したものを使用します。

●非常通報装置※<sup>2</sup>

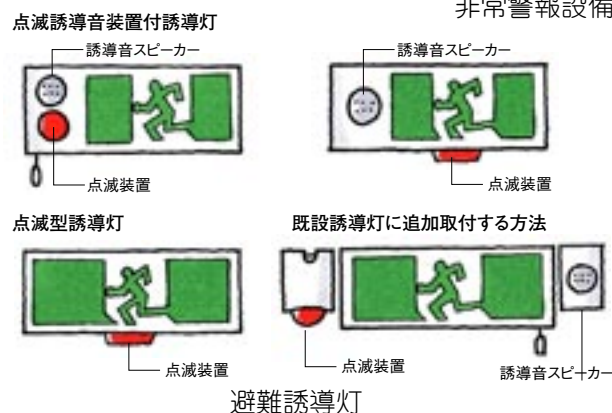
- ・みんなのトイレ、シャワー室、浴室など、利用者が一人で使用する部屋には、非常通報装置を設けます。

## ●その他

- ・IT※<sup>3</sup>技術を用いた情報機器類は、常に最新の情報を入手し、将来のシステム変更への対応や他のサインとの連携を考えて採用します。



非常警報設備

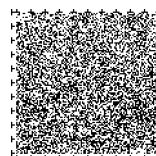


座ったときに手が届く位置と、倒れたときにも手が届く位置に設備された非常通報装置 (コラッセふくしま)

※1 非常警報設備:ベルや回転灯などにより緊急事態の発生を外部へ知らせる装置。

※2 非常通報設備:トイレや浴室などで体調が悪くなったときに、管理者へ連絡する装置。

※3 IT:[インフォメーション テクノロジー]情報技術の略。



## 配慮事項

### ◆地下横断歩道

#### ●非常警報設備

- ・外部からもわかりやすい場所に設けましょう。
- ・防犯対策は、非常警報設備のみに頼らず、周辺住民の協力を含めて防犯体制を整えましょう。

### ◆建物内

#### ●防災設備機器

- ・情報が伝わりにくい宿泊室などでは、光による警報装置やテレビ画面を使用した情報装置を設けましょう。

#### ●非常通報装置

- ・人が倒れた場合にも操作ができる高さとし、操作しやすいものとしましょう。

#### ●情報ディスプレイ\*

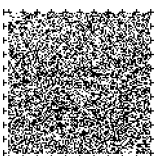
- ・非常時の警告や避難誘導などにも効果が高いため、施設の用途に応じたシステムを設けましょう。
- ・パソコンで作成した案内文をディスプレイに表示し、非常時には、正確で迅速な情報提供を行えるようなシステムとしましょう。
- ・非常時には、案内放送だけでなく、目立つ点滅ランプなどで警告を発しましょう。



地下横断歩道内の状況を出入口のディスプレイに映し出す防犯対策と赤色回転灯、スピーカー（福島市本町地下歩道）

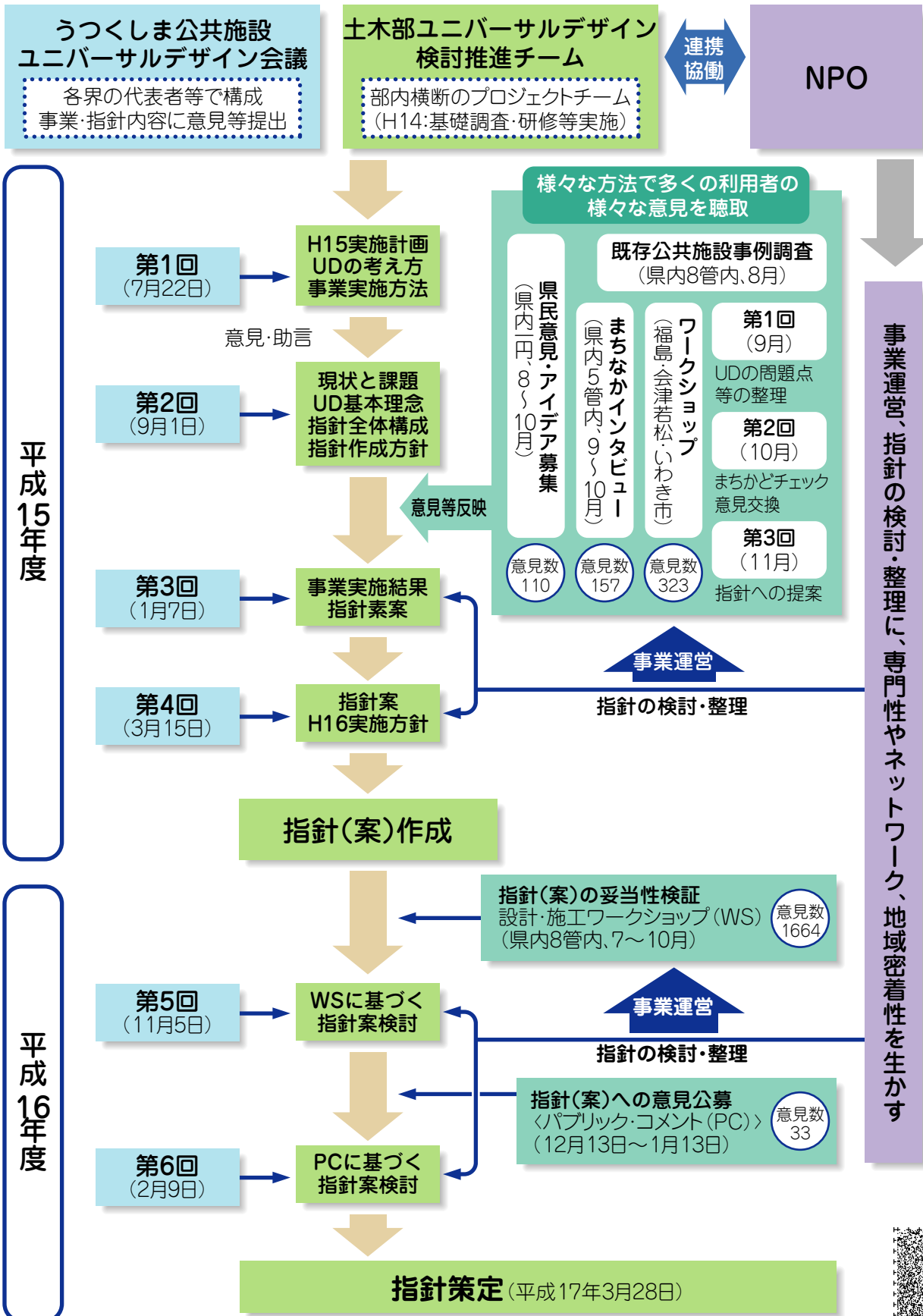


情報ディスプレイが併設された受付カウンター（くまもと県民交流会館「パレア」）

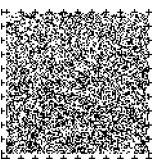


※ 情報ディスプレイ:ブラウン管や液晶などを用いて、文字や図形などを視覚的に表示する出力装置。

# ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針策定事業



UNIVERSAL DESIGN

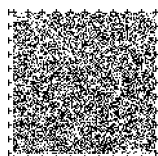


## うつくしま公共施設ユニバーサルデザイン会議委員 名簿

---

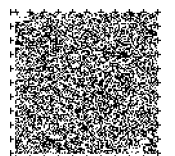
	市 瀬 幸 男	(福島県盲人協会県北方部長)	H15～H16
	伊 藤 美都子	(公募委員)	H15
	大 矢 一 夫	(福島交通株式会社取締役)	H15～H16
	クリスリン マクファーソン	(福島県国際交流員:ニュージーランド出身)	H15
	斎 藤 ユ ミ	(子育て支援グループCOURATE(クウラージュ))	H15
	鈴 木 勇 人	(社団法人福島県建築士会会員)	H15～H16
	高 橋 信 子	(福島県立医科大学看護学部講師)	H15～H16
	ニコラ ブラゼンデール	(福島県国際交流員:ニュージーランド出身)	H16
	橋 本 弘 子	(福島県子育て・子育て環境づくり推進会議委員)	H16
副会長	濱 田 千恵子	(NPO法人福島県シルバーサービス振興会理事)	H15～H16
会 長	松 井 壽 則	(日本大学工学部助教授)	H15～H16
	吉 田 京 子	(NPO法人「遊遊クラブ」代表)	H16
	吉 田 精 一	(公募委員:福島県立美術館友の会事務局長)	H15～H16

(敬称略:五十音順)



# UNIVERSAL DESIGN

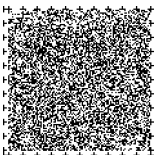
資料編



## 資料編

第1章 UDデータ	94
第2章 UD事例集	127
第3章 参考資料	160
第4章 用語解説	221

UD:ユニバーサルデザイン



# 第1章 UDデータ

本章に記載されているデータは、1つの参考データです。本編の考え方を具現化するためには、このデータをそのまま採用するのではなく、関係法令等を遵守の上、与条件や地域特性を踏まえ、利用者等の意見を基に、その施設に最も必要なデータを導き出すことが重要です。本データは、そうした創意工夫により検討する際の手掛りとして活用してください。

## 本章の構成

### 1 移動空間

- ①道路 (P95)
- ②排水施設 (P96)
- ③植樹帯 (P97)
- ④防護柵 (P98)
- ⑤屋外照明 (P98)
- ⑥駐車場・駐輪場 (P99)
- ⑦アプローチ・敷地内  
(公園内) 通路 (P100)
- ⑧玄関・出入口 (P101)
- ⑨廊下 (P102)
- ⑩階段 (P103)
- ⑪エレベーター・  
エスカレーター (P104)
- ⑫スロープ (P106)
- ⑬手すり (P107)

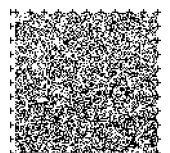
### 2 利用空間

- ①トイレ・洗面所 (P108)
- ②みんなのトイレ (P109)
- ③更衣室・シャワー室 (P110)
- ④浴室 (P111)
- ⑤宿泊施設の客室等 (P112)
- ⑥観覧席・客席 (P113)
- ⑦受付カウンター・水飲み場・  
公衆電話 (P114)
- ⑧授乳室等\*
- ⑨券売機・自動販売機・  
家具 (P115)
- ⑩操作ボタン・スイッチ等  
(P116)
- ⑪プール\*
- ⑫公園 (P117)
- ⑬屋外休憩施設 (P119)
- ⑭バス停留所 (P120)

### 3 案内・誘導

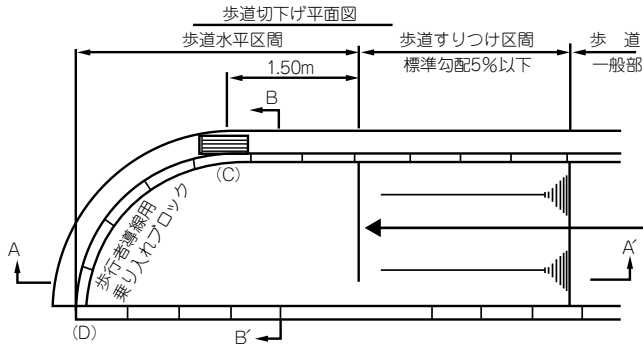
- ①視覚情報サイン (P121)
- ②触覚情報サイン (P123)
- ③聴覚・嗅覚情報サイン\*
- ④非常時の情報設備  
(P126)

※今後データを収集し、  
掲載、充実していきます。



1 移動空間 1 道路

【歩道など】

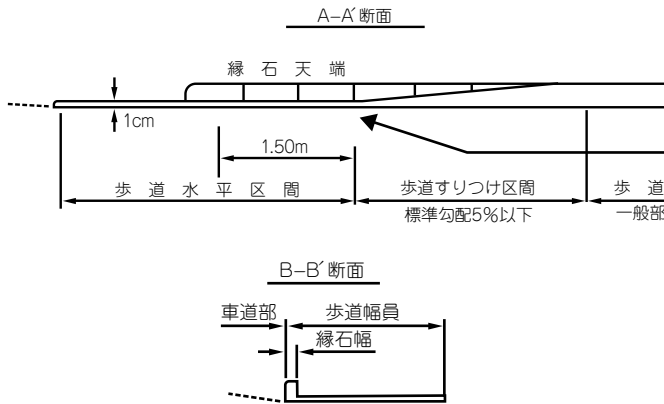


有効幅員

- ・ 歩行者交通量が多い道路  
歩道W=3.5m以上  
自転車歩行者道W=4.0m以上
- ・ その他道路  
歩道=2.0m以上  
自転車歩行者道W=3.0m以上

横断勾配(歩道など)

- ・ 2.0%以下  
(透水性舗装の場合は0.5%以下)



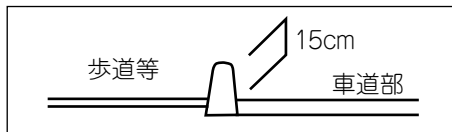
【歩道のすりつけ】

縦断・すり付け勾配

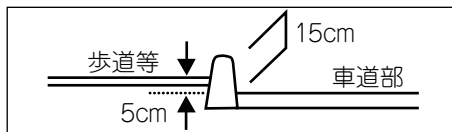
- ・ 縦断勾配5.0%以下(やむを得ない場合でも縦断勾配8.0%以下)
- ・ 横断歩道接続部では、1.5m程度の水平区間を設ける

【歩道及び自転車歩行車道の形状】

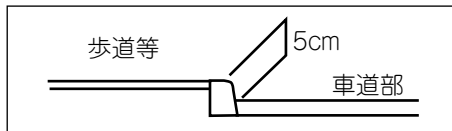
- フラット型  
(縁石高15cm)



- セミフラット型  
(歩道高5cm、縁石高15cm)



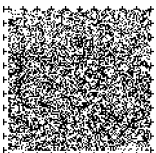
- マウントアップ型  
(歩道高5cm、縁石高5cm)



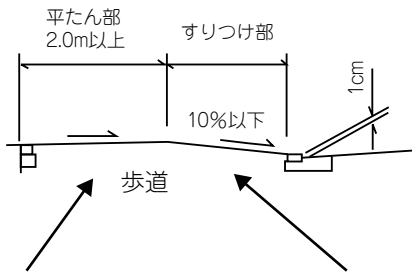
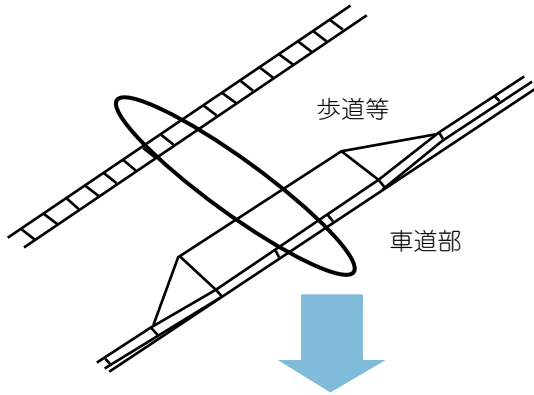
※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 道路構造令の解説と運用
- ・ 土木設計マニュアル[道路編]
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ 移動円滑化ガイドライン
- ・ 交通バリアフリー法







平坦部W=2.0m以上  
(少なくとも1.0m以上)

すり付け勾配=10%以下

### 【車両乗入れ部の構造】

(セミフラット・マウントアップ<sup>®</sup>型の場合)

#### 歩車道境界部の段差

H=1cm

#### 車両乗入部

- ・勾配10%以下  
(やむを得ない場合でも15%以下)
- ・平坦部W=2.0m以上  
(少なくとも1.0m以上)

### 【冬期交通確保幅】

#### 冬期側帯

- ・W=0.25m以上

#### 冬期路肩

- ・W=0.5m以上

#### 冬期歩道の有効幅員

- ・W=2.0m以上

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・道路構造令の解説と運用
- ・移動円滑化ガイドライン

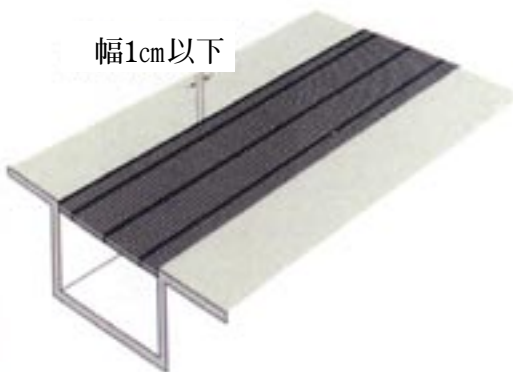
出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」 大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.5.30)

UNIVERSAL  
DESIGN

## 1 移動空間

## 2 排水施設

### 【側溝・集水柵蓋】



#### 形状・寸法

- ・JIS規格に準じる

#### 材料

- ・十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする

#### グレーチング蓋

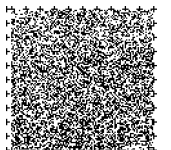
- ・滑りにくい仕上げとする
- ・車いすのキャスターやヒール、杖等が落ち込まない目の細かいもの t=1cm以下
- ・柵蓋は清掃等を考慮し、W=50kg/枚程度とする

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・土木設計マニュアル [道路編]
- ・移動円滑化ガイドライン

出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」 大成出版社  
(編集・発行/財団法人国土技術研究センター、初版:2003.5.30)  
「バリアフリーガイドブック [道路・公園編]」北九州市建設局



【冬期交通確保幅】

植樹帯幅員

- ・ 歩道部、分離帯等  
W=1.5m以上  
分離帯等にて花壇等を設置する場合は、この幅員以下でも可

材料

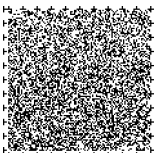
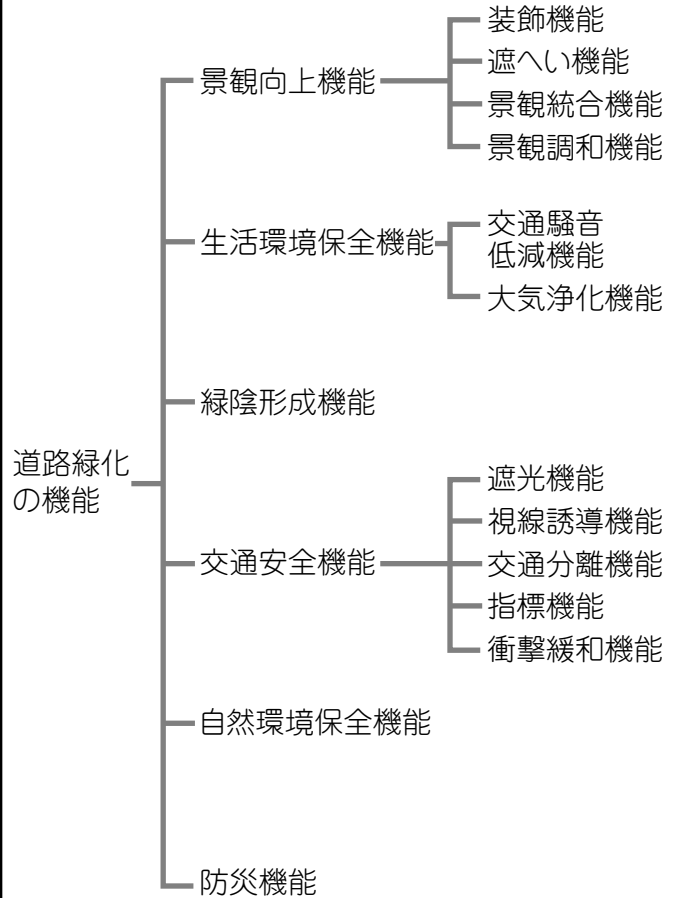
- ・ 樹木  
道路空間規模、地域特性、気候、気象条件、冠雪害、歩行者への影響等を留意したもの
- ・ 芝  
日本芝を原則とするが、寒冷地では西洋芝とする
- ・ 草花  
樹木に準じるが、観賞期間等を考慮したもの

植栽間隔

- ・ 標準値(樹高5.0~10.0m)  
W=7.0~8.0m
- ・ 小型樹種(樹冠幅3.0m程度)  
W=5.0~6.0m
- ・ 特大木(枝張り20m以上)  
W=10.0m以上

※五感を刺激する樹木・草花については、公園編参照のこと

道路緑化の機能



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 土木設計マニュアル[道路編]
- ・ 道路緑化技術基準・同解説

## 1 移動空間

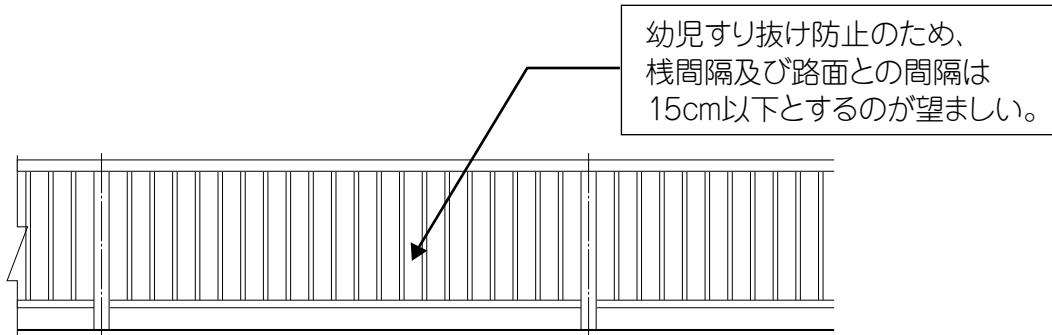
## 4 防護柵

## 設置区間・種別

- ・ 防護柵設置基準に適合した形で設置

## その他

- ・ 転落防止を目的とした歩行者自転車柵は、よじ登り防止のため縦柵構造とするのが望ましい



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 土木設計マニュアル〔道路編〕
- ・ 防護柵設置基準

UNIVERSAL  
DESIGN

## 1 移動空間

## 5 屋外照明

## 歩道の照明

均斉度:0.2以上

均斉度:(当該歩道路面上の水平面照度の最小値を  
平均値で除した値)

## 立体横断施設等の照明

- ・ 横断歩道橋 照度:20lx
- ・ 地下横断歩道 照度:出入口100lx以上  
(入口から出口が見通せないものに限る)  
階段及び通路50lx以上

## その他施設の照明

JISZ9110照度基準を参考に、適切な明るさとする

## 灯具の選定

照明器具の輝度が高いと歩行者は不快グレアを生じると同時に、場合によっては視機能の一時的低下を招くため、照明器具の輝度は $6,000\text{cd}/\text{m}^2$ を超えてはならない

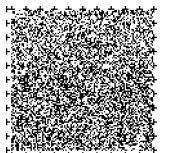
夜間の歩行者交通量	地域	照度 (lx)	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	10	2

鉛直面照度は、歩道の中心線上で路面上から1.5mの高さの道路軸に対して直角な鉛直面上の最小照度

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

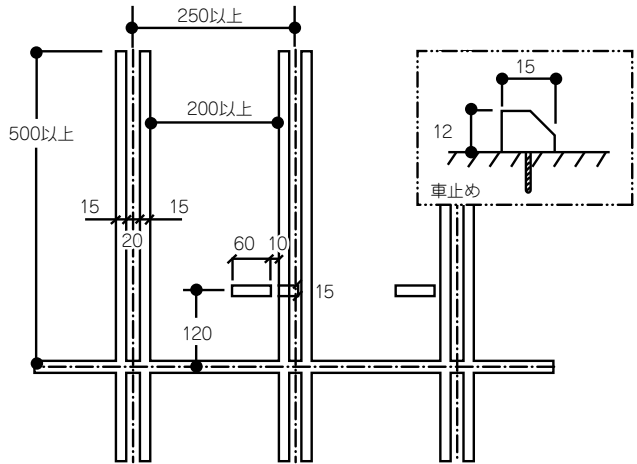
- ・ 移動円滑化ガイドライン



1 移動空間 **6 駐車場・駐輪場**

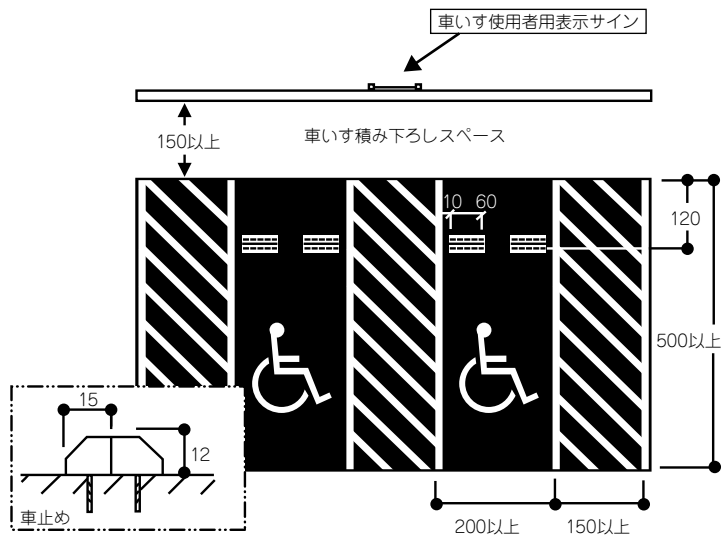
**【駐車場】**

- 一般駐車スペースの幅員
  - ・ 250cm以上
- 一般駐車スペースの奥行き
  - ・ 500cm以上
- 歩行者専用通路の幅員
  - ・ 150cm以上
- 歩行者専用出入口の幅員
  - ・ 90cm以上
- 車路の幅員
  - ・ <すれ違いの車路> 550cm以上
  - ・ <一方通行の車路> 350cm以上
- 建築物である駐車場の照度
  - ・ <車路床面> 10ルクス以上
  - ・ <駐車床面> 2ルクス以上



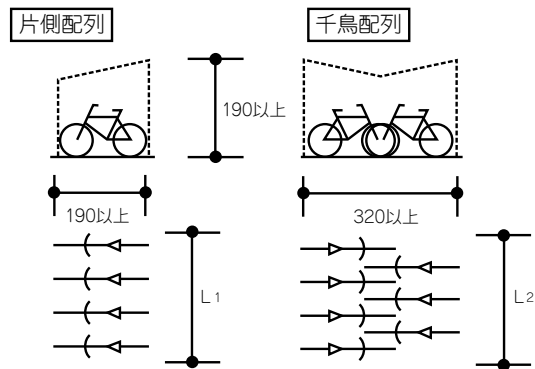
**【車いす使用者用駐車スペース】**

- 幅員
  - ・ 350cm以上
  - (乗降スペース150cm以上)
- 車いす積み下ろしスペース
  - ・ 150cm以上
- 車いす使用者用駐車スペースの数量
  - ・ 駐車スペース総数の2%以上



**【駐輪場】**

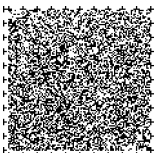
- 奥行き
  - ・ <片側配列> 190cm以上
  - ・ <千鳥配列> 320cm以上
- 幅員
  - ・ <片側配列>  $L_1=60\text{cm} \times n$
  - ・ <千鳥配列>  $L_2=30\text{cm} \times n$
  - (n:駐輪台数)
- 屋根の高さ
  - ・ 190cm以上



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ 建築設計資料集成
- ・ 駐車場法
- ・ やさしいまちづくり条例



## 【通路】

## 縦断勾配

- ・1/20以下
- ・勾配が3/100以上の場合、延長30mごとに150cm以上の水平部を設ける。

## 横断勾配

- ・1/100以下

## 幅員

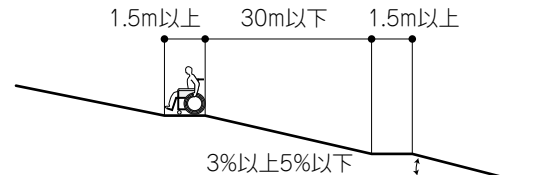
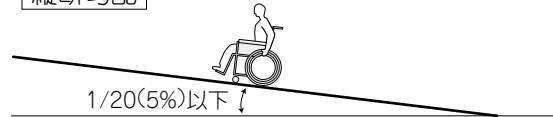
- ・180cm以上

**できれば!** 230cm以上

## 車いす転回スペース

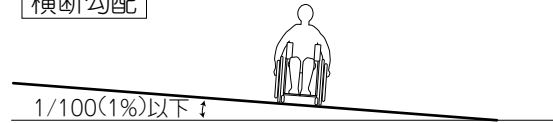
- ・通路の幅員が180cm以上確保できない場合は、少なくとも120cm以上とし、50m以内ごとに縦、横それぞれ140cm以上の空間を確保する。

## 縦断勾配



- ・3/100以上の勾配が30mを超える場合

## 横断勾配



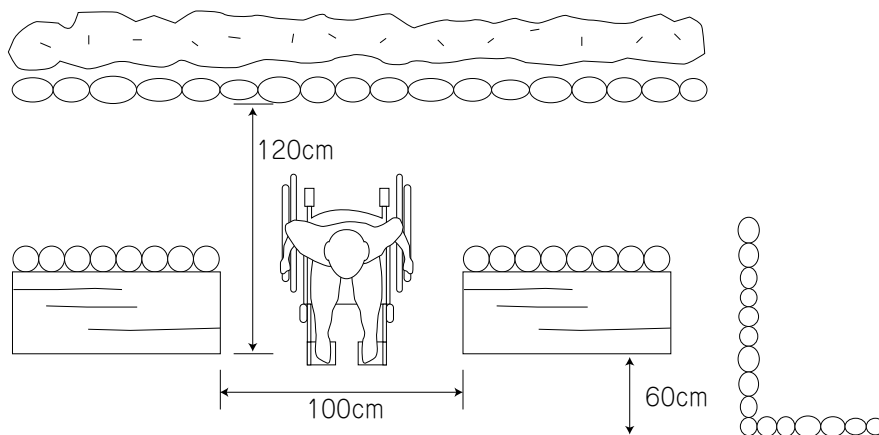
## 【ベンチの設置】

## 通路からの後退距離

- ・60cm以上

## 車いすスペース

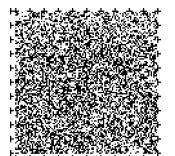
- ・〈幅〉100cm以上
- ・〈奥行き〉120cm以上



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

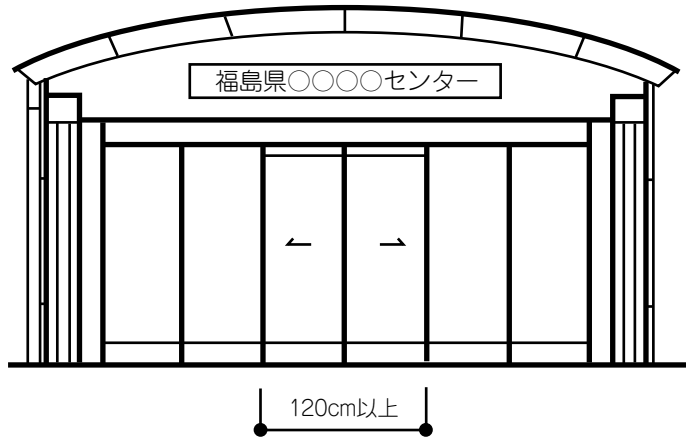
- ・建築基準法
- ・やさしいまちづくり条例
- ・ハートビル法
- ・ユニバーサルデザインを活かした建築設計(静岡県都市住宅部営繕総室)
- ・福島県建築基準条例



【玄関・主要な出入口】

幅員

・ 120cm以上



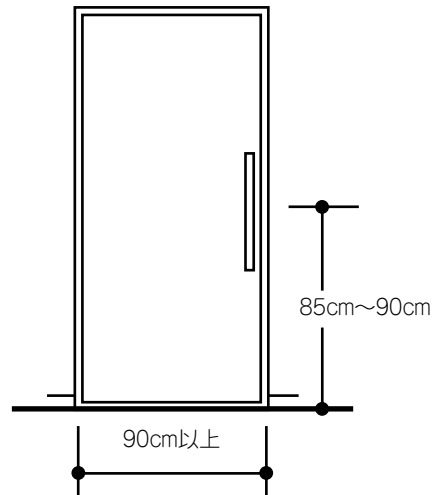
【その他の出入口】

幅員

・ 90cm以上

ドアハンドルの高さ

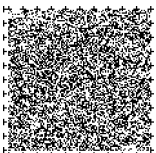
・ ドアハンドルの中心が  
85cm~90cm



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)
- ・ 福島県建築基準条例
- ・ やさしいまちづくり条例



## 【通路】

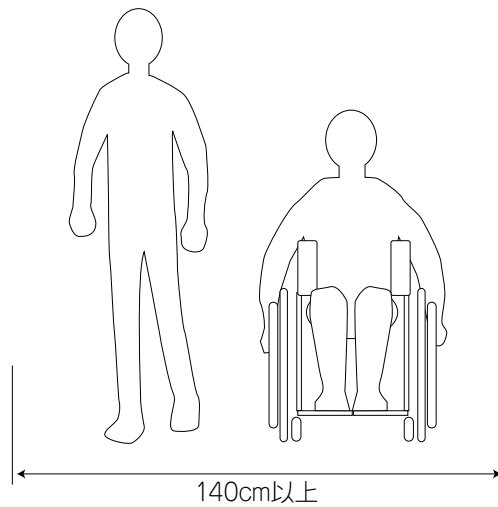
## 幅員

- ・ 140cm以上

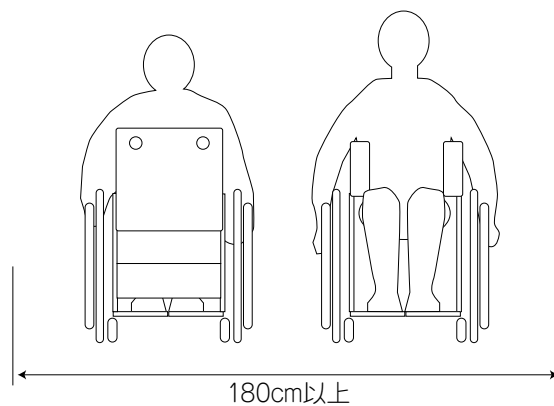
- ・ **できれば!** 180cm以上

- ・ 学校(小学校、中学校、高等学校等)の生徒用の廊下で、両側に居室がある場合は230cm以上

## 歩行者と車いす使用者のすれ違い



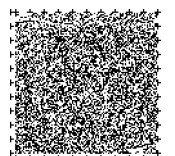
## 車いす使用者同士のすれ違い



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 建築基準法
- ・ ハートビル法
- ・ 福島県建築基準条例
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ 建築設計資料集成



1 移動空間 10 階段

【形状】

蹴上げ(R)

・ 16cm以下

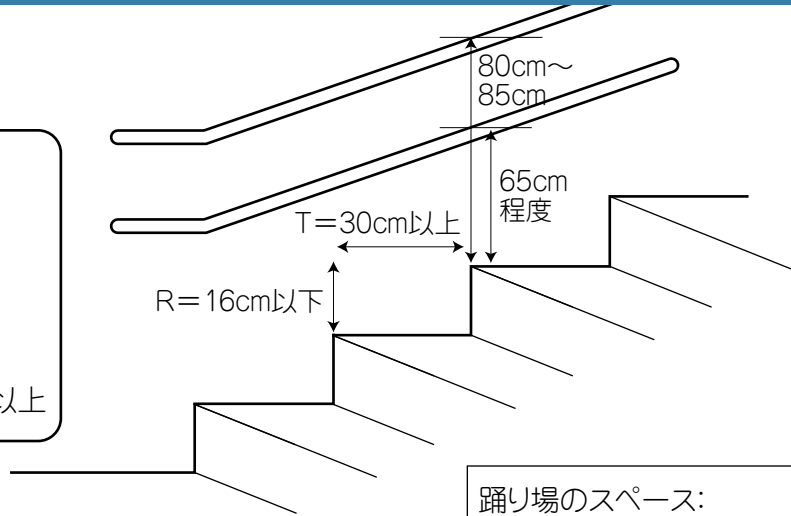
踏み面(T)

・ 30cm以上

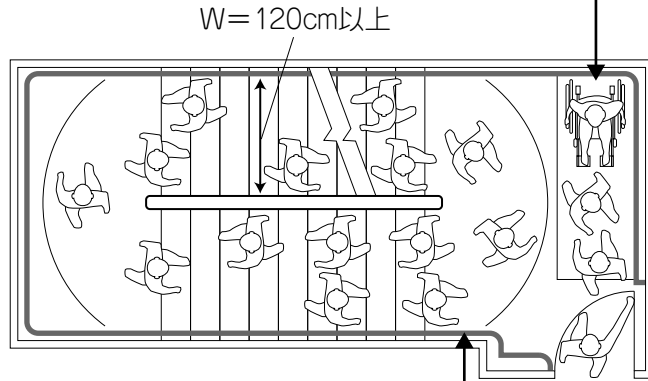
幅員(W)

・ 120cm以上

できれば! ・ 150cm以上



踊り場のスペース:  
車いすの避難スペースや  
足休めの場所



手すりの端部は、30~45cm程度  
水平に延ばす

【手すり】

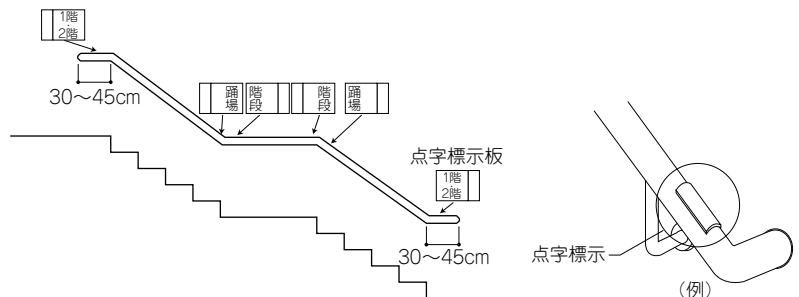
端部

・ 30cm~45cm程度水平  
に延長する

できれば!

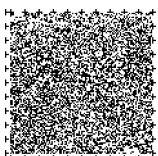
2段手すり

・ 80cm~85cmと65cm  
程度



手すりの点字サイン例

建築設計資料集より

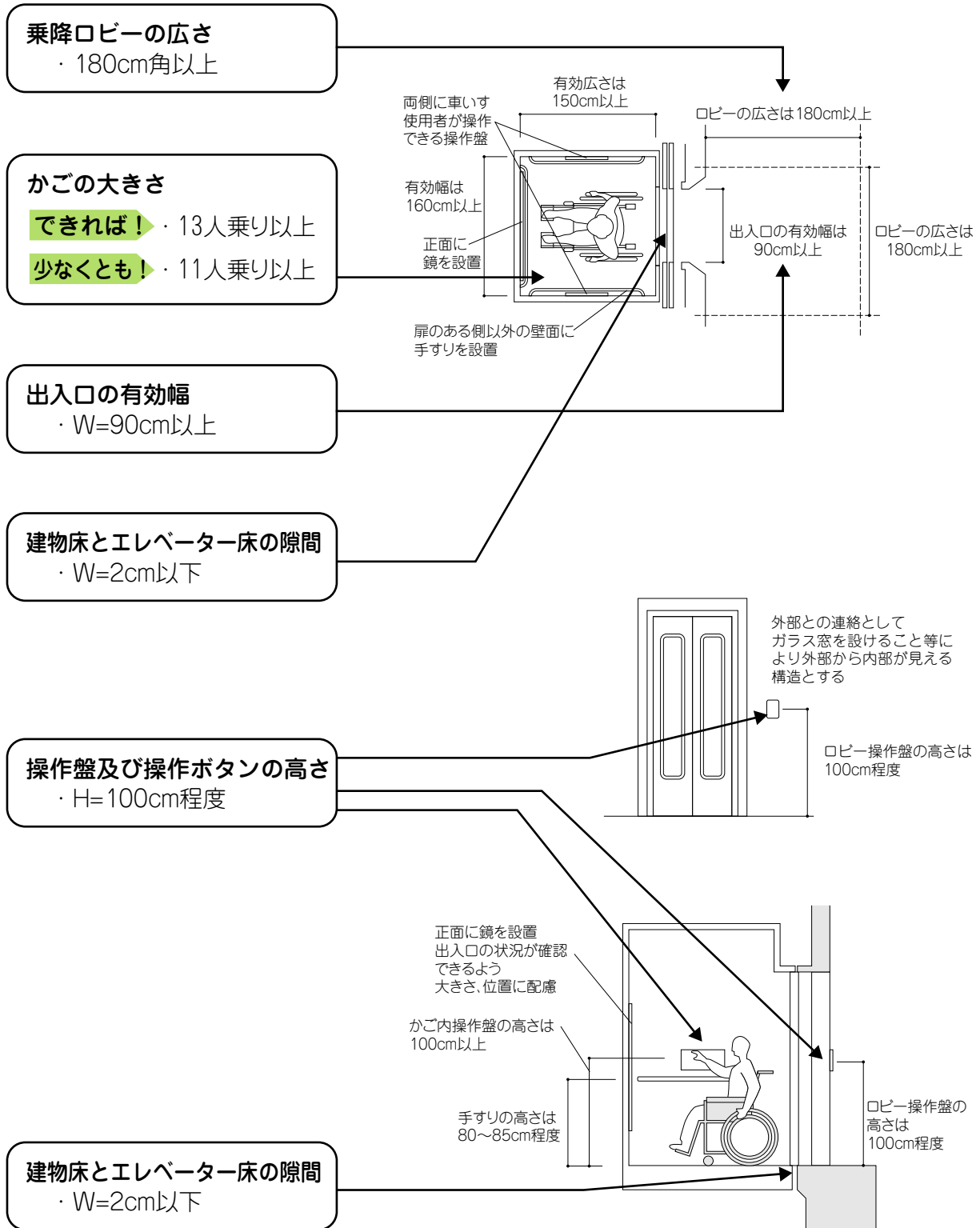


※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ 建築設計資料集
- ・ 建築基準法
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)



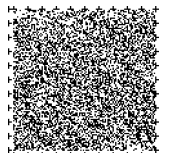


UNIVERSAL DESIGN

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ 福島県やさしいまちづくり整備指針



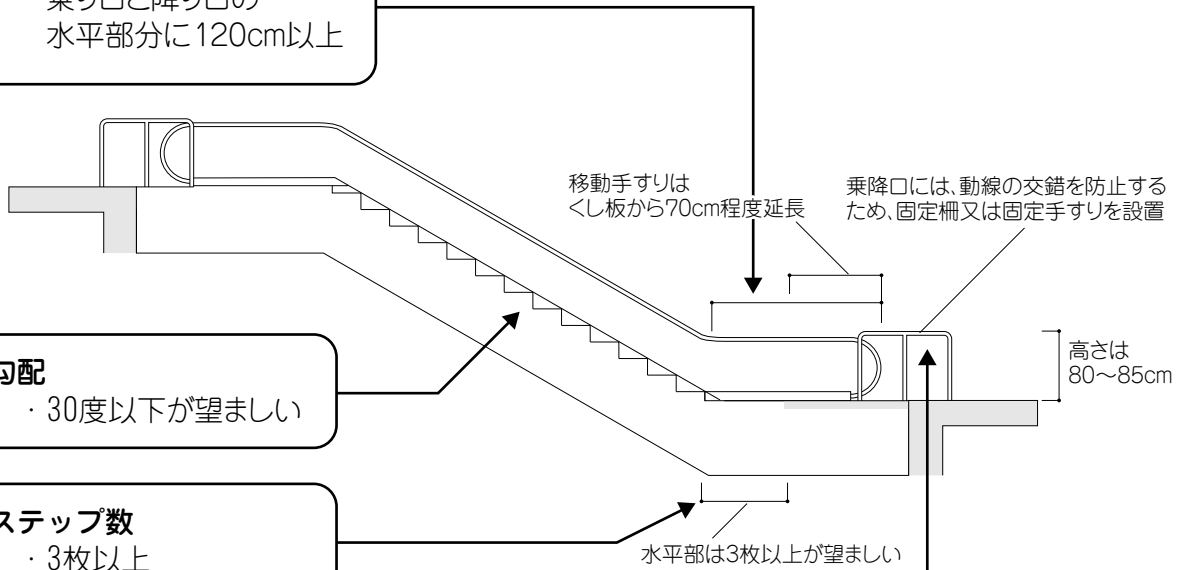
【エスカレーター】

**移動手すり**  
 ・ 乗り口と降り口の  
 水平部分に120cm以上

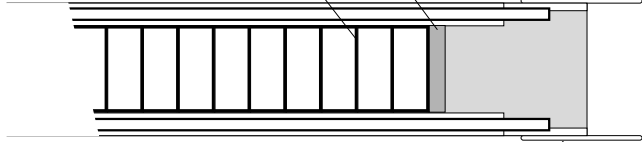
**勾配**  
 ・ 30度以下が望ましい

**ステップ数**  
 ・ 3枚以上

**固定手すり**  
 ・ 乗降場のステップの  
 前後に100cm以上



くし板の端部と踏み段の色の明暗差が大きいこと等により  
 くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする  
 踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、  
 踏み段相互の識別をしやすいようにする



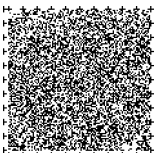
乗降口には、動線の交錯を防止するため、  
 固定柵又は固定手すりを設置

UNIVERSAL  
 DESIGN

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 福島県やさしいまちづくり整備指針
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)
- ・ 建築設計資料集成



## 【形状】

## 幅員(屋内)

- ・ W=120cm以上

できれば! W=180cm以上

## 幅員(屋外)

- ・ W=135cm以上

できれば! W=200cm以上

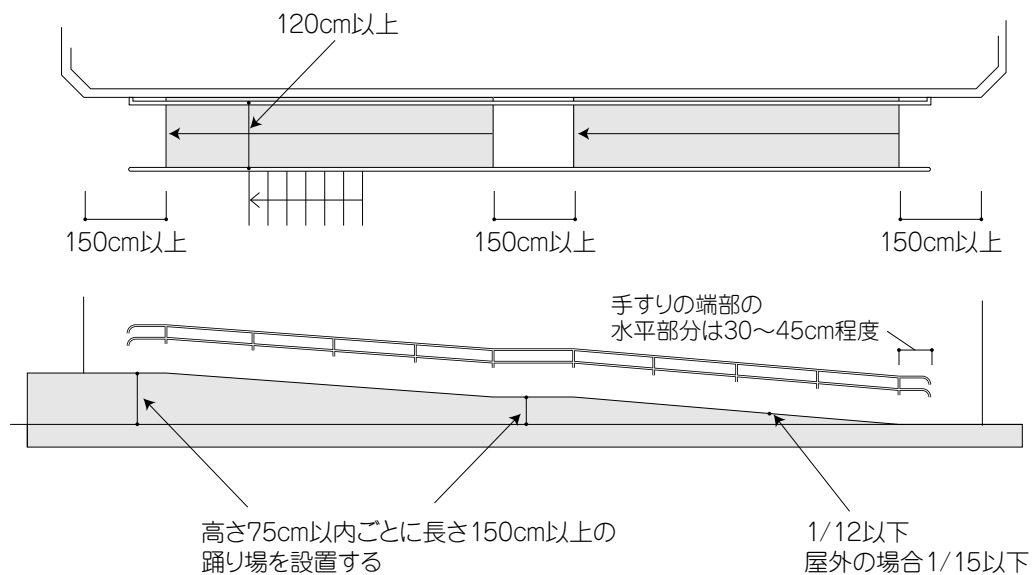
## 勾配

- ・ 1/12以下
- ・ 屋外の場合は1/15以下

できれば! 1/20以下

## 踊り場

- ・ 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設置する



## 【手すり】

## 端部

- ・ 30~45cm程度水平に延長する

できれば!

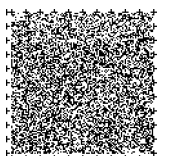
## 2段手すりとする

- ・ 80cm~85cmと65cm程度

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ 建築設計資料集成
- ・ 建築基準法
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)



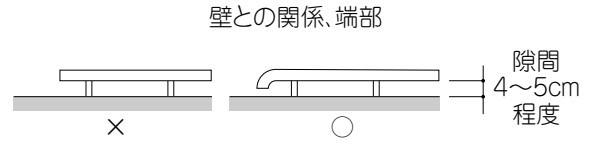
【仕様】

壁との隙間

- ・ 4~5cm程度

形状(大きさ)

- ・ しっかり握る手すり 直径3~4cm
- ・ 立ち座り用手すり 直径2.8~3.5cm
- ・ ひじや手のひらで使う手すり 6cm~7cm



【設置方法】

設置高さ

- ・ 75cm~85cm程度

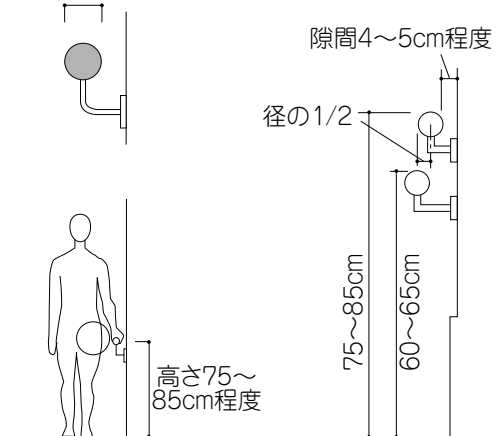
できれば!

2段手すりを設置

- ・ 85cm程度と65cm程度
- ・ 下段手すりは径の1/2外側

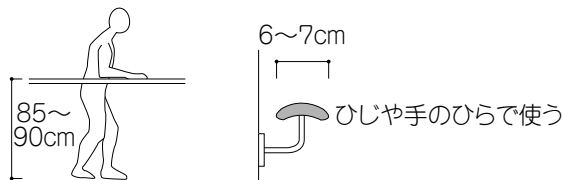
〈歩行者手すりの例〉

しっかり握る手すりは3~4cm



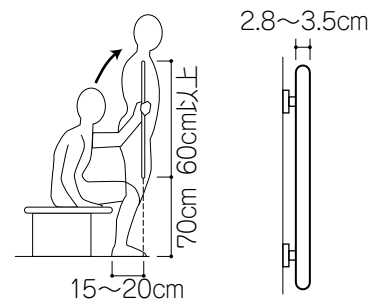
〈もたれかかって使う手すりの例〉

もたれかかって使う場合は、ひじで支える場合が多い。この時は85~90cmと高く設定する。



〈立ち座り用手すりの例〉

手すりがいすの横だと立ったときに体を引っ張られてしまうので前寄りにつける。



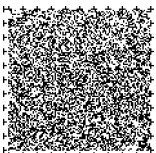
【横断歩道橋】

- ・ 冬期に圧雪、または凍結の恐れがある階段および斜路で幅員が3m以上ある場合には、その中間にも手すりを設けるのが望ましい。
- ・ 身体障がい者の利用の多い地域においては、必要に応じて階段等以外の部分にも手すりを設置することが望ましい。

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

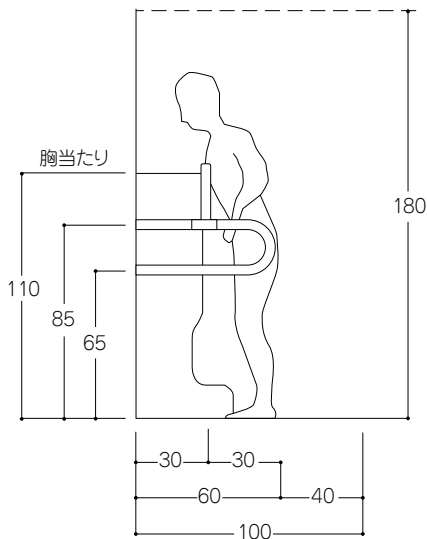
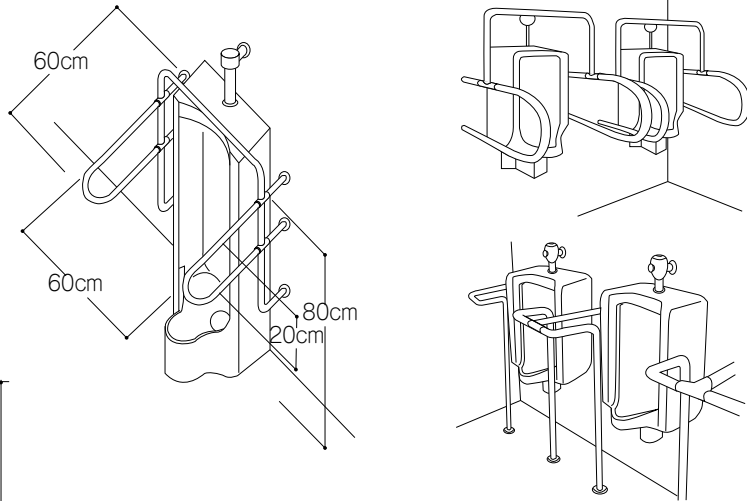
関係法令・資料等

- ・ ハートビル法
- ・ 建築設計資料集成
- ・ ユニバーサルデザイン
- ・ 建築基準法
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針
- ・ 建築ガイドライン(熊本県)
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ 立体横断施設技術基準・同解説



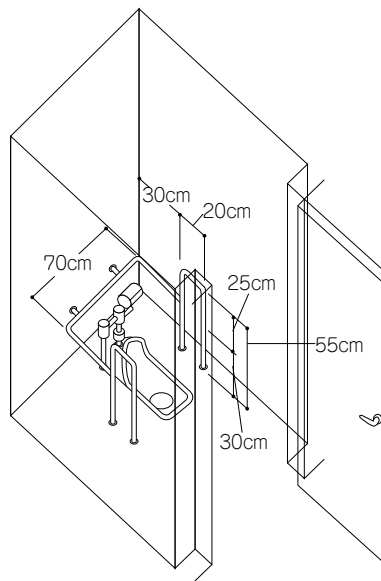
【男子小便器】

小便器には手すりを設ける  
・設置例



【和式便器】

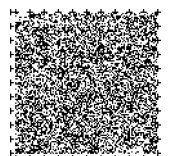
和式便器に手すりを設ける  
・設置例



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・やさしいまちづくり条例
- ・建築設計資料集成



2 利用空間

2 みんなのトイレ

【仕様】

ブースの大きさ

- ・直径φ=150cm以上

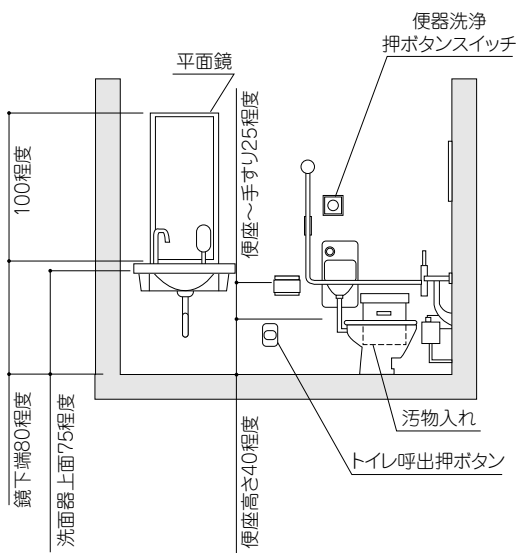
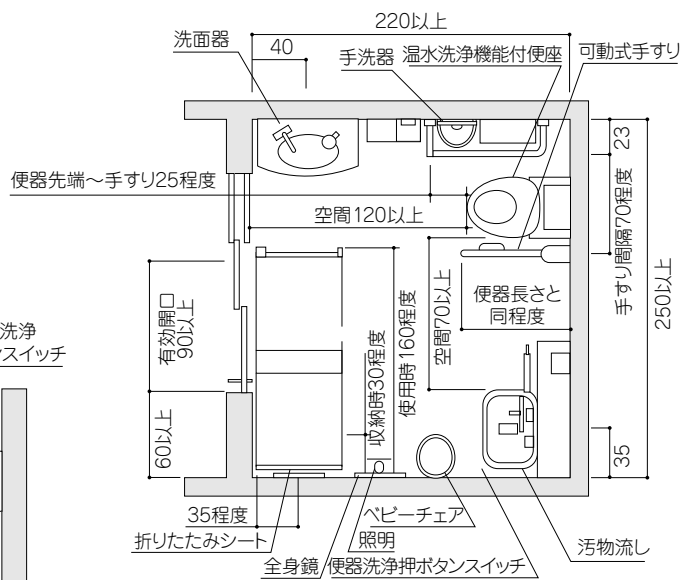
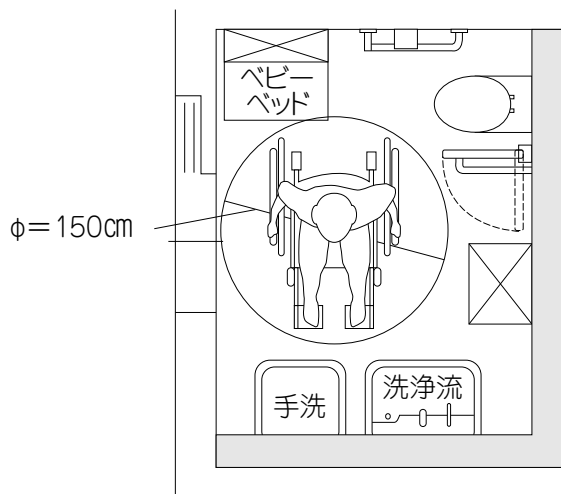
出入口扉

- ・幅員W=80cm以上

できれば! W=90cm以上

鏡

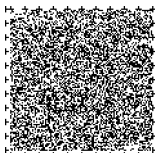
- ・床上H=80cm程度



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・やさしいまちづくり条例
- ・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)
- ・建築設計資料集成
- ・ハートビル法



## 【更衣室】

車イスのフットレストが入る  
空間を設けた更衣棚

- ・ 下端=30cm程度
- ・ 上端=150cm程度

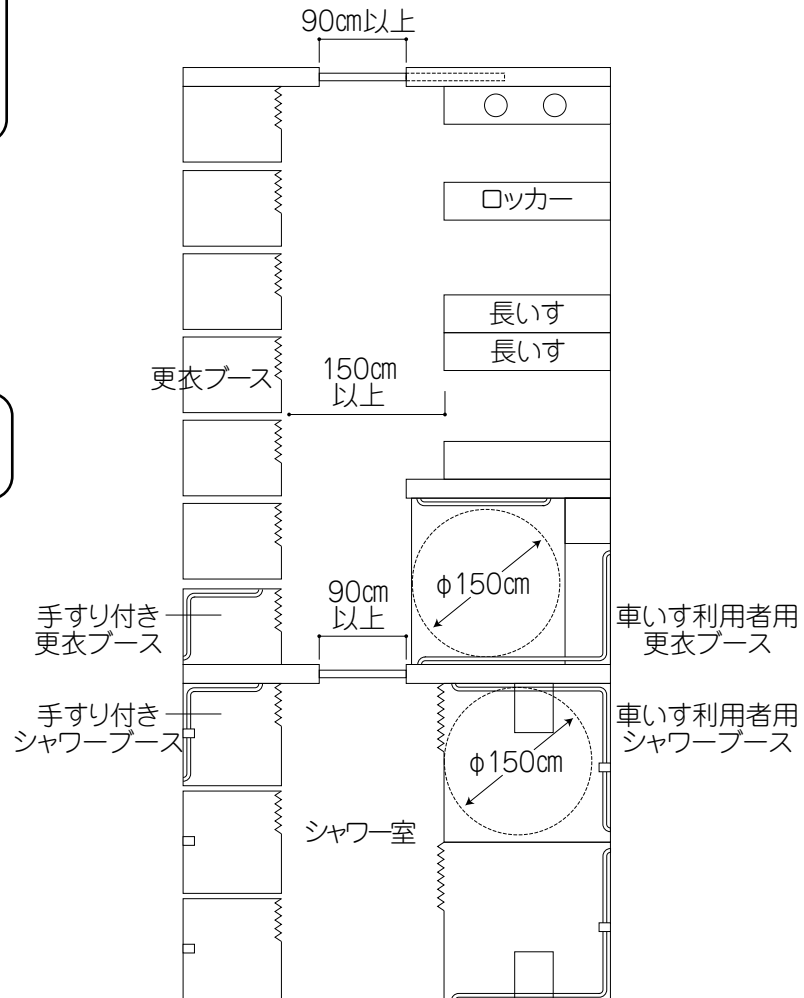
脱衣ベンチ

- ・ 高さ=40cm程度
- ・ 幅=180cm程度
- ・ 奥行き=45cm程度

## 【シャワー室】

車イス対応シャワーブース

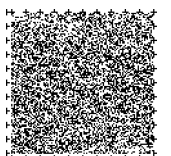
- ・ 直径 $\phi$ =150cm以上

UNIVERSAL  
DESIGN

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

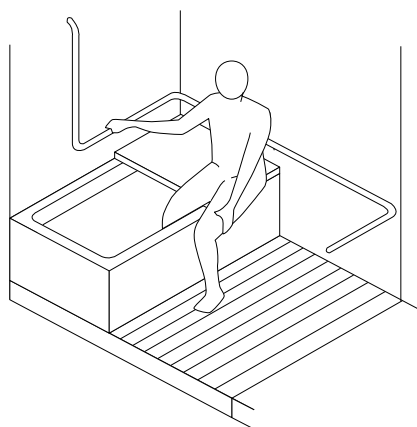
関係法令・資料等

・ やさしいまちづくり条例  
・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)  
・ 建築設計資料集成

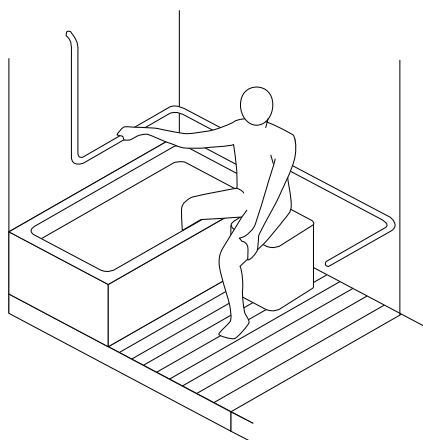


## 【浴室】

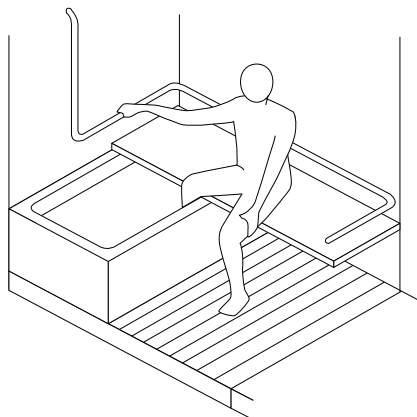
浴槽及び洗い場は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とする。



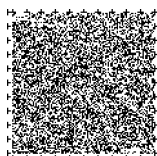
浴槽上に座面を設置する例



洗い場に浴槽と同じ高さのイスを設置する例



洗い場と浴槽に同じ高さのイスを設置する例



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・ 建築設計資料集成  
・ ハートビル法



## 【宿泊施設の客室等】

## 出入口幅

- ・ 80cm以上

できれば! 90cm以上

## ベッドサイド及びベッド

- ・ ベッド高=40~45cm程度

- ・ ヘッドボード

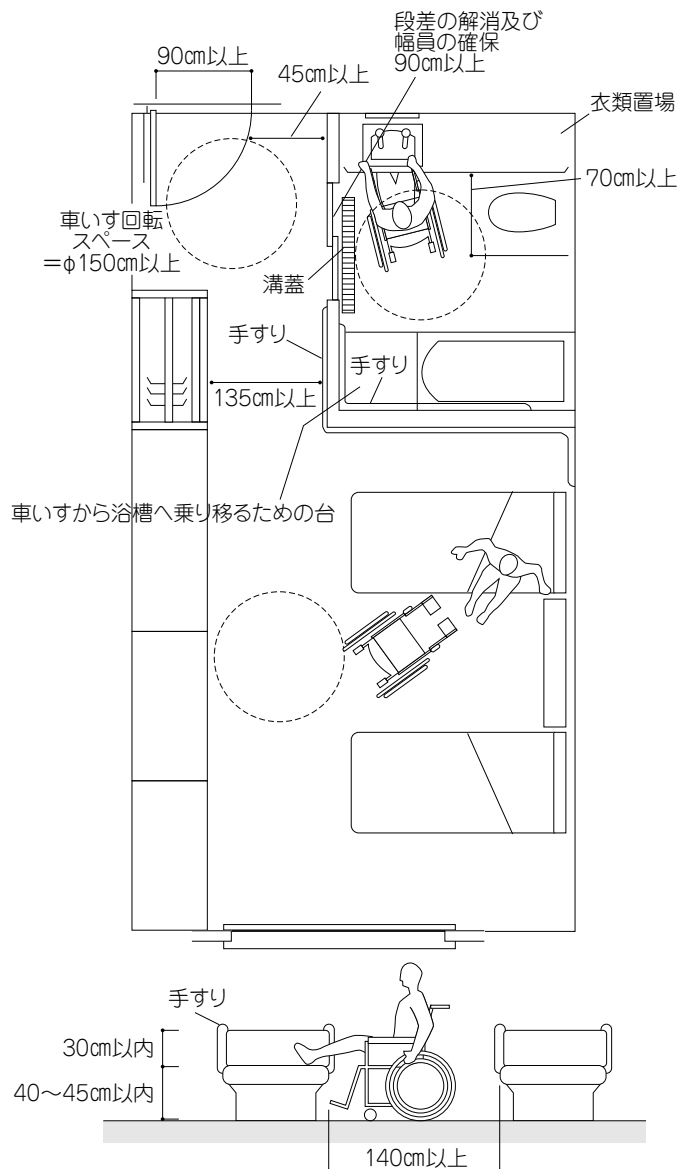
- 高さ=30cm程度

- ・ ベッド下部

- フットレストが入る空き  
=10~15cm程度

## ベッドサイドのスペース

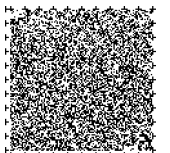
- ・ 直径=φ150cm以上

UNIVERSAL  
DESIGN

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)



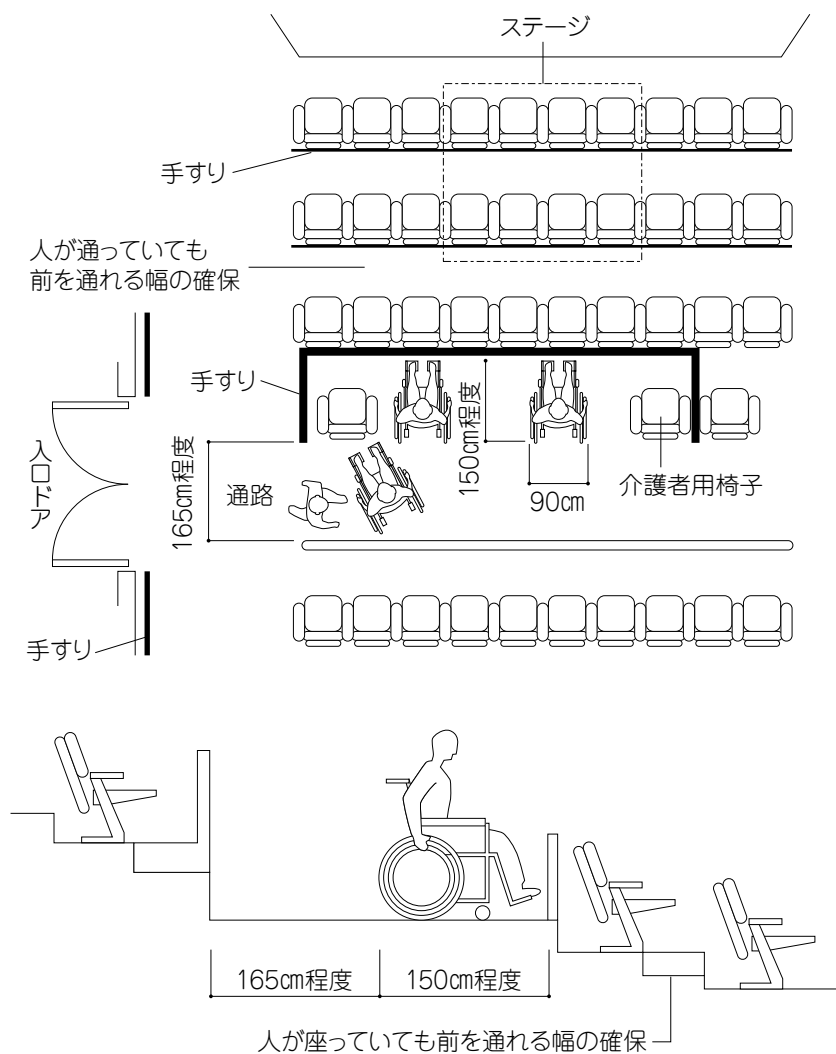
【観覧席・客席】

車いす対応の客席スペース

幅=90cm以上 奥行き=150cm程度

幅=100cm以上

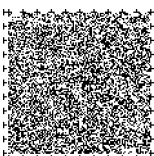
できれば!



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)



【受付カウンター】  
（座位タイプ）

幅

・80cm以上

奥行き

・60～90cm

上端の高さ

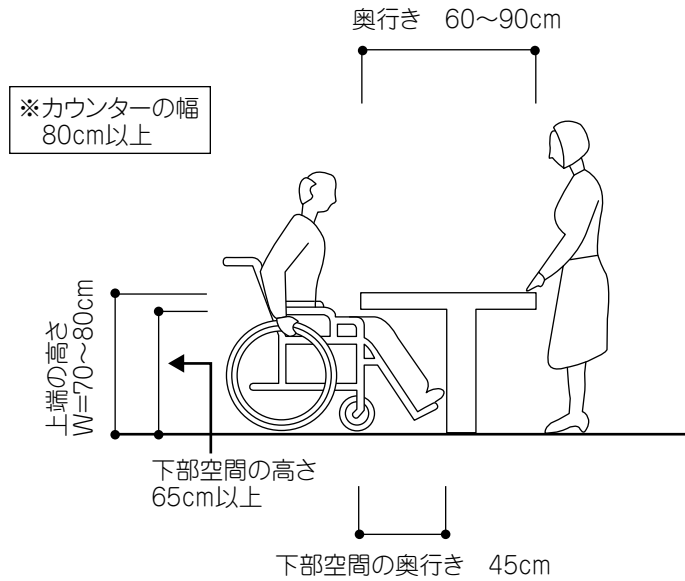
・70～80cm

下部空間の高さ

・65cm以上

下部空間の奥行き

・45cm以上



【水飲み場】

水飲み口の高さ

・最大91.5cm

下部空間の高さ

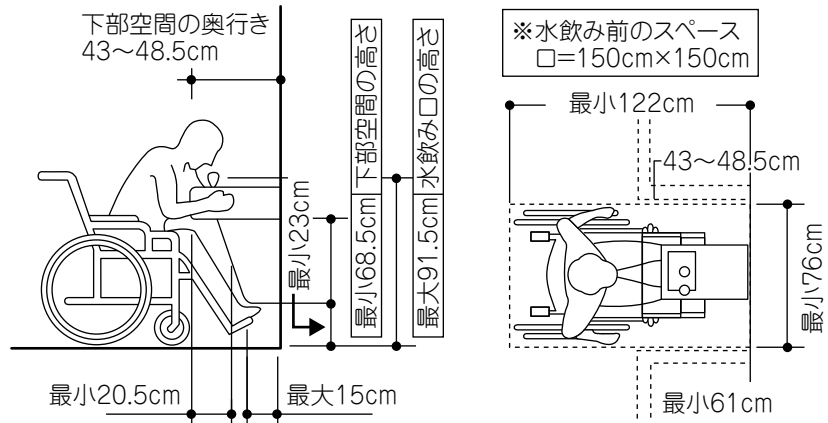
・最小68.5cm

下部空間の奥行き

・43～48.5cm

水飲み前のスペース

・□=150×150cm



【公衆電話】

電話台の高さ

・70～80cm

下部空間の高さ

・65cm以上

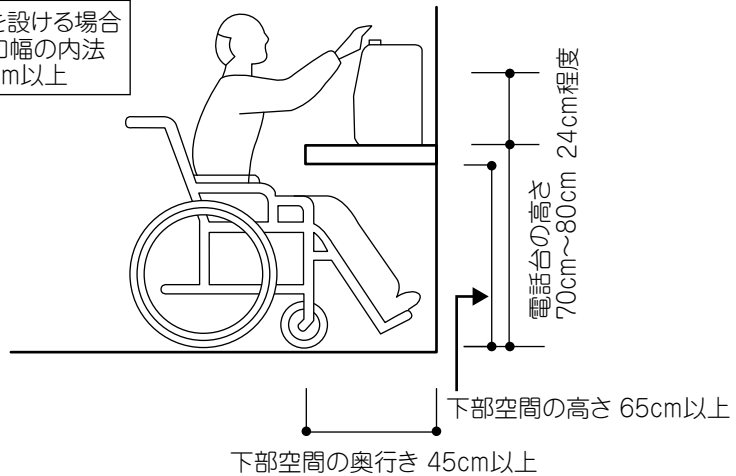
下部空間の奥行き

・45cm以上

出入口を設ける場合の  
出入口幅の内法

・80cm以上

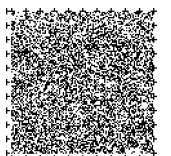
※出入口を設ける場合  
の出入口幅の内法  
W=80cm以上



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・やさしいまちづくり条例  
・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（熊本県）

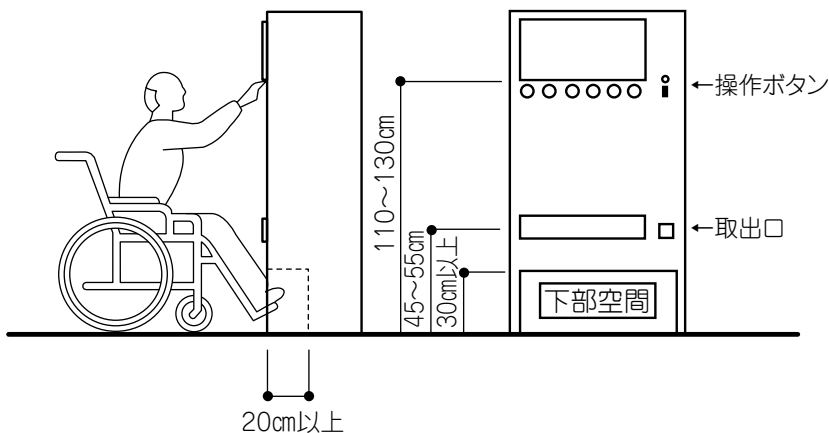


2 利用空間

9 券売機・自動販売機・家具

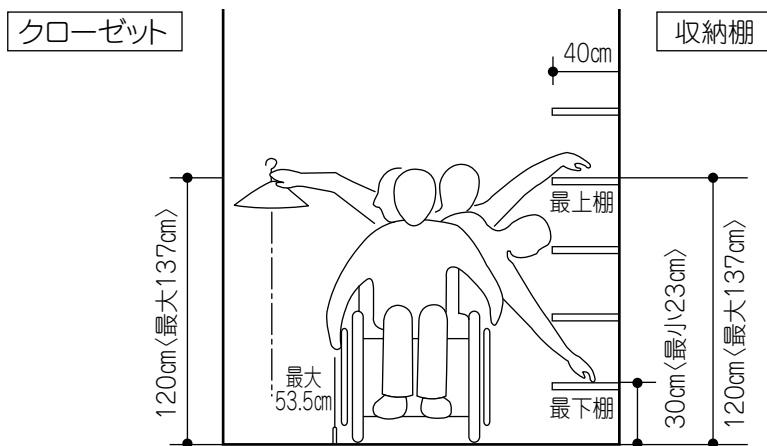
【券売機】

- 操作ボタンの高さ
  - ・110cm～130cm以上
- 取出口の高さ
  - ・45～55cm
- 下部空間の高さ
  - ・30cm以上
- 下部空間の奥行き
  - ・20cm以上



家具【収納棚】

- 最上棚の高さ
  - ・120cm程度
  - 〈最大137cm〉
- 最下棚の高さ
  - ・30cm程度
  - 〈最小23cm〉



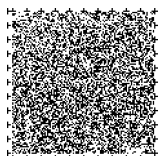
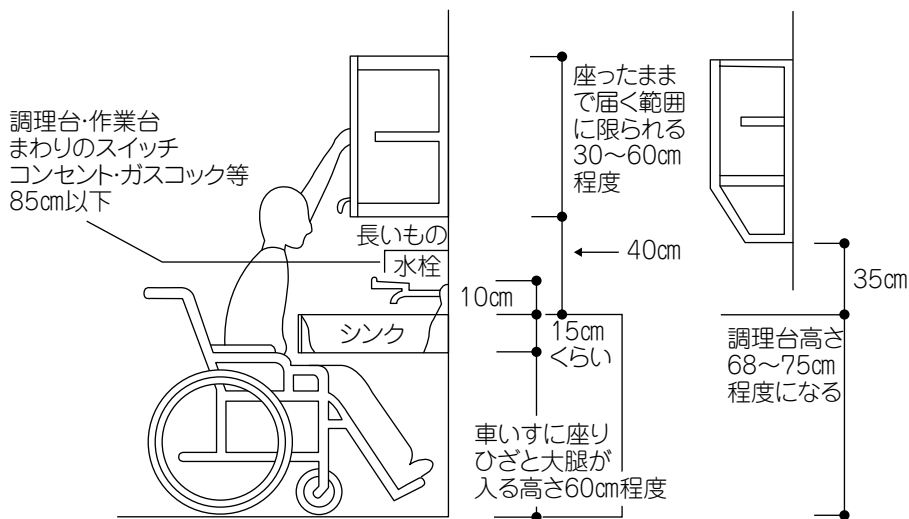
〈収納棚およびクローゼットの寸法〉

家具【クローゼット】

- 洋服掛けの高さ
  - ・120cm程度
  - 〈最大137cm〉
- 洋服掛けまでの奥行き
  - ・最大53.5cm以上

【流し台】

- 調理台の高さ
  - ・68～75cm
- 調理台まわりのスイッチ等の高さ
  - ・85cm以下
- 下部空間の高さ
  - ・60cm程度
- シンクの深さ
  - ・15cm程度
- 水栓
  - ・長い形状のもの
- 上部棚の高さ
  - ・座ったままで届く範囲 175cm程度

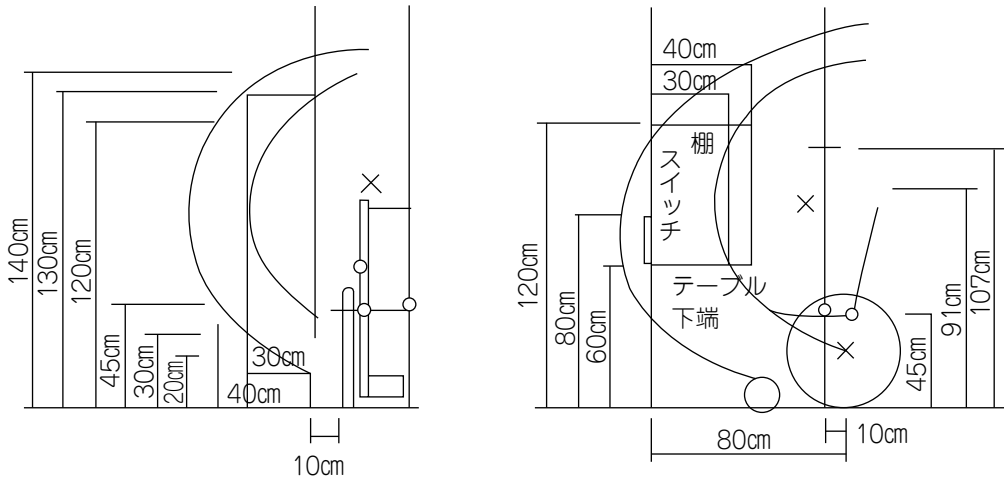


※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

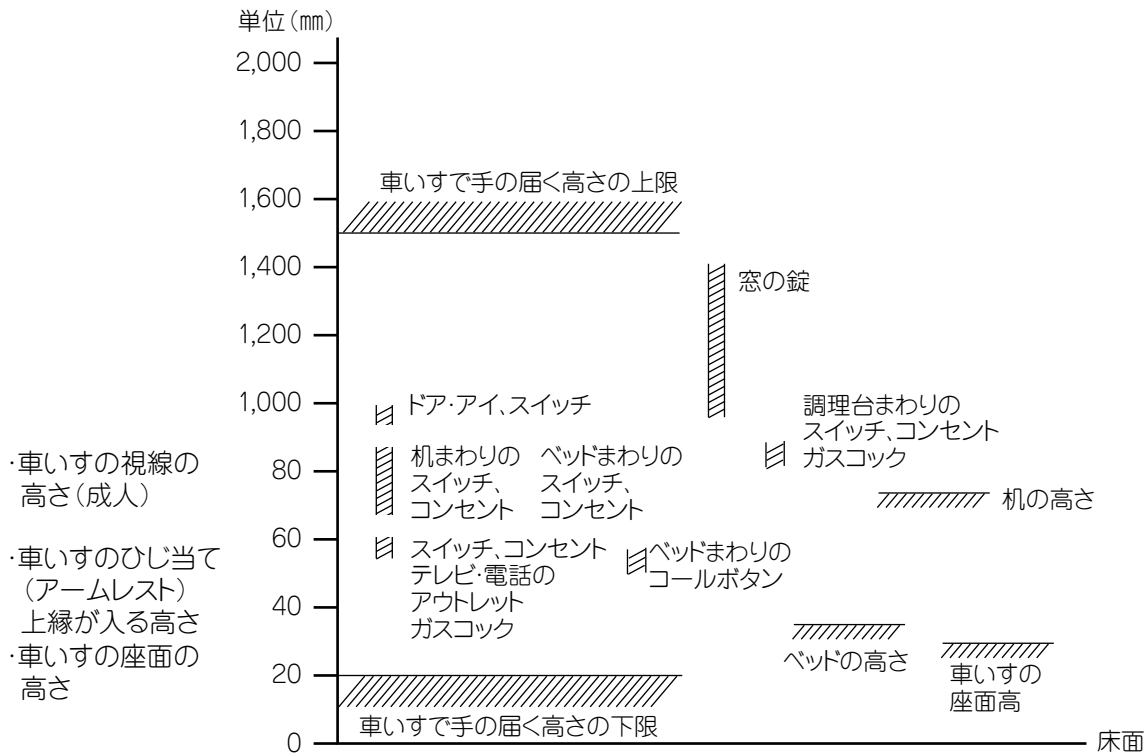
関係法令・資料等

- ・やさしいまちづくり条例
- ・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)

【車いす利用者のための器具取付寸法】



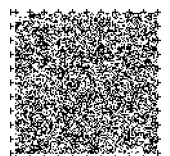
(内側の線は座った状態で、外側の線は身をのり出した状態で届く範囲)



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)



## 【五感を刺激する樹木・草花】

## 視覚を刺激する樹木・草花

## 選定基準

- ・花や実の色彩が鮮やかなもの(特に黄色)
- ・黄葉が鮮やかなもの
- ・花や実が大きく形を識別しやすいもの
- ・花、実、芽の形状が特徴的なもの
- ・風にそよいで動くもの
- ・チョウなどの昆虫を誘引するもの

## 嗅覚を刺激する樹木・草花

## 選定基準

- ・花・実・葉・枝に香りがあるもの
- ・匂いを連想させるもの
- ・不快な匂いでないもの

## 聴覚を刺激する樹木・草花

## 選定基準

- ・葉が風にそよいで音を出すもの
- ・鳥が花や実をこのむもの(鳥のさえずり)
- ・鳴く昆虫を誘引するもの

## 味覚を刺激する樹木・草花

## 選定基準

- ・人間が食用とするもの
- ・その場で手を加えずに食べられるもの
- ・料理の素材となるもの
- ・食べ物をイメージさせるもの
- ・食品の原料となるもの

## 触覚を刺激する樹木・草花

## 選定基準

- ・葉や幹など、手触りに特徴があるもの
- ・葉が目立って大きいもの
- ・変わった形の花や芽、実をつけるもの
- ・枝や葉が柔らかく、下垂するもの
- ・頻繁にさわっても壊れないもの

## 使い方に注意を要する樹木・草花

葉・花・根などが有毒なもの

葉先が鋭いもの

枝、実などにトゲがあるもの

その他

・キョウチクトウ、シキミ、リコリスの一部

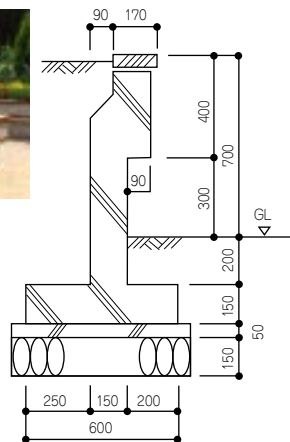
・セイヨウヒラギ、ヒラギ、ヒラギナンテン、ヒラギモクセイ、ヒラギモチ

・アカンサス、クリ、サンショウ、セイヨウサンザシ、バラ、ピラカンサ、ミカン類の一部

・ヤマユリ(花粉が服に付くと落ちにくい)



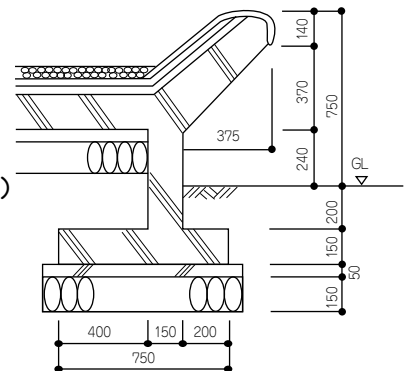
レイズドベット



レイズドポンド

## レイズドベット(ポンド)

車いす利用者でも容易に、草花や水を手で触れることができる植栽樹、花壇、池

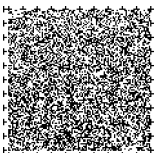


※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・公園のユニバーサルデザインマニュアル  
(財)都市緑化技術開発機構  
公園緑地バリアフリー共同研究会

出典:「公園のユニバーサルデザインマニュアル  
人と自然にやさしい公園をめざして」鹿島出版会  
(財)都市緑化技術開発機構  
公園緑地バリアフリー共同研究会[編]



**エントランススポット(視覚、聴覚)**

- ・ガーデン入口として全体案内や入口としての親しみを演出する

**【植栽計画】**

- 葉が特徴的な草花(デージー、シロタエギク等)
- 草花類 アルメリア、オオキンケイギク、シャスターデイズ、シロタエギク、宿根バーベナ、ヒペリカム、ルピナス、スターチス、セイヨウノコギリソウ等

**生活の小径(味覚、嗅覚)**

- ・嗅覚や味覚を主に生活と関わりが感じられる植栽をする。(四阿、ベンチ、スパイラル花壇)

**【植栽計画】**

- ハーブ類(アップルミント、オレガノ、スペアミント、セージ、ペパーミント、レモンバーム、パイナップルミント、カモミール等)
- 低木(クちなシ、ジンチョウゲ、ブッドレア等)
- 中木(キンモクセイ、ロウバイ、ライラック、ウメ、ミカン等)

**花と水の小径**

- ・花と水によるメインストリートであり、カスケードによる水音を楽しむことができる。(カスケード、噴水、水のアーチ)

**【植栽計画】**

- 浮草・抽水植物(ウキクサ、ヒルムシロ、ヒツジグサ、ハス、スイレン等)
- 草花類(アルメリア、オオキンケイギク、シャスターデイズ、シロタエギク、宿根バーベナ、ヒペリカム、セイヨウノコギリソウ、パンジー、マーガレット等)

**シンボル(オブジェ)スポット(視覚)**

- ・オブジェやシンボル樹木を中心とした小広場

**【植栽計画】**

- ツタ類:クレマチス、アイビー等
- シンボルツリー:ハクモクレン等
- 草花類:ペチュニア、ペゴニア等

**エンドスポット(視覚、聴覚)**

- ・ガーデン終点としてのポイントづくりを視覚にアピールする花により演出する。

- 案内サイン、花壇

**【植栽計画】**

- 一年草や球根類等(パンジー、キンギョソウ、ユリウス、ケイトウ、チューリップ、デージー、ニチニチソウ、サンタピタリア、アサギリソウ等)

**緑の小径(聴覚、触覚)**

- ・小鳥のさえずりや風のざわめき、葉の感触など、緑を身近に感じる植栽を行う。
- ・公園の緑との連携を図る。(地区の森)

**【植栽計画】**

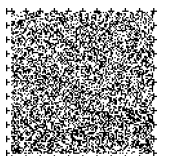
- 食餌木や風にそよいで音を出す高木(ソメイヨシノ、エゴノキ、クサギ、ミズキ、ムクノキ等)
- 寝転んで体感(高麗芝、西洋芝等)
- 葉に特徴のある低木(ヒイラギナンテン、ローズマリー、キャラボク、コニファー類等)
- ツル性植物(ツタ類、スイカズラ、カロライナジャスミン等)

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

公園のユニバーサルデザインマニュアル  
(財)都市緑化技術開発機構  
公園緑地バリアフリー共同研究会

出典:「公園のユニバーサルデザインマニュアル  
人と自然にやさしい公園をめざして」鹿島出版会  
(財)都市緑化技術開発機構  
公園緑地バリアフリー共同研究会[編]



## ① 設置間隔

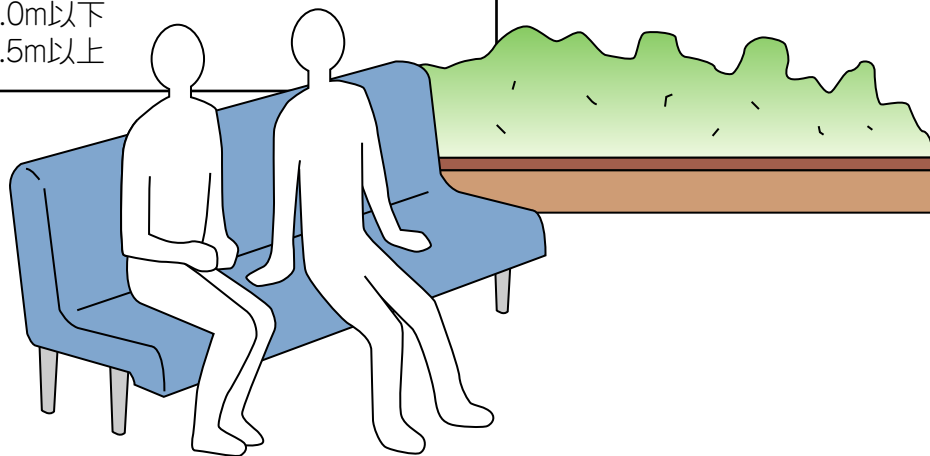
1箇所／100m程度

## ② 設置条件

- ・ベンチ設置後の歩道の有効幅員  
歩行者交通量が多い道路  
歩道W=3.5m以上、自転車歩行者道W=4.0m以上  
その他道路  
歩道W=2.0m以上、自転車歩行者道W=3.0m以上
- ・上屋の設置条件  
歩道の有効幅員 3.0m以上

## ③ 構造

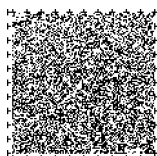
- ・ベンチ  
固定式とする
- ・上屋  
上屋幅員 2.0m以下  
上屋高さ 2.5m以上



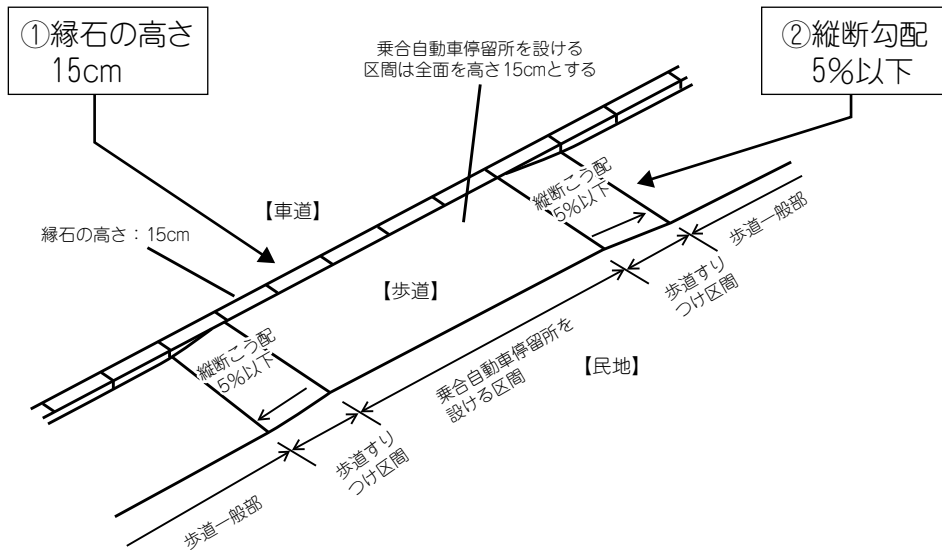
※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・土木設計マニュアル[道路編]



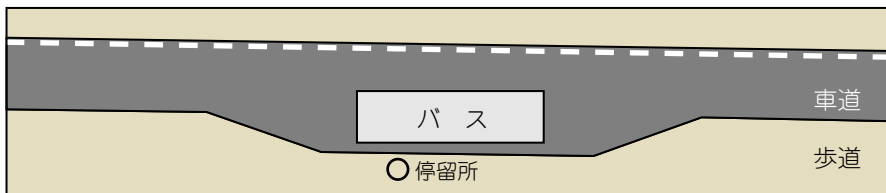




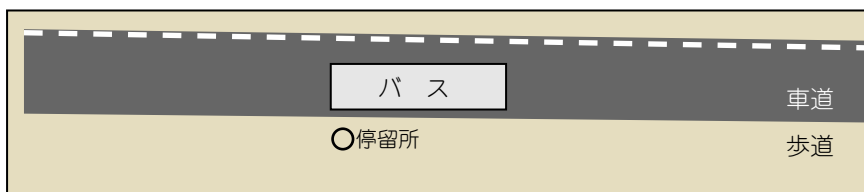
※フラット型の歩道における、ストレート型での整備例  
 ※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ちしないように考慮する。

バス停留所の形式

①バスベイ型  
 歩道に切り込みを入れてバスの停車帯を設ける。



②ストレート型  
 歩道の幅員を変えずにバスの停留所を設ける。

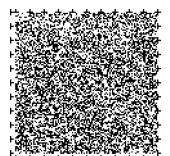


※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

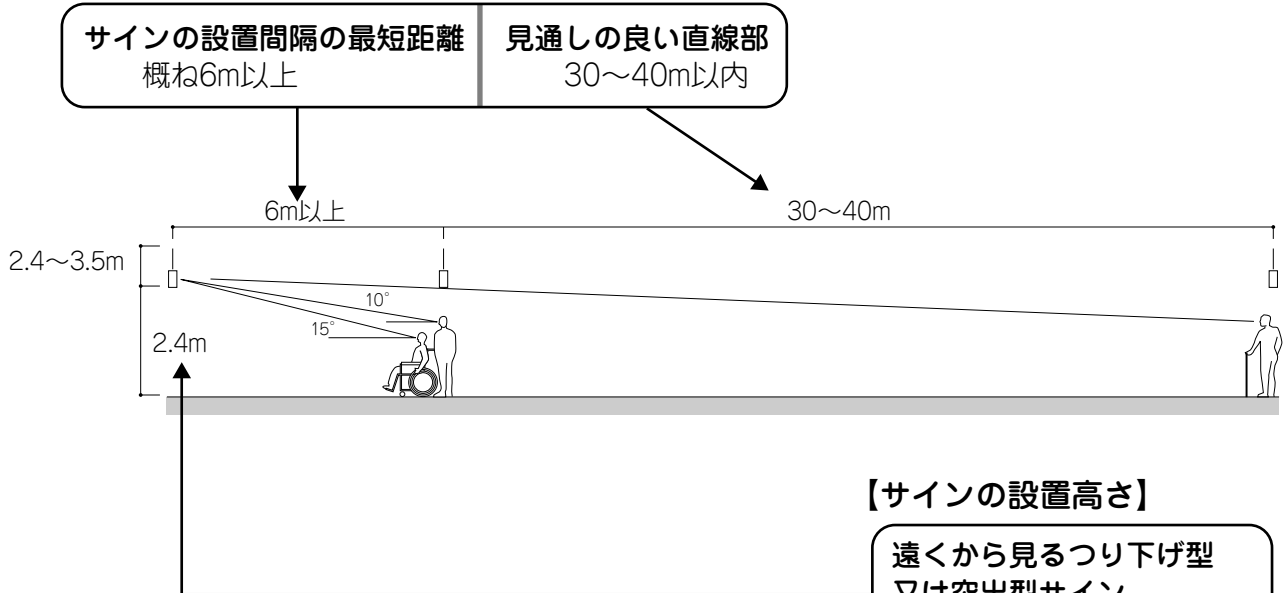
関係法令・資料等

- ・交通バリアフリー法
- ・移動円滑化ガイドライン

出典:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」 大成出版社  
 (編集・発行/財団法人国土技術研究センター、  
 初版:2003.5.30)



【サインの設置間隔(遠距離を誘導する場合)】



【サインの設置高さ】

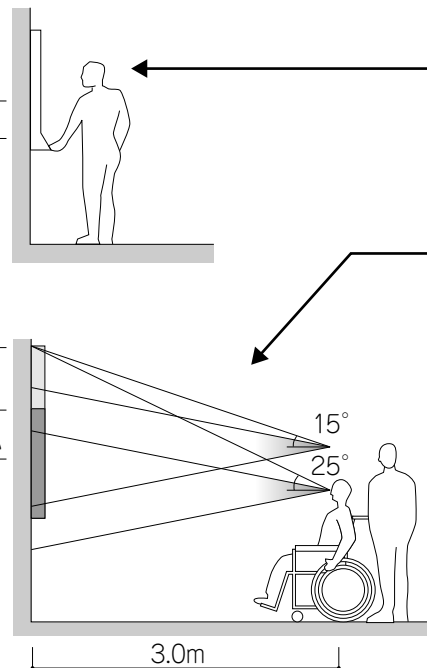
遠くから見るつり下げ型  
又は突出型サイン  
H=2.4m(低くても2.1m)

点字を表示する場合の中心  
H=1.3~1.4m(縦型)  
H=1.0m(傾斜型)

遠距離で見るもの  
壁付型の上端  
H=2.0m(高くても2.6m)

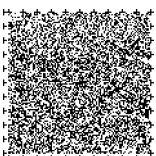
1.4m 点字位置(縦型)  
1.0m 点字位置(傾斜型)

2.6m 標準上限  
2.0m 標準上端  
1.5m 一般的な中心



【サインの視認距離】

遠くから視認するつり下げ型等の  
誘導サインや位置サイン  
20m以上  
近くから視認する自立型や壁付き  
型等の案内サイン  
4~5m以下



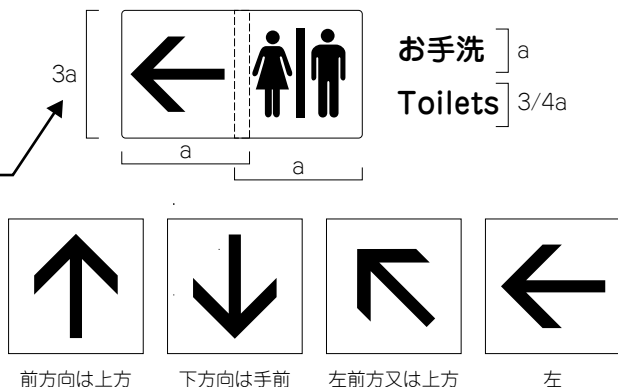
※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)

【ピクトグラム(図記号)との組み合わせ】

5m以上の視認距離で図記号と和文、英文を組み合わせる場合の  
大きさ比率  
3:1:0.75

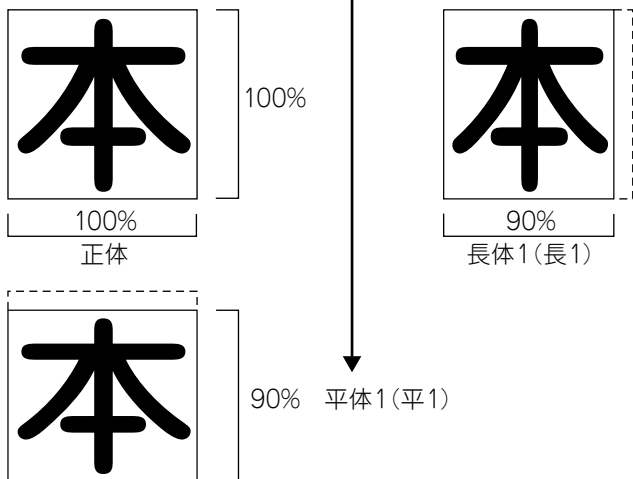


【視認距離別文字高のめやす】

視認距離	図記号の基準枠寸法	和文文字高	英文文字高
遠距離 (30m)	360mm以上	120mm以上	90mm以上
中距離 (20m)	240mm以上	80mm以上	60mm以上
近距離 (10m)	120mm以上	40mm以上	30mm以上
近距離 (5m)	60mm以上	20mm以上	15mm以上
至近距離 (1~2m)	35mm以上	10mm以上	7mm以上

【文字の書体】

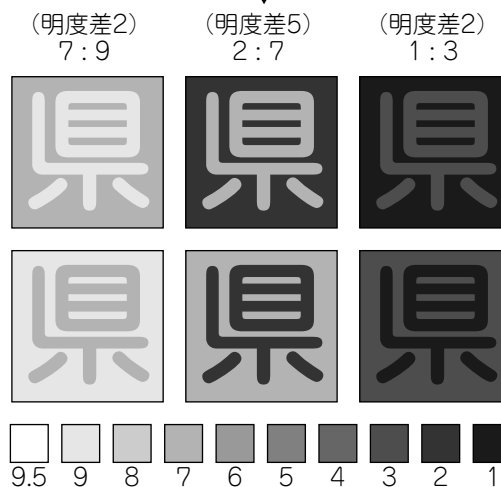
遠くから見るサインの和文書体  
平体1程度



● 書体の変形例

【色彩環境等】

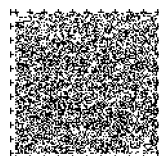
文字や図と地の明度差  
5度以上



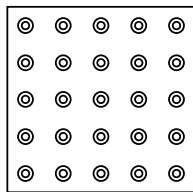
※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(熊本県)
- ・標準案内図記号

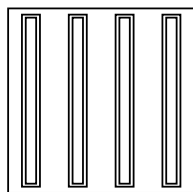


【視覚障がい者誘導用ブロックの形状】



点状ブロック

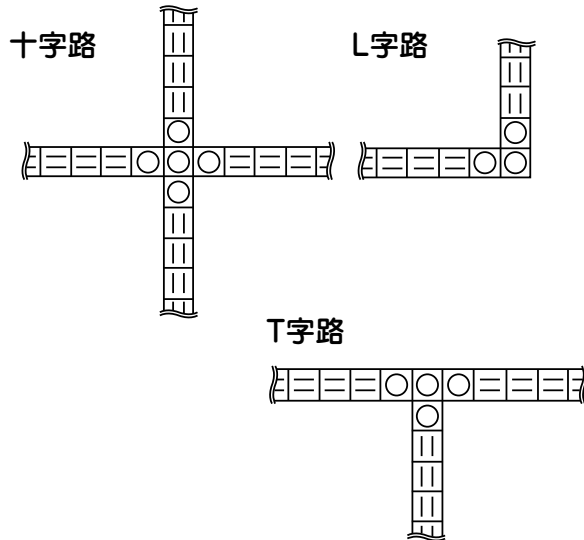
段差等の危険箇所・動線の分岐点等の注意を喚起する場所に用います。



線状ブロック

ある方向へと誘導する場所に用います。

【視覚障がい者誘導用ブロックの一般的敷設方法】



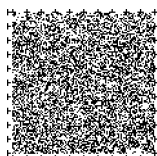
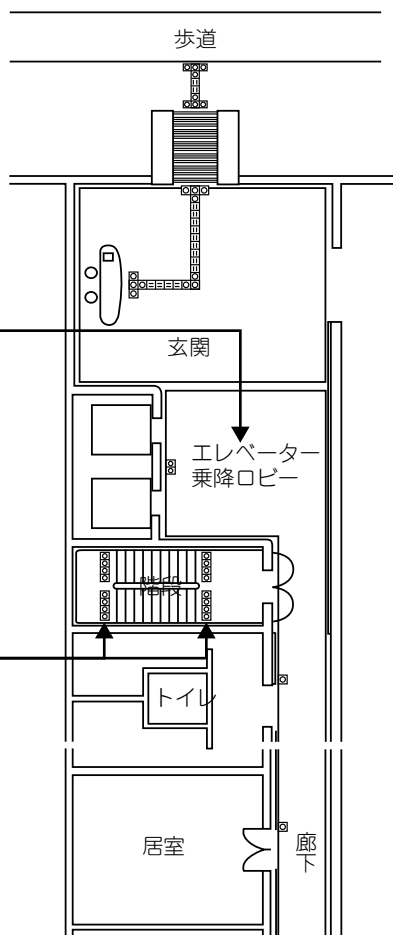
【点状ブロックの位置】

エレベーター乗降ロビー

・操作ボタンから30cm程度離して敷設

階段・スロープ

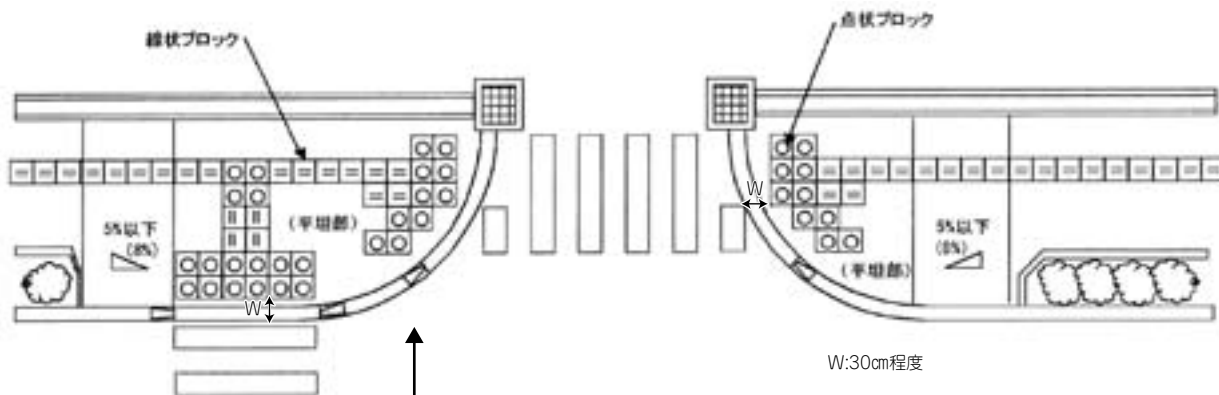
・境界から30cm程度離して敷設



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・道路の移動円滑化整備ガイドライン
- ・公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説



①形状・寸法

JIS規格に準じる

②材料

十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする

③色彩

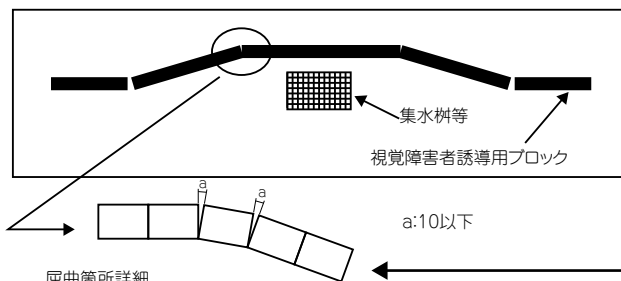
原則として視認性の高い黄色とし、輝度比は設置箇所における実測値とし、1.5～2.5を確保(晴天時)

**できれば!**

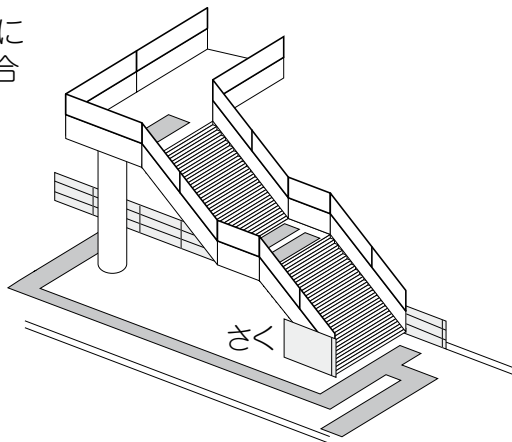
輝度比2.0以上

④設置方法

- 視覚障がい者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正形状のまま設置する
- やむを得ず誘導経路上で迂回させる場合、極端な折点やクランクとせず、なめらかに迂回させること



横断歩道橋に設置する場合



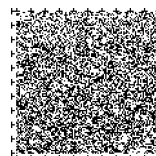
出典:視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・交通バリアフリー法
- ・やさしいまちづくり条例
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説

- ・土木設計マニュアル[道路編]
- ・移動円滑化整備ガイドライン



【点字の表現方法(エレベーター)】

名称	点字	名称	点字
階床数	数字	戸閉	シメ
地下階	チカ	昇り	ウエ
地下1階	チカ1	降り	シタ
屋上階	オク	非常呼	ヒジヨー
戸開	アケ		

【点字の読み方一覧(凸面)】

(五十音)

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ		ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ		ヲ		ン
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	--	---

(濁音)

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	ダ	ヂ	ヅ	デ	ド	バ	ビ	ブ	ベ	ボ	パ	ピ	プ	ペ	ポ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(記号)

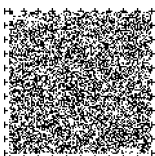
長音	促音	キャ	キュ	キョ	句点	ツナギ	シャ	シュ	ショ	「」	カギ	チャ	チュ	チョ	( )	カッコ	ニヤ	ニョ	ニョ			ヒヤ	ヒユ	ヒョ			ギヤ	ギユ	ギョ			ジャ	ジュ	ジョ			ピヤ	ピユ	ピョ			ミヤ	ミュ	ミョ			リヤ	リュ	リョ			ビヤ	ビユ	ビョ
----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----	--	--	----	----	----

(アルファベット)

外字符	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	外国語 引用符	ミヤ	ミュ	ミョ	リヤ	リュ	リョ	ビヤ	ビユ	ビョ
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(数字)

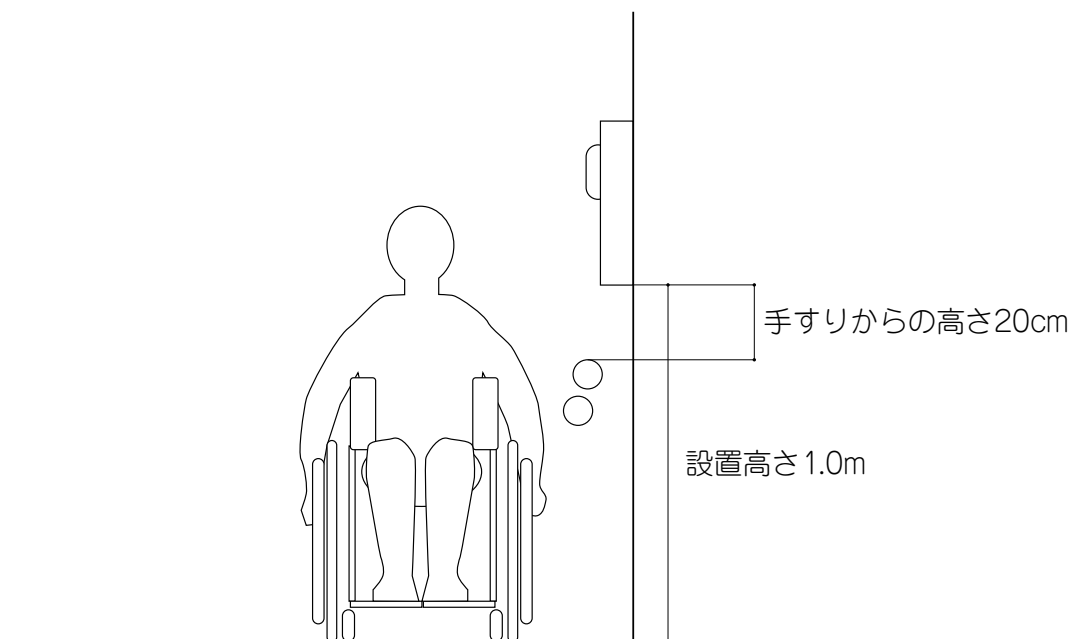
数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	ビヤ	ビユ	ビョ
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----



※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・建築設計資料集成
- ・公共住宅建設工事共通仕様書



非常警報装置の設置位置の一例

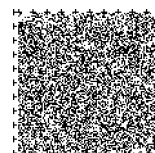


非常警報装置の一例

※本データは、ユニバーサルデザインの手掛かりとして、下の関係法令・資料等を参考に整理したものです。

関係法令・資料等

- ・ 交通バリアフリー法
- ・ やさしいまちづくり条例
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説
- ・ 土木設計マニュアル[道路編]
- ・ 移動円滑化ガイドライン
- ・ ノーマライゼーションへの取り組み





移動空間

P128～



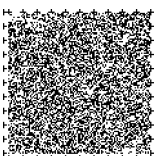
利用空間

P141～



案内・誘導

P154～





# 道路



No.1

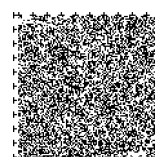


場 所	福島市森合字台
施設名	—
内 容	自転車と歩行者を分離する構造としたことで、それぞれのスムーズな通行を確保しています。

No.2



場 所	福島市大町
施設名	—
内 容	沿道の細い通路との交差部にランプを設けることで、段差を軽減しています。



## 排水施設



No.1



場 所	郡山市虎丸町
施設名	—
内 容	排水溝の蓋に凹凸加工することで、滑りにくい構造としています。

No.2

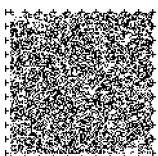


場 所	福島市大町
施設名	—
内 容	歩行者の動線上に排水施設を配置する場合には、靴のかかと等が落ち込まない網の目の細かいものとしています。

No.3



場 所	郡山市神明町
施設名	—
内 容	排水施設が歩行者や自動車の動線と重複しないように、排水施設を歩道と車道の境界部に設けています。



# 植樹帯



No.1



場 所	福島市森合字西養山
施設名	—
内 容	歩行者動線と重ならないように植樹帯を配置し、管理しています。

No.2

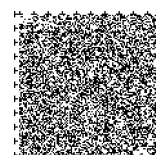


場 所	郡山市中町
施設名	—
内 容	歩行者の動線上に植樹柵を配置する場合には、靴のかかと等が落ち込まない網の目の細かいものとしています。

No.3



場 所	福島市大町
施設名	—
内 容	歩行者の動線上に植樹柵を配置する場合には、靴のかかと等が落ち込まない網の目の細かいものとしています。



# 防護柵・屋外照明



No.1

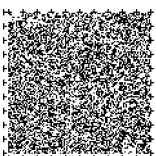


場 所	福島市栄町
施設名	—
内 容	支柱に反射板を貼り付け夜間の視認性を確保しています。

No.2



場 所	郡山市向河原町
施設名	—
内 容	照明器具を等間隔に連続的に設け、歩行者の視線誘導を図っています。



# 駐車場・駐輪場



No.1



場 所	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合
施設名	会津大学
内 容	夜間の利用が想定される施設の駐車場には、安全な乗降や施設へのアクセスルートの照度を確保するための照明設備が必要です。車止めがなく、平坦な駐車スペースは、歩きやすいデザインです。

No.2

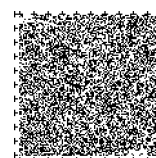


場 所	須賀川市旭町
施設名	県中保健福祉事務所
内 容	非常に見やすい路面ペイントです。

No.3



場 所	新地町谷地小屋字樋掛田
施設名	新地町役場
内 容	玄関の近くに駐輪場が設置されており、自転車で施設を利用する人に使いやすくデザインされています。



## 移動空間

## アプローチ・敷地内(公園内)通路



No.1



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	歩行者が安全に施設へアプローチできるよう、歩行者通路と車路を分離しています。

No.2

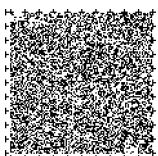


場 所	大熊町下野上字大野
施設名	県立大野病院
内 容	車路に設けられた乗降スペースには、注意喚起のための路面ペイントを施す必要があります。

No.3



場 所	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合
施設名	会津大学
内 容	積雪地域では、施設を結ぶ通路に屋根を設けることで、冬期間のスムーズな通行が確保されます。



# 玄関・出入口



No.1



場 所	郡山市中町
施設名	うすい百貨店
内 容	ガラスでデザインされた自動ドアに、うすい百貨店のイメージカラーを使った衝突防止フィルムが貼られています。

No.2

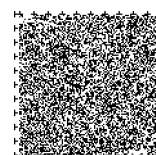


場 所	三春町字大町
施設名	三春交流館「まほら」
内 容	駐車場から玄関を通らず、直接ホールに入れるドアを設けており、駐車場と施設のフロアがフラットになるようデザインされています。

No.3



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	玄関ホールに、総合案内板が設置されています。案内板の下に設置されている傾斜状の白いパネルは、点字案内板です。



## 廊 下



No.1



場 所	大熊町下野上字大野
施設名	県立大野病院
内 容	車いす使用者同士が容易にすれ違える幅を確保しています。 大きな文字を使い、進行方向に垂直に設置されたサインは、非常に見やすくデザインされています。

No.2

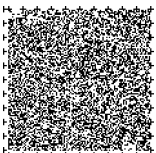


場 所	郡山市中町
施設名	うすい百貨店
内 容	ちょっと一息というときに、廊下やホールに置かれた椅子は、非常に助かります。設計の際、どの部分に椅子を配置するかをあらかじめ検討しておくことは非常に重要です。

No.3



場 所	福島市吉倉字八幡
施設名	ヨークベニマル吉倉店
内 容	レジを通行する際、車いすでの利用が十分に可能な幅を確保しています。





# 階段



No.1



場 所	郡山市中町四丁目
施設名	郡山堂前地下歩道
内 容	階段の上端、下端に点状ブロックを設け、階段を認識させています。

No.2

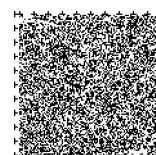


場 所	玉川村大字北須釜字鋤田
施設名	福島空港ターミナルビル
内 容	段差の少ない階段をどうしても設けなければならないときは、段が認識しやすいような配慮が必要です。

No.3



場 所	新地町谷地小屋字樋掛田
施設名	新地町役場
内 容	階段の手すりは、つかまりやすい位置に連続して設けます。手すりと言の配色は、識別しやすいものとしします。



移動空間

# エレベーター・エスカレーター

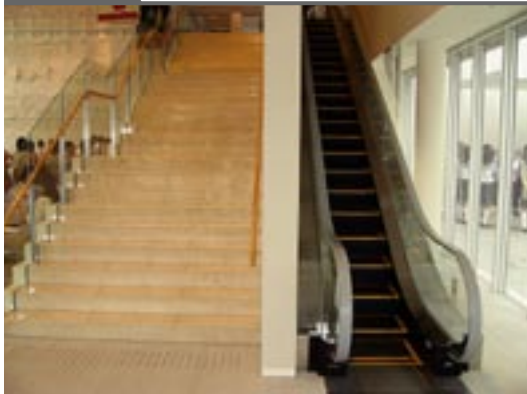


No.1



場 所	福島市本町
施設名	本町地下歩道
内 容	利用者が選択できるように、エレベーターやエスカレーターを、階段とともにわかりやすい位置に近接して配置しています。

No.2

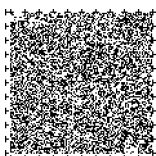


場 所	原町市本町二丁目
施設名	原町市民文化会館「ゆめはっと」
内 容	利用者が選択できるように、エスカレーターと階段を玄関から見える位置に近接して配置しています。

No.3



場 所	仙台市青葉区中央一丁目
施設名	JR仙台駅東口
内 容	シースルータイプのエレベーターが、行き先ごとにそれぞれわかりやすく配置されています。



# エレベーター・エスカレーター



No.1



場 所	大熊町下野上字大野
施設名	県立大野病院
内 容	手の甲やひじでも押すことができる大きな乗り場ボタンで、その横には点字表示されています。

No.2

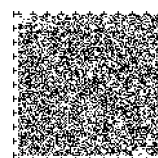


場 所	原町市本町二丁目
施設名	原町市民文化会館「ゆめはっと」
内 容	内部の操作盤はすべての利用者が手の届く高さへ左右に設置し、また、鏡、手すりが設置してあります。

No.3



場 所	原町市本町二丁目
施設名	原町市民文化会館「ゆめはっと」
内 容	点字を読めない人にもわかりやすいよう、点字と浮き出し文字の両方で表示しています。



## スロープ



No.1



場 所	郡山市中町四丁目
施設名	郡山堂前地下歩道
内 容	スロープ部分の床の色を変えて認識しやすくした事例

No.2

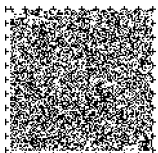


場 所	福島市森合字西養山
施設名	県立美術館
内 容	緩やかな勾配とし、足下を明るくして床面を見やすくしています。

No.3



場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	室内でどうしても段差を必要とする場合には、簡易スロープを用意します。 誘導用ブロックは高輝度黄色が望ましい。



# 手すり



No.1



場 所	大熊町大字下野上字大野
施設名	県立大野病院
内 容	2段手すりの場合は、利用者の体型にあわせ、上部の径は太く、下部の径は細くすると使いやすくなります。下部の手すりは上部の手すりよりやや通路側に出すと利用しやすくなります。

No.2

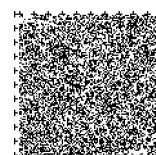


場 所	田村郡三春町
施設名	上舞木歩道橋
内 容	手すりを連続させ、端部は壁側に曲げて引っかかりにくくしています。

No.3



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	設備の盤などにも手すりを設けることができれば、より連続性を保ちながら移動することができます。



# トイレ・洗面所



No.1



場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	手洗いの補助として手すりを設けます。

No.2

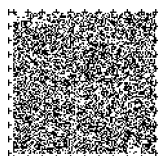


場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	自動洗浄も考慮します。

No.3



場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	清掃がしやすいよう壁掛け式とします。 また補助として手すりも設けます。



# みんなのトイレ



No.1



場 所	東京都千代田区有楽町
施設名	ドコモハーティプラザ
内 容	広めの内部には、オストメイト用の洗浄装置や可動手すり等を設けます。

No.2

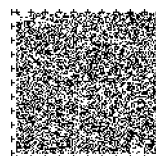


場 所	福島市吉倉字八幡
施設名	ヨークベニマル吉倉店
内 容	多くの人を利用することを考慮し、使い易いレイアウトを行います。

No.3



場 所	郡山市中町
施設名	うすい百貨店
内 容	スペースに余裕がある場合は、子供専用トイレを設けるようにします。



# 更衣室・シャワー室



No.1



場 所	福島市佐原字神事場
施設名	あづま総合運動公園
内 容	シャワールーム内の洗い場に、床マットや椅子を設けることにより利用方法の選択肢が広がります。

No.2

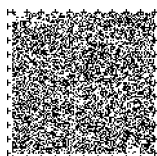


場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	出入り口幅を広めに確保し、ロッカーは上下に設けることにより、多くの方が利用使用しやすくなります。

No.3



場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	洗面台や荷物台等を設けます。





# 浴室



No.1



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	事故防止のために手すりを設けたり、滑り止めを敷き込むことにより、安心した入浴が楽しめます。

No.2

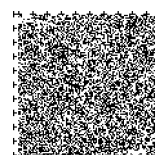


場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	洗面器置場や椅子等を設けることにより、洗髪等がしやすくなります。

No.3



場 所	福島市佐原字神事場
施設名	あづま総合運動公園
内 容	出入りに段差がある場合は、可動式タイプの補助スロープ等を利用し対応します。



# 宿泊施設の 客室等



No.1



場 所	郡山市中町
施設名	郡山ビューホテル
内 容	車椅子からの移動や介護のしやすさを考慮し、昇降機能を備えた可動ベットを採用します。

No.2

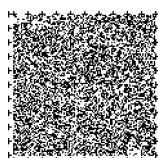


場 所	東京都新宿区西新宿
施設名	京王プラザホテル
内 容	フロントとの連絡は筆談装置を利用することで、聴覚が不自由な方も安心したホテル生活をおくることができます。

No.3



場 所	東京都新宿区西新宿
施設名	京王プラザホテル
内 容	車椅子の方が、少しでも給湯レバーに手をかけやすいように、浴槽の中心からの設置位置をずらしています。



# 観覧席・客席



No.1



場 所	いわき市小名浜字辰巳町
施設名	アクアマリンふくしま
内 容	車椅子の方も観覧しやすいスペースを設けるようにします。

No.2

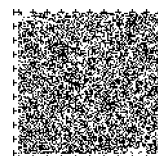


場 所	福島市佐原字神事場
施設名	あづま総合運動公園
内 容	体育館でのスポーツ観戦は、落下などの事故防止にも考慮した配置とします。

No.3



場 所	三春町字大町
施設名	三春交流館「まほら」
内 容	座席は、跳ね上げ式を採用することによって車椅子等の利用スペースを確保します。



# 受付カウンター・ 水飲み場・公衆電話



No.1



場 所	東京都千代田区有楽町
施設名	ドコモ ハーティプラザ
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者や子どもの利用にも配慮された高さとしています。</li> <li>・ 下部には車いすの足下が入る空間を確保し、キックプレートを設けています。</li> <li>・ 袖壁をかき込むことにより、荷物を掛けられます。</li> </ul>

No.2

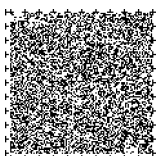


場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者や子どもの利用にも配慮された高さとしています。</li> <li>・ 下部には車いすの足下が入る空間を確保しています。</li> <li>・ 水栓の操作方法は、ボタン式とし、強い力を必要としないものとしています。</li> </ul>

No.3



場 所	玉川村大字北須釜字鋤田
施設名	福島空港ターミナルビル
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者や子どもの利用にも配慮された高さの公衆電話を併設しています。</li> <li>・ 下部には車いすの足下が入る空間を確保しています。</li> </ul>



# 授乳室等



No.1

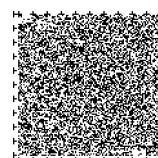


場 所	熊本市水前寺町
施設名	熊本県庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシーを確保するため、母乳を与えるスペースを別室としています。</li> <li>・ 授乳をするための、ソファを設けています。</li> <li>・ おむつを交換するためのベビーベッドを設けています。</li> </ul>

No.2



場 所	いわき市小名浜字辰巳町
施設名	アクアマリンふくしま
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳やおむつ交換を行うためのベビーベッドを設けています。</li> <li>・ 電気ポット、流し台、ゴミ箱などを設けています。</li> <li>・ ベビーベッドなどの柵は、子どもが足を掛けて落下しないよう縦格子とし、格子の間隔は子どもが落下しないような幅としています。</li> </ul>



# 券売機・ 自動販売機・家具



No.1



場 所	玉川村大字北須釜字銅田
施設名	福島空港ターミナルビル
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭投入口、選択ボタンや取出口などを、車いす使用者や子どもなども利用しやすい高さや形態としています。</li> <li>・ 選択ボタンに、点字を併記しています。</li> </ul>

No.2

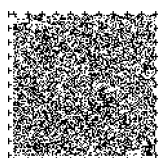


場 所	福島市栄町
施設名	JR福島駅
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭投入口、選択ボタンや取出口などを、車いす使用者や子どもなども利用しやすい高さや形態としています。</li> <li>・ 選択ボタンに、点字を併記しています。</li> <li>・ タッチパネル式券売機では、ボタン式テンキー、音声案内を設けています。</li> <li>・ 券売機横に点字運賃表を設けています。</li> </ul>

No.3




場 所	東京都千代田区有楽町
施設名	ドコモハーティプラザ
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マガジンラック</li> <li>・ 子どもや車いす使用者でも手軽に手を伸ばし易いよう上から雑誌を取れるようにしています。</li> </ul>




# 操作ボタン・スイッチ等

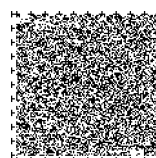


No.1

	場 所	—
	施設名	—
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや車いす使用者の利用にも配慮し、スイッチを通常よりも低い位置に設けています。</li> <li>・高齢者があまりかがまずに利用できるよう、コンセントを通常よりも高めの位置に設けています。</li> </ul>

No.2

	場 所	—
	施設名	—
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗い場所でもわかるようパイロットランプとしています。</li> <li>・通常より大きめで操作性の高いワンタッチスイッチ式としています。</li> <li>・空調機スイッチは、指先に力の要らないものとしています。</li> </ul>



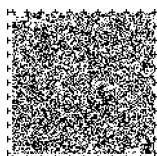
# プール



No.1



場 所	福島市佐原字神事場
施設名	あづま総合運動公園
内 容	脚力の衰えた高齢者や子ども、車いす利用者なども利用しやすいよう、緩やかな手すり付きの階段を設けています。





# 公園・ 屋外休憩施設



No.1



場 所	郡山市麓山一丁目
施設名	21世紀記念公園
内 容	疲れを和らげるベンチを設置しています。

No.2

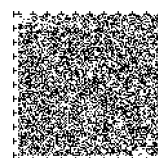


場 所	郡山市駅前一丁目
施設名	—
内 容	休憩施設に木陰を設け、強い日差しを遮る工夫をしています。

No.3



場 所	福島市荒町
施設名	—
内 容	休憩施設内に東屋を設け、雨やどり等の利用にも対応させています。





# バス停留所

No.1



場 所	福島市栄町
施設名	福島駅前バスターミナル
内 容	ターミナル内に誘導用ブロックを設け、確実にバス乗り場まで誘導します。

No.2

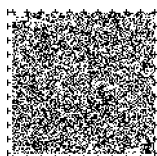


場 所	福島市栄町
施設名	福島駅前バスターミナル
内 容	音声案内や情報板により、確実に情報を伝達します。

No.3



場 所	郡山市駅前二丁目
施設名	郡山駅前バスターミナル
内 容	広場案内への点字の併記や音声案内により、確実に情報を伝達します。





# 視覚情報サイン

No.1

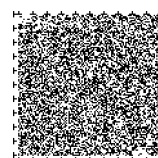
	場 所	三春町字大町
	施設名	三春交流館「まほら」
	内 容	トイレの入り口に大きなピクトグラム(図記号)がデザインされています。

No.2

	場 所	福島市森合字西養山
	施設名	県立図書館
	内 容	サインは、 <small>めいどき</small> 明度差を確保し認識しやすい大きさとしています。

No.3

	場 所	福島市森合字西養山
	施設名	県立図書館
	内 容	<small>ないしょうしき</small> 内照式のサインと併せて、時計を設置しています。





# 視覚情報サイン

No.1



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	サインは、 <sup>めいどき</sup> 明度差を確保し認識しやすい大きさとしています。

No.2

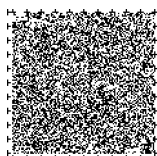


場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	サインは、横から見た場合や正面から見た場合でもわかりやすい表示としています。

No.3



場 所	国見町大字塚野目字三本木
施設名	公立藤田総合病院
内 容	サイン自体を大きくするのではなく、壁を利用して花の写真を大きくし、その中に案内を表示することにより、美しく体系的にデザインしています。





# 視覚情報サイン

No.1

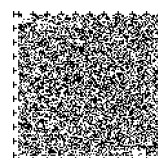
	場 所	郡山市麓山
	施設名	—
	内 容	和文と同程度に読むことのできる大きさのローマ字を併記し、より多くの人に情報を伝達します。

No.2

	場 所	福島市本町
	施設名	—
	内 容	同内容の標識を統合し、一目でわかる配置としています。

No.3

	場 所	郡山市 <sup>ひうち</sup> 燧田
	施設名	JR郡山駅
	内 容	英語以外の外国語も併記し、国際化への対応を図っています。





# 触覚情報サイン

## No.1



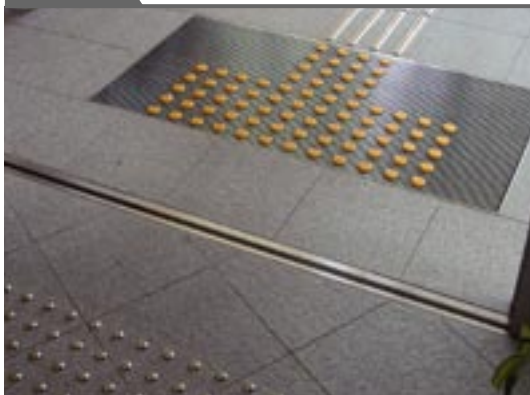
場 所	平田村大字蓬田新田字金屋
施設名	あぶくま高原自動車道建設事務所
内 容	部屋ごとにパネルを貼り付け、点字で部屋名を表示している触知案内図です。

## No.2

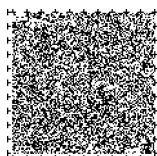


場 所	福島市三河南町
施設名	コラッセふくしま
内 容	触知案内図とともに、インターホンを利用し人による案内を行っています。

## No.3




場 所	須賀川市旭町
施設名	県中保健福祉事務所
内 容	玄関口の泥落とし部分の機能を損なわず、視覚障がい者誘導用ブロックの連続性を確保しています。



# 聴覚・嗅覚情報サイン




No.1

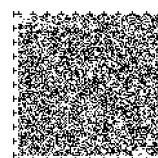
	場 所	福島市吉倉字八幡
	施設名	ヨークベニマル吉倉店
	内 容	目の不自由な人や、手伝いを必要とする人のため、入り口には「ふれあいコール」を設置しています。(視覚障がい者誘導用ブロックと併せて常に音(チャイム)を鳴らすことでコールの場所を案内し、ボタンを押すことにより相互に会話ができます) また、視覚障がい者誘導用ブロックの妨げとならないよう足踏みマットは形を工夫し、ブロックの上に重ならないようにしています。

No.2

	場 所	福島市三河南町
	施設名	コラッセふくしま
	内 容	触知案内図とともに、手を近づけることにより音声で案内が流れるシステムを設置しています。

No.3

	場 所	郡山市中町
	施設名	郡山堂前地下歩道
	内 容	触知案内図とともに、専用の認識装置により音声で案内が流れるシステムを設置しています。





# 非常時の情報設備

No.1

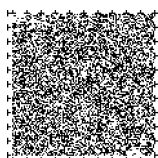


場 所	南相馬市原町区本町
施設名	南相馬市民文化会館「ゆめはっと」
内 容	避難誘導灯は、スピーカーと点滅装置が併設されています。

No.2



場 所	郡山市中町
施設名	郡山堂前地下歩道
内 容	わかりやすい場所に、高齢者、子ども、車いす利用者からも、利用しやすい高さに設置されています。





**1 利用者の特徴と計画上の検討事項**

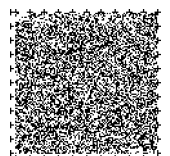
P161～

**2 意見把握の手法**

P163～

**3 UDチェックリスト**

P166～



# 1 利用者の特徴と計画上の検討事項

ユニバーサルデザインの実現のためには、様々な利用者について、身体的な能力や症状等を正しく理解し、適切な対処方法を検討する必要があります。

そのため、以下に利用者のタイプ毎の主な特徴や症状、計画上特に検討を要する事項をとりまとめています。

## ■利用者の特徴 (○印:主な特徴・症状)

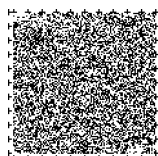
利用者のタイプ 主な特徴・症状	A	B	C	D	E	F	G	H	I		G	K
	高齢者	肢体不自由者 B-1 B-2 (車椅子使用)	ケガなどによる一時的な不自由者	子どもを抱いた人	ベビーカーを押している人	赤ん坊子ども	荷物を持った人	妊婦	視覚障がい者 I-1 (全盲)	I-2 (弱視者)	聴覚と言語に障がいのある人	難聴の人
1.手や指による操作が困難	○	○	○	○	○	○	○	○				
2.立ち座り動作が困難	○	○	○	○	○	○	○	○				
3.座位や起立した姿勢を維持できずこらつかく	○	○	○	○	○	○	○	○				
4.歩行時につまずきやすく転倒しやすい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5.広いスペースがないと体を動かすにくい	○	○	○	○	○	○	○	○				
6.排泄機能やトイレ動作が困難	○	○	○	○	○	○	○	○				
7.疲れやすい	○	○	○	○	○	○	○	○				
8.視覚による状況認識が困難(移動や操作時)	○								○	○		
9.聴覚による状況認識が困難	○										○	○
10.ことばや態度で意志を伝えるにくい	○										○	
11.認知力、記憶力、判断力、理解力が弱い傾向	○											
12.どのような行動をとったらよいかわからない												
13.対人関係が苦手である												
14.日本語表記では判断できない												
15.文化やライフスタイルの違いがある												
16.危険な状況を察知困難または安全への行動に時間がかかる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## ■計画上の検討事項 (○印:特に検討を要するもの)

利用者のタイプ 検討事項	A	B	C	D	E	F	G	H	I		G	K
	高齢者	肢体不自由者 B-1 B-2 (車椅子使用)	ケガなどによる一時的な不自由者	子どもを抱いた人	ベビーカーを押している人	赤ん坊子ども	荷物を持った人	妊婦	視覚障がい者 I-1 (全盲)	I-2 (弱視者)	聴覚と言語に障がいのある人	難聴の人
1.移動空間												
1) 手すり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2) 段差の解消	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3) 座って休むところ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4) エレベーター・エスカレーターの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5) 車椅子等がすれ違える十分な幅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6) マンパワーや補助器具による援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.利用空間												
1) 操作のしやすさ(ボタン、取手、機械装置)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2) 荷物置き場の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3) 自動化(自動扉、自動水洗、音声反応)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4) 手すり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5) 安全対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6) 適度で十分な広さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7) トイレの場所と内部の工夫(近くで安心な場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8) マンパワーや補助器具による援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.案内・誘導												
1) 音声誘導(音の大きさ、高低、速度、適時)	○									○	○	○
2) 触覚誘導(点字の大きさ、位置、連続性)										○		
3) 視覚誘導(表示の大きさ、位置、色、明るさ)	○		○							○	○	○
4) 筆談によるコミュニケーション											○	○
5) わかりやすい内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6) 外国語表示												
7) マンパワーの対応・補助器具による援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## ■利用者のタイプについての補足説明

利用者のタイプ	補 足 説 明
L 右半身まひと失語症のある人	脳血管障害(脳梗塞、頭蓋内出血)等により、左脳(言語野)に障がいが生じた場合、右半身まひと失語症を重複して発症することがあります。
M 内部障がい者	内部に障がいがある場合は、総じて疲れやすい、急激な運動ができないなどの特徴があります。
M-1 直腸・膀胱	肛門や尿道から普通に便や尿を排泄できなくなった状態をいいます。排泄物を受ける器具(パウチ)を携帯して使用するため、排泄物の処理や器具の洗浄などの環境整備が必要となります。
M-2 腎臓	腎臓の機能が低下するため、携帯式腹膜透析を行う場合があり、その場、透析用のバックを携帯して使用します。
M-3 呼吸器	空気を取り込む呼吸器の機能が低下し、身体に必要な酸素を体内に取り入れる機能が低くなった状態をいいます。高圧酸素ボンベを専用キャリアーに積んで持ち運ぶ場合や、酸素濃縮器などいろいろな酸素供給器を使用することがあります。
M-4 心臓	心臓のポンプとしての機能が低下し、身体に必要な血液を十分に送り出せなくなった状態をいいます。ペースメーカーを埋め込む場合があります。
M-5 小腸	小腸での栄養の吸収が低下し、普通の方法で栄養を取っていても、栄養を維持することが難しくなった状態をいいます。鼻孔からや腹壁にかけた孔に管を入れて栄養物を注入する場合や、静脈にカテーテルを入れる場合があります。

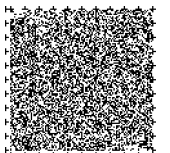


L 右半身まひ と失語症の ある人	M 内部障がい者					O 知的障がい者		N 精神 障がい者	P 高次脳 機能 障がい者	Q 認知症 (痴呆) の人	R 外国籍 住民	利用者のタイプ  主な特徴・症状
	M-1 (直腸・膀胱)	M-2 (腎臓)	M-3 (呼吸)	M-4 (心臓)	M-5 (小腸)	O-1	O-2 (重要障がい)					
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		1.手や指による操作が困難
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		2.立ち座り動作が困難
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		3.座位や起立した姿勢を維持できずにふらつく
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		4.歩行時につまずきやすく転倒しやすい
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		5.広いスペースがないと体を動かすにくい
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		6.排泄機能やトイレ動作が困難
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		7.疲れやすい
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		8.視覚による状況認識が困難(移動や操作時)
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		9.聴覚による状況認識が困難
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10.ことばや態度で意志を伝えにくい
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		11.認知力、記憶力、判断力、理解力が弱い傾向
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		12.どのような行動をとったらよいかわからない
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		13.対人関係が苦手である
<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	14.日本語表記では判断できない
<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	15.文化やライフスタイルの違いがある
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16.危険な状況を察知困難または安全への行動に時間がかかる

L 右半身まひ と失語症の ある人	M 内部障がい者					O 知的障がい者		N 精神 障がい者	P 高次脳 機能 障がい者	Q 認知症 (痴呆) の人	R 外国籍 住民	利用者のタイプ  検討事項
	M-1 (直腸・膀胱)	M-2 (腎臓)	M-3 (呼吸)	M-4 (心臓)	M-5 (小腸)	O-1	O-2 (重要障がい)					
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		1.移動空間
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		1) 手すり
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		2) 段差の解消
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		3) 座って休むところ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		4) エレベーター・エスカレーターの設置
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		5) 車椅子等がすれ違える十分な幅
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6) マンパワーや補助器具による援助
<input type="checkbox"/>												2.利用空間
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1) 操作のしやすさ(ボタン、取手、機械装置)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2) 荷物置き場の設置
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3) 自動化(自動扉、自動水洗、音声反応)
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4) 手すり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5) 安全対策
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		6) 適度で十分な広さ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		7) トイレの場所と内部の工夫(近くで安心な場)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8) マンパワーや補助器具による援助
<input type="checkbox"/>												3.案内・誘導
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1) 音声誘導(音の大きさ、高低、速度、適時)
<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>					2) 触覚誘導(点字の大きさ、位置、連続性)
<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3) 視覚誘導(表示の大きさ、位置、色、明るさ)
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4) 筆談によるコミュニケーション
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5) わかりやすい内容
<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/>	6) 外国語表示
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7) マンパワーの対応・補助器具による援助

利用者のタイプ	補 足 説 明
N 知的障がい者	大部分は6歳頃までに大脳の発達障がいやきたしたために生じる障がい、知的機能の低下とそれに伴う適応障がいのある人をいいます。なお、知的障がいは、他の障がいと重複して発症する場合があります。
O 精神障がい者	精神分裂症や躁うつ病のほか、心理的な要因による心因反応や神経症なども含まれます。精神分裂症の症状は、陽性症状(幻聴や被害妄想等)と陰性症状(自閉、思考障がい)があり、物事を順序立てて考えることができない、対人関係が不得意で、自閉的であったりする場合があります。
P 高次脳機能障がい者	脳が様々な原因により損傷されたことにより、日常生活を営むために日々行っている思考、言語、記憶、学習、行為、注意などの脳の高次な働きに障がい起きた状態をいいます。症状には、半側空間無視、失語症、記憶障害など、ほか多数があり、各症状が重複することがあります。
Q 認知症(痴呆)の人	いったん獲得された知能が、成人になってからの脳の器質障がいにより、持続的に低下する状態をいいます。(例:血管性痴呆、アルツハイマー型痴呆)

UNIVERSAL  
DESIGN



## 2 意見把握の手法

### (1) アンケート

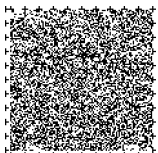
特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケート用紙を配布し、回答を返送してもらう方法で、会議などへの出席者以外からも広く意見を聞きたい場合に効果的です。</li> <li>○ 聞きたいことを明確にし、利用者が回答しやすい質問項目とすることで、多くの回答数が得られる可能性があります。</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 質問の設定により、意見の偏りや誘導が考えられますので、注意が必要です。</li> <li>● 郵送代などの経費がかかります。</li> </ul>

### (2) アイディア・意見募集特徴

特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広く多くの人の意見などを集約でき、比較的短期間で実施できます。</li> <li>○ インターネット、ファックスや郵送などにより、気軽に意見などを提出できます。</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報のわかりやすさや範囲により、応募数が変化します。</li> <li>● 募集の案件を明確に伝えないと、意図する意見などが集まらない場合があります。</li> </ul>
種類		<p>◆<b>目安箱・投書箱</b></p> <p>施設の立地場所の近くに設置し、利用者の意見を募る方法です。現場の近くにいる利用者からの貴重な意見が得られる可能性があります。</p>
		<p>◆<b>FAX・郵送・メール</b></p> <p>時間や場所に関係なく、利用者が気軽に応募することができますが、窓口を設定する必要があります。</p>
		<p>◆<b>ホットラインの開設・窓口</b></p> <p>時間や場所に関係なく、利用者が気軽に応募することができます。常時対応できる人員を確保する必要があります。</p>

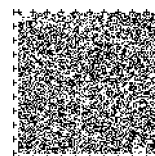
### (3) 説明会

特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最もよく使われる利用者参加の手法です。</li> <li>○ 利用者に広く呼びかけて、行政などの意思を説明することができます。</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画案が固まった段階で開催されるような、単なるお知らせの場にならないよう注意が必要です。</li> <li>● 利用者の質問や意見に行政が回答する形になりがちで、創造的な利用者の参加の場とはなりにくいものです。</li> </ul>

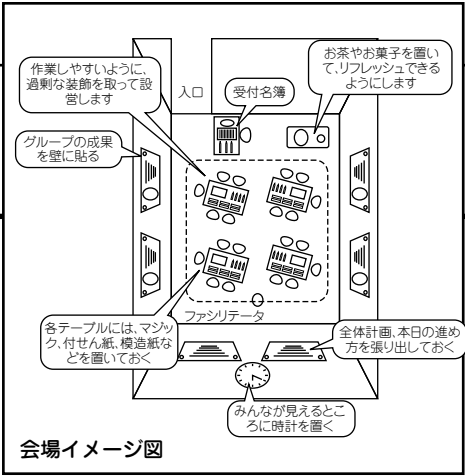


#### (4)ヒアリング・インタビュー

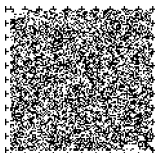
特 徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接相手から意見を聞くことができるため、発言の背後にある意味やニュアンスなども把握できます。</li> <li>○意見発言の場に訪れることのできない方の意見を聞くことができます。</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者の選定やヒアリング項目の設定が必要です。</li> <li>●実施する場合には、コミュニケーションの取り方に注意が必要であり、調査員の訓練が大切となります。</li> </ul>
種 類	◆ヒアリング	対象者のところに行き、個別に意見を聞き取ります。
	◆グループインタビュー	グループ単位で行うので、広がりのある意見が期待できます。
	◆現地インタビュー	対象となる施設の現地でインタビューを行います。現地の状況を熟知した、率直な意見が期待できます。
組 み 立 て 方	①企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手法の選択をする</li> <li>・対象者・質問項目を設定する</li> </ul>
	②実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を訪問する</li> <li>・ヒアリングを実施する</li> </ul>
	③意見のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を整理する</li> </ul>
	④意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反映の結果を対象者に知らせる</li> </ul>
ポ イ ン ト		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり1時間程度が適当です。・簡単なフリーアンサーの質問から始めます。</li> <li>・事前に、対象に質問項目を伝えておくと、スムーズに意見を得ることができます。</li> <li>・誘導してはいけません。（「〇〇は使いづらいと思いませんかなど」</li> <li>・最後に、その他言いたいことがないか確認する。</li> <li>・準備物として、ヒアリングシート（属性、質問項目など）、筆記用具、テープレコーダーなどがあります。</li> </ul>



## (5)ワークショップ

特徴	メリット	プログラムの組み立て方により、どの段階でも利用者の意見を把握するのに効果的です。 グループワークを通して、参加者全員が同じ問題意識を共有しながら討論ができます。 ワークショップを通じ、グループが結成されるなど、終了後も参加者の継続的な取り組みの可能性が考えられます。
	デメリット	参加者の募集や会場設営など、準備と運営に時間を要しますので、計画的な企画が必要となります。また、参加者にとっても時間が拘束されるなど負担がかかります。 進行役として、ファシリテータ※1など専門的な技術を持つ人が必要になります。
種類	◆ヒアリング	対象者のところに行き、個別に意見を聞き取ります。
	◆グループインタビュー	グループ単位で行うので、広がりのある意見が期待できます。
	◆現地インタビュー	対象となる施設の現地でインタビューを行います。現地の状況を熟知した、率直な意見が期待できます。
組み立て方	①企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標を設定する</li> <li>プログラムを検討する(回数・内容/タイムテーブル/参加人数(1グループ6~8名程度)/会場・備品の確保)</li> </ul>
	②広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシやHPを作成する</li> <li>開催の告知をする</li> </ul>
	③実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者への配慮(土日や夜間に開催/資料の文字を大きくする障がい者の方には、必要に応じて筆記などの補助を行う)</li> </ul>
	④まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を整理する</li> </ul>
	⑤意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>反映の結果を参加者に知らせる</li> </ul>
ポイント	<b>必要なもの(備品リスト)</b> マイク/水性顔料マーカー/サインペン/付せん紙/模造紙(罫線入り)/名札/テープ/カメラ/休憩セット(お茶、菓子類)/参加者名簿/配付資料 など	 <p>会場イメージ図</p>

※1 ファシリテータ:会議やワークショップなどにおいて、中立的な立場で意見の整理を行う役。



### 3

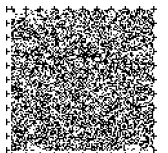
## UDチェックリスト

施設の名称	
-------	--

設 計	
設計担当者	
設計期間	着手 年 月 日   完了 年 月 日
設計チェック日	年 月 日

施 工	
施工担当者	
工 期	着工 年 月 日   完工 年 月 日
施工チェック日	年 月 日

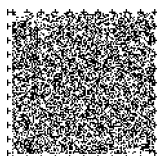
管 理	
管理担当者	
管理チェック日	年 月 日



## 共通事項

### ■基本事項

		設計	施工	管理
連続性	建物の中から玄関へ、玄関から道路へ、道路からバス停留所へ、バス停留所から道路へ、道路から目的の建物へ、というような、すべての移動空間がスムーズに連続するよう計画しているか？			
	出入口から建物内の各室までの経路は、手すりを連続して設け、誘導サインなどによりわかりやすく移動できるようにしているか？			
動線計画	動線は単純明快なものとし、突出物などで妨げられていないか？			
	垂直移動は水平移動に比べ負担がかかるため、水平移動を基本に動線を計画しているか？			
ゆとり	案内表示板を設置した玄関ホールや受付カウンターなど、移動のための情報を受け取る場所では、施設をはじめて利用する人や時間をかけて案内板を確認する人のため、ゆったりとしたスペースを確保しているか？			
	人の動作速度には個人差があるため、自動扉の開閉速度やエスカレーターの速度に配慮しているか？			
維持管理の充実	施設を常に安全な状態で運用するためには、維持管理が重要であることから、維持管理のしやすい施設を計画し、運用にあたっては管理体制と点検内容を充実しているか？			
	施設の劣化や破損などにより危険な状態が発生しないよう常に現状を把握し、事故の発生を防止しているか？			
段差の解消	移動空間はできるだけ平坦にし、やむを得ず段差が生じる場合は、段差の存在がわかるようにするとともに、スロープを設けているか？			

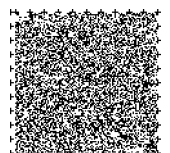




		設計	施工	管理
避難経路	避難の方法及び経路について十分に検討し、人的な対応のほか、音声や文字情報等の複数の方法により誘導できるよう計画しているか？			
	防火戸のくぐり戸の部分は、閉鎖しても段差のない構造のものとしているか？			
床	平坦で安定性があり、滑りにくく、水はけの良い材料または仕上げを選択しているか？			
地域性	福島県の各地域の気候や周辺環境にあった移動空間をデザインしているか？			
明るさの確保	移動する速度や場所に適した明るさを確保し、まぶしさが発生しない照明器具の選定、設置位置としているか？			
	手すりの位置や情報装置などを夜間でも容易に認識できるよう工夫しているか？			
雨天時	水溜りが生じないように、雨水を適切に処理する排水施設を設けているか？			

#### ■配慮事項

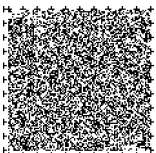
		設計	施工	管理
休憩スペース	疲れたときに休憩ができ、語らいの場所としても利用できる休憩スペースを歩道やホールなどに設け、ベンチや緑、水のみ場などを設置しているか？			
	ベンチは、通行の妨げにならないよう、通路からある程度の間隔を確保し、車いす使用者が隣接できるよう、平坦なスペースを確保しているか？			
大型車両の通行	バスなどの大型車両による利用が想定される施設では、施設への入口⇒車寄せ⇒駐車場⇒出口という一連の車両移動がスムーズに行える車両動線を計画しているか？			
	大型車両用の入口と出口が同じ場合は、車両が転回できるスペースを設けているか？			



## 道 路

## ■基本事項

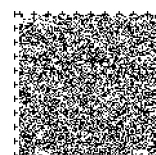
		設計	施工	管理
道路幅員	歩道及び車道は、交通量及び利用状況に応じた、適正な幅員としているか？			
歩道の形式・材料	市街地部では原則として透水性舗装としているか？ また、必要に応じて衝撃をやわらげる材料の舗装としているか？			
	連続的な平坦性を確保するとともに、段差軽減のため、フラット型としているか？ただし、フラット型であっても、横断歩道部等においては、視覚障がい者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう歩行者動線用乗り入れブロックを使用しているか？なお、沿道の利用状況などにより、フラット型の採用が困難な場合は、現地の実情に合わせ、セミフラット型としているか？			
歩道の勾配・段差	縦断勾配、横断勾配、すりつけ勾配は、車いす利用者が通行しやすい勾配としているか？			
	勾配が長く続く場合は、平坦部を設けているか？			
	やむを得ず段差が生じる場合は、通行に支障のない高さとしているか？			
縁石	車両乗り入れ部や歩道巻き込み部など、やむを得ない場合を除き、連続するよう設けているか？			
交差点部	歩道には、横断待ちをする部分に平坦な部分を設けスペースを確保しているか？			
	必要に応じて視認性を高めるために、視線誘導標や道路照明灯などを設置しているか？			
歩行者・自転車の分離	利用状況に応じて、歩道の有効幅員が4.0m以上確保できる場合は、歩行者と自転車を分離する形状としているか？ また、舗装材料を変更したり、植樹帯などで誘導し、通行帯をわかりやすくしているか？			



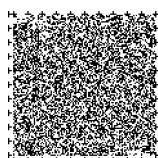
		設計	施工	管理
車道舗装	降雨時の水しぶき・走行騒音・ライトの反射などを低減する必要がある箇所は、排水性舗装としているか？			
冬季間への対応	冬期間への対応 積雪寒冷地では、除雪、堆雪を考慮して計画するとともに、除雪の実施により有効幅員を確保しているか？			
路面(舗装等)の材料	平坦性、すべりにくさ、水はけの良さなどを考えて路面材料を選定しているか？特に、ブロックタイプの舗装材は、目地部に段差が生じやすいので、段差が発生しないようにしているか？			
幅員の確保	標識柱や電柱等により適正な幅員が確保できない場合は、その移設等について関係機関に働きかけているか？			
	占用物を設置する場合は、道路本来の機能を阻害しない場所に設置しているか？			
	沿道店舗の立て看板やのぼり、駐輪、駐車車両など道路不法占用物の撤去を地域住民とともに働きかけているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
連続性	セミフラット型及びマウントアップ型歩道の場合、沿道の細い通路との交差部では段差軽減のためハンプを設けているか？			
視認性	沿道の利用状況に応じて、誘導用ブロックを設けているか？			
	車止めは、視認性の良いものを使用しているか？			
	縁石には反射鋏などを設け、夜間の視認性を高めているか？			
	歩行者と自転車を分離する場合は、視認性の良いカラー舗装などで通行帯を区分する計画としているか？			

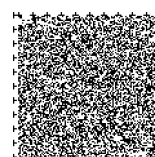


		設計	施工	管理
すりつけ	歩道と民地側の出入口部などの高低差をすりつける場合、沿道の利用者・地権者との協議・調整を行い、土間コンクリート・階段・スロープなどですりつけているか？			
マンホールなど	マンホールなどの突出やすりつけの悪さなど、占用復旧箇所の凹凸が生じないようにしているか？			
	マンホールの蓋などの滑りやすい部分は、滑り止めなどの対策を講じているか？			
停車帯 (荷さばき場、 タクシー乗り 場など)	道路上に停車帯を設ける場合、一般車両の走行を妨げないようにし、路面には必要に応じて使用用途が分かるように明示しているか？			
	停車車両の乗降者や積荷の往来が想定される部分は、横断歩道の場合と同様に、できるだけ歩車道境界の段差をなくしているか？			
歩道のない 道路での 自転車・ 歩行者通行帯	路肩及び余裕幅などを利用し、自転車・歩行者通行帯を確保しているか？ また、舗装材料や色調を変え、利用者にわかりやすくしているか？			
工事中	人通りの多い箇所では、交通誘導員を配置しているか？			
	迂回路、仮設道路については、現道と同等の機能を確保しているか？ 特に、誘導用ブロックがある場合には、連続性を確保しているか？			
	工事箇所においては、歩行者の通路を確保しているか？			
	同じ箇所における工事（舗装、水道等）の施工時期を調整し、効率良い工事を行うとともに、降雪期の工事はできるだけ避けているか？			
	地下埋設工事など、竣工後に段差の発生が懸念される場合は、沈下防止策をあらかじめ講じているか？			
	工事看板は、工事内容がわかりやすい標記にするとともに、工事区域がわかりやすいような配置としているか？			



		設計	施工	管理
冬期間	歩道等において、積雪または凍結により通行に著しく支障を及ぼす箇所がある場合は、地域の利用状況に応じた冬期対策を講じているか？			
	路上施設や占用物は、除雪を念頭において配置を計画しているか？			
	消融雪施設は、除雪や現地状況を考慮して計画しているか？ また、溶けた際の水の流れを考慮した排水計画としているか？			
	積雪寒冷地の橋梁部では、舗装材料は滑りにくいものとし、状況に応じて消融雪施設の設置を検討しているか？ また、凍結しやすい構造は避けているか？			
	下路形式の橋梁は、横桁から雪や氷が落下しないように対策を講じ、下路形式橋梁の採用はできるだけ避けているか？			
	地下立体横断施設の出入口は、降雪期の風向きを考え、雪の吹き溜まりとならないように計画しているか？			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



## 排水施設

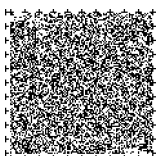
## ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	歩道に設ける場合は、動線と重ならないように設けているか？ やむを得ず動線と重なる場合には、利用目的、周辺環境を考慮した上で、側溝に掛かる蓋は滑りにくく、靴のかかとや車いす等の車輪が落ち込まないものとしているか？			
安全性	安全上必要な箇所には蓋を設けているか？			

## ■配慮事項

		設計	施工	管理
設 置	コンクリート側溝の場合は、手掛けの切り欠けなどが通行の支障にならないよう、歩行者などの動線部以外に手掛けを設けているか？			
積雪地域	雪捨て場などの確保が困難な箇所には、流雪溝を設けているか？			
	消融雪施設を設ける場合は、溶けた水の流れを考慮した排水計画としているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



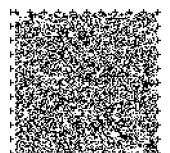
## 植樹帯

### ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	必要に応じて良好な潤いある沿道環境とするため、植樹帯を設けているか？			
	歩行者動線と重ならないようにしているか？			
	景観、車道、歩道並びに付属施設への影響を考慮し、成木時の樹形をイメージした植栽としているか？			
	樹種の選定にあたっては、交差点や車庫等への出入口、横断地点、その他重要な場所での視界と視距が確保できるよう、成長時の高さや広さを考慮しているか？ また、植樹後も、樹木の高さ・広さを適正に管理しているか？			
	視線誘導の目印の一つとなるため、連続性を保っているか？			
	除雪を念頭において設けているか？			
	車道部に日陰が発生することで、路面凍結の危険があるので、日照を考慮しているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
設 置	花、根などに有毒なものを持たないものを選定しているか？			
	特徴のある樹種は目印として有効なので、必要に応じて設けているか？			
	街路樹等の樹木は、 ①地域にあった樹種を選定しているか。 ②落葉樹の場合、落葉の掃除などの管理ができるか。 ③根が張り、舗装などを持ち上げてしまう可能性はないか。 を検討して選定しているか？			
	歩行者の靴のかかとなどが落ちないものとしているか？			



## 防護柵

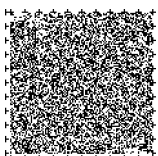
### ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	「防護柵設置基準・同解説」及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」に適合しているか?			
	ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目、設置の方向などにより通行者に危害を及ぼすことのないようにしているか?			
形状・色彩	景観に配慮し、連続性を失わないようにしているか?			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
眺 望	道路から外部への眺望を阻害しない形式・位置としているか?			
安全性	反射テープなどを貼付し、夜間の視認性を向上させているか?			
除雪対策	除雪などにより損傷を受けない位置・構造としているか?			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）





## 屋外照明

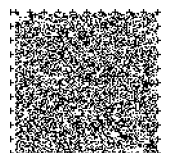
### ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	照明による事故の抑制効果の高いところに優先的に設けているか？			
	交通量の多いところや人の集まるところに優先的に設けているか？			
	歩行者などの通行量や周辺の光環境を考慮して、適切な明るさを確保しているか？			
	地下歩道には、利用者が安心して利用できるよう、蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプの照明を設けているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
設 置	明るさにムラがあると視認性が悪くなるため、ムラが少なくなるようにしているか？			
	照明は視線誘導として有効なので、できるだけ等間隔で連続的に設けているか？			
	路面の平均照度、まぶしさ、保守の容易性等から形式を選定しているか？			
	周辺景観と調和したデザインとしているか？			
	目にやさしい間接照明や、フットライトなどの低位置照明などを有効に活用しているか？			
	照明器具が樹木などで覆われてしまわないよう、適正な位置に設けているか？			
	住環境や生態系に配慮した照明計画としているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）

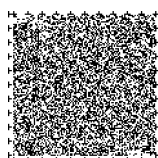


## 駐車場・駐輪場

### ■基本事項

◆駐車場共通事項		設計	施工	管理
路面	路面は排水を考慮した上で、できるだけ水平に計画し、凹凸のない仕上げとしているか？			
車路・ 駐車スペース	見通しの良い、ゆったりとしたスペースを確保しているか？			
	車での利用者数を考慮し、必要な駐車台数を確保しているか？			
路面ペイント	駐車しやすいデザインとし、塗装が取れかけたら再塗装を行い、常に見やすい状態を保っているか？			
	車路部分を乗降スペースとして利用する場合、「最徐行」の表示をしているか？			
歩行者の 安全確保	歩行者専用の出入口を設けているか？			
夜間	夜間の利用が想定される駐車場や屋内駐車場では、安全に乗降できるよう照明設備を設置しているか？			
積雪地域	冬期の日当たりの良い位置に設けているか？			

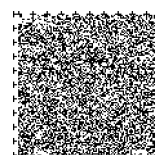
メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



◆車いす使用者用駐車スペース		設計	施工	管理
台数	施設の用途や利用者数を考慮し、必要な台数を確保しているか？			
位置	玄関など施設の主要な出入口の近くに設け、柵やポストコーンなどでふさがずに、いつでも利用できるようにしているか？			
サイン	車いす使用者用であることが容易にわかるように一般駐車スペースとは異なる色を塗布するか、国際シンボルマークや文字を床面または標示板などにより明記しているか？			
	車いす使用者用駐車スペースへ容易に誘導できるサイン計画としているか？			
大きさ	後部からの車いすの積み下ろしが容易にできる奥行きを確保しているか？			
	車両の両側に乗降専用スペースを設けているか？			

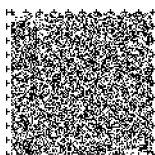
◆駐輪場		設計	施工	管理
駐輪場	できるだけ玄関の近くで、来場者にわかりやすい場所に設けているか？			
	自転車の出し入れが容易に行えるよう、十分なスペースを確保しているか？			
	自転車での利用者数を考慮し、必要な駐輪台数を確保しているか？			
	降雨で自転車が濡れないように、屋根を設けているか？			
	自転車の出し入れで、通行を妨げることのない場所に設けているか？			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



■配慮事項

		設計	施工	管理
駐車場 共通事項	歩行者専用通路を設け、車路を横断する箇所には、横断歩道を設けているか？			
	必要に応じて車止めを設けているか？			
	透水性舗装としているか？			
	バスなどの利用が想定される施設では、大型車両専用の駐車スペースを設け、荷物の積み下ろしや車いすの乗降スペースを設けているか？			
	職員用と来客用の駐車スペースを区分しているか？			
	車路は対面交通を避け、一方通行としているか？			
	交差部は十字交差を避け、L字、T字とし、視界の良くない交差部にはカーブミラーや回転灯等を設けているか？			
	夜間の利用が想定される駐車場や屋内駐車場では、車止めにつまずかないよう反射シールを貼り、円滑な施設への誘導を図るために、発光式のサインや掲示板を設けているか？			
	積雪地域では、通路や駐車場の除雪が適切に行えるよう、雪溜めスペースを確保しているか？			
車いす 使用者用 駐車 スペース	駐車スペースと施設の床高に差がある場合は、駐車スペースの路面の高さを施設の床高に合わせているか？			
	雨天時の利用を考慮し、駐車スペースや建物入口までの通路には屋根を設けているか？			
	必要に応じて手すりを設けているか？			
	ラインの色を工夫し、一般駐車スペース2台分を車いす使用者用駐車スペース1台分に、あるいは3台分を2台分にするなどの柔軟性のある計画としているか？			
	施設の入口付近のほかにも数箇所に分散配置しているか？			
駐輪場	多くの駐輪が見込まれる施設は、整然と駐輪できるように、自転車駐輪ラックを設けているか？			

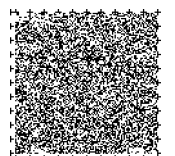


## アプローチ・敷地内(公園内)通路

### ■基本事項

		設計	施工	管理
歩行者と車の分離	歩行者の安全を確保するため、歩行者用通路と車路は分離しているか？			
幅員	傘を差した人同士、車いす使用者同士がすれ違える幅員を確保しているか？			
勾配	縦断勾配は、車いす利用者も容易に昇り降りできる勾配としているか？			
	横断勾配は、できる限り緩やかな勾配にしているか？			
	歩道に縦断勾配があり、ある程度長い距離がある場合には、適度に平坦部を設けているか？			
車寄せ	車いすの乗降やトランクからの荷下ろしを行う場所には、雨天時でも支障のないよう、十分な大きさの庇 <small>ひさし</small> を設けているか？			
サイン、のぼり旗など	サインやイベント時に設置するのぼり旗は、わかりやすい位置に設け、美観に配慮した上で、通行の支障にならない位置に設けているか？			
素材	平坦で滑りにくく、水はけのよい材料とし、特に歩道にブロックタイプの舗装材等を用いる場合は、移動しやすいよう目地を含め凹凸を少なくしているか？			
誘導	施設へ安全にアプローチできるよう、誘導用ブロック、縁石、歩車道を分離するライン引きなどを施しているか？			

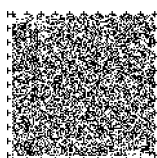
メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



■配慮事項

		設計	施工	管理
歩行者と自転車 通路の分離	歩行者用通路と自転車通路は分離しているか？			
段 差	車路と歩行者用通路の交差部は、歩道を切り下げず、車道にハンプを設けているか？			
素 材	車道と歩道の材質は、質感の違いにより区別しやすいよう、異なる材質を使用しているか？			
サイン	建物の出入口付近の車路には、駐車禁止等の床面ペイントや標識などを表示しているか？			
その他の 設備	必要に応じて手すりや音声誘導装置を設けているか？			
	距離の長い通路には、ベンチ、木陰、展望台、花壇などを設けるなど、長さを感じさせない工夫をしているか？			
積雪地域	積雪地域や建物の北側にアプローチを配置する場合は、施設へのアクセスが円滑に行えるよう、屋根や融雪装置などを設けているか？			
	通路が周辺施設からの落雪により遮断されることのないよう、施設から適度な間隔を確保しているか？			

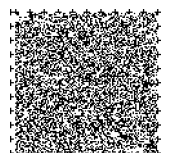
メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



## 玄関・出入口

### ■基本事項

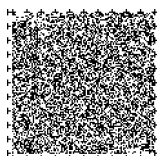
		設計	施工	管理
動 線	すべての人が同じ玄関・出入口から施設に出入りできるようデザインしているか？			
床	玄関や出入口の床は水平とし、段差や門扉止めなどの突起物を設けないようにしているか？			
幅 員	玄関や主要な出入口は、車いすの通過や大きな荷物の運搬が容易にできる幅を確保しているか？			
玄関扉前後のスペース	扉の前後には、車いすが転回できるようにするために必要なスペースを設けているか？			
	出入口や玄関には <sup>ひさし</sup> 庇を設けているか？			
水拭きマット	埋め込み型を採用し、マットの端部を固定し、車いすの通行や歩行に支障のない材料を選定しているか？			
	誘導用ブロックを遮断しないように設けているか？			
ド ア	なるべく小さな力で開閉できるドア（上吊り式など）を選定しているか？			
	ドアハンドルは、開き戸ではレバーハンドル、引き戸では棒状のものなど握りやすく操作がしやすい形状としているか？			
	ドアハンドルの高さは、すべての人が容易に操作できる高さとしているか？			
	自動的に閉鎖するドアは、ゆっくり閉まるタイプのものを選定しているか？			
	自動ドアの感知センサーは、子どもや車いす使用者が通行する場合でも容易に感知するよう設定しているか？			
	出入口扉などの大きなガラス面には、衝突を防止し、万一破損した場合にもケガをしないようデザイン性に配慮し、視線の高さに衝突防止フィルム、飛散防止フィルムなどを施しているか？			
	扉の開閉によりケガをしないよう、引き戸の召合わせ部にクッション材などを設け、自動ドアの引き込み部は挟み込み防止を施しているか？			



		設計	施工	管理
入場ゲート・レジ通路	車いす使用者が通行できる幅を確保し、床は水平にしているか？			
	レジ台は、買い物かごが置きやすい高さとし、利用者に合わせて、高さが違う台の設置や高さが変えられる台を設けているか？			
案内板	玄関には総合的な案内板を設けているか？			
インターホン	主要な出入口には、案内、誘導などを行うインターホンを設け、押しボタンの近くに点字を併記しているか？			
積雪地域	落雪により出入口が塞がらないよう、 <sup>ひきし</sup> 庇の傾斜方向に配慮しているか？			
	玄関の位置は、風向きや雪の吹き溜りを考慮しているか？			
冬期間	玄関ホールが利用者の待合スペースとなる場合は、日当たりの良さ、風除け、空調負荷などを考慮しているか？			

■配慮事項

		設計	施工	管理
ド ア	玄関や主要な出入口は自動ドア（引き分けタイプ）とし、その他の出入口は引き戸にしているか？			
	必要に応じて、ドアの反対側の様子が分かるように、子どもの視線の高さにも配慮したガラス小窓などを設けているか？			
段 差	やむを得ず段差が生じる場合は、スロープと階段を併設しているか？			
	非常口に段差が生じる場合、スロープを設けているか？			
手すり	靴を履き替える玄関には、手すりや椅子 <sup>いす</sup> を設けているか？			





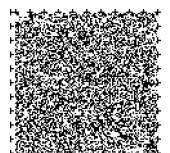
## 廊 下

## ■基本事項

		設計	施工	管理
幅 員	車いす使用者が容易に転回でき、歩行者と車いす使用者とが容易にすれ違える幅員を確保しているか？			
	手すりなどを設ける場合は、手すりの内側で幅員を確保しているか？			
	幅員は途中で変えてないか？			
床	材質は途中で変えていないか？			
	歩きやすいよう、壁の色との明度差を確保しているか？			
突出物	通行の支障になる位置に突出物や物品を置いていないか？			
	消火器等は壁埋め込み式としているか？			
手すり	玄関から各室までの廊下には、両側に手すりを設けているか？			
誘導用ブロック	玄関から受付又はインターホンまで、誘導用ブロックを途切れることのないよう敷設しているか？			

## ■配慮事項

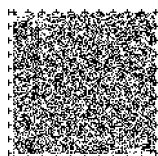
		設計	施工	管理
幅 員	車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しているか？			
壁面等の角部	壁や柱の角部は、面をとるかコーナーガードを設けているか？			
案内板	室名表示板やイベント案内板等は、床置き式ではなく、壁付けタイプのものを採用しているか？			
光環境	必要な照度を確保し、日射などによるまぶしさへの対策を施しているか？			
積雪地域	冬期間に施設間を円滑に移動できるよう、回廊・渡り廊下に屋根を設けているか？			



## 階 段

## ■基本事項

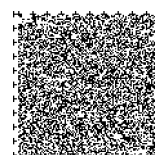
		設計	施工	管理
形 式	安全で介添えがしやすいよう、踏み面の幅が内側と外側で違う階段(らせん階段など)は設けていないか?			
形 状	ゆとりある幅員を確保し、適切な勾配としているか?			
	幅員や蹴上げ、踏み面の寸法を途中で変えていないか?			
	蹴込み板のない階段や透明なガラス板の階段は設けていないか?			
	段数の少ない階段は、目立ちにくく危険なため、設けないようにし、やむを得ず設ける場合は、注意を喚起するための措置を講じているか?			
仕 上 げ	転倒防止のため、段鼻、蹴上げ、踏み面の各々の色は、見分けやすいよう輝度比を大きくしているか?			
	廊下と階段の床の色を変えることで識別しやすくしているか?			
	段鼻には、滑り止めを設けているか?			
	上端、下端には点状ブロックを設けているか?			
手 す り	両側に手すりを設けているか?			
	幅の広い階段は、中間にも手すりを設けているか?			
明 る さ	自然採光や照明装置で、足下の明るさは確保されているか?			
そ の 他	階段下に人が入れるスペースがある場合は、通行の際にぶつからないように花壇や手すりなどで遮られているか?			



■ 配慮事項

		設計	施工	管理
形状	踊り場には、避難経路や足休めの場所として必要なスペースが確保されているか？			
	階段を上がってすぐの位置には、転落防止のため、出入口を設けない形状としているか。			
	屋外の階段には屋根を設けているか？			
サイン	階段の位置がわかりにくい場合は、誘導用のサインや誘導用ブロックを設けているか？			
積雪地域	屋外の材料は、凍害の影響を受けないものを選定し、融雪装置を設けているか？			
	除雪を必要とする場合は、雪溜めスペースを設けているか？			

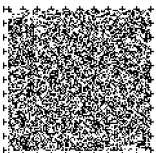
メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



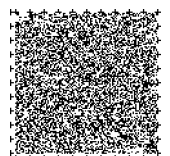
## エレベーター・エスカレーター

## ■基本事項

		設計	施工	管理	
◆共通事項	位置	エレベーターやエスカレーターは、階段とともに利用者が選択できるよう、わかりやすい位置に、階段と近接して設けているか？			
	設置	低層建物の場合や地下歩道でもできる限りエレベーターを設けているか？			
		一台は、車いす使用者や視覚障がい者などが一人で利用できるような形態や設備を備えているか？			
	乗降ロビー	ゆったりとした空間を確保し、車いす使用者同士のすれ違いや転回が容易にできる大きさとなっているか？			
	室内の大きさ	車いす使用者が容易に転回できる大きさとしているか？ 難しい場合は、車いす使用者と介助者が同乗できる大きさとしているか？			
◆エレベーター	扉	車いすの乗り降りや大きな荷物の出し入れが容易に行える幅としているか？			
		利用者に合わせて開放時間を延長できる操作ボタンを設けているか？			
		子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置（感知器）を設けているか？			
操作盤 操作ボタン 乗場ボタン	ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすく表示しているか？				
	設置位置や高さは、すべての人が手の届く位置としているか？				
	操作盤には点字や拡大文字による表示を行っているか？				
	情報	音声・音響案内、昇降方向や文字表示などの情報サインを設けるとともに、緊急連絡のための情報機器を設けているか？			

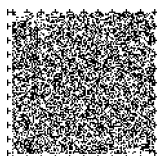


		設計	施工	管理	
◆エレベーター	誘導	線状ブロックによりエレベーターまで誘導するとともに、乗降ロビーの乗場ボタン前へ点状ブロックを設けているか？			
		他の乗降者とぶつからないよう、昇降路出入口前には誘導用ブロックを設けないようにしているか？			
	その他	内部で車いすの転回ができないものは、出入口を確認するための鏡を設けているか？			
		内部に手すりを設け、必要に応じて腰掛などの設備を設けているか？			
		建物床とエレベーター床との隙間は、車いすのキャスターや杖などが挟まらない幅とし、段差はできるだけ少なくなるよう、点検調整を行っているか？			
	◆エスカレーター	形状	安全な乗り降りができるよう、水平部分のステップを複数枚設けているか？		
手すり		移動手すりは、乗り口と降り口の水平部分に設け、固定手すりは乗降場のステップの前後に設けているか？			
		移動手すりの色が引き立つよう、周囲の色と輝度比を確保し、視力の弱い人でも安全に利用できるようにしているか？			
情報		上端及び下端付近には、進入可否の表示や音響・音声案内などの情報サインを設けているか？			
誘導	線状ブロックによりエスカレーターまで誘導するとともに、乗り口には点状ブロックを設けているか？ また、音響・音声案内などを併設し利用者の安全を確保しているか？				



■配慮事項

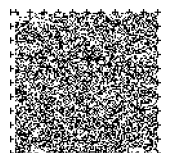
		設計	施工	管理	
◆共通事項	その他	乗り降りの動線上には、ごみ箱や灰皿、看板などを置かないようにしているか？			
◆エレベーター	構造	動線上効果的な場合には、2方向出入口を設けているか？			
	室内の大きさ	必要に応じて、ストレッチャーや担架 <small>たんか</small> で水平に運ぶことができるものとしているか？			
	扉	子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置（感知器）と併せて、乗り込み口付近から利用者感知する装置を設けているか？			
	操作盤 操作ボタン		点字を読めない人にもわかるよう、点字と浮き出し文字の両方で表示を行っているか？		
			操作ボタンの位置や表示を、触って確認することもあるため、ボタンの感知方式はタッチ式ではなく、押しボタン式としているか？		
			浮き出し文字は、色を目立つようにしてわかりやすくしているか？		
			行き先ボタンを間違えて押した場合のキャンセル機能を備えているか？		
	情報	2方向出入口とした場合は扉の開く方向がわかるよう、停止階ごとに音声及び表示で案内しているか？			
	誘導	建物の用途、規模などから効果が大きい場合には、乗降ロビーへ触知案内図を設けているか？			
	防犯	必要に応じて、外部からの視認性を確保するため、扉にガラス窓を設けることや、構造をシースルータイプとしているか？			
◆エスカレーター	運転速度	必要に応じて、低速に変えられる機能を備えているか？			



## スロープ

## ■基本事項

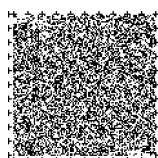
		設計	施工	管理
位 置	建物のアプローチに設ける場合は、主要な出入口に近いところに設けているか？			
	スロープと階段を併設する場合は、出来るだけ近くに設けられているか？			
	延長が長くなならないよう、できるだけ高低差が小さい場所に設けているか？			
形 状	直線又は折返しの直線形状としているか？			
	ゆとりある幅と緩やかな勾配としているか？			
	横断勾配はできるだけ緩やかな勾配としているか？			
	終始点は、飛び出し防止のための平坦スペースが設けられているか？			
	高低差が大きくスロープが長くなる場合は、途中で平坦部が設けられているか？			
	車いすの脱輪防止のため、スロープの両側に立ち上がりが設けられているか？			
床(路面)仕上げ	床の色は、他の通路や踊り場と輝度比を大きくしているか？			
	上端、下端に接する平坦部には点状ブロックを設けているか？			
手すり	両側に手すりを設けているか？			
	幅の広いスロープは中間にも手すりを設けているか？			
明るさ	自然採光や照明装置で、足下の明るさは確保されているか？			



■配慮事項

		設計	施工	管理
位 置	スロープを利用しにくい人もいるので、階段が併設されているか？			
形 状	車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しているか？			
	和室などの室内に段差を設ける場合は、簡易スロープなどで段差を解消できるようにしているか？			
	屋外のスロープには屋根を設けているか？			
サイン	スロープの設置位置がわかりにくい場合は、誘導用サインを設けているか？			
積雪地域	屋外の材料は、凍害の影響を受けないものを選定し、融雪装置を設けているか？			
	除雪を必要とする場合は、雪溜めスペースを設けているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）

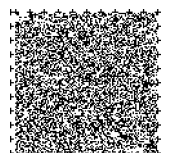




## 手すり

## ■基本事項

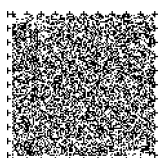
		設計	施工	管理	
◆移動用手すり	仕様	体重を上からかける場合がほとんどなので、ある程度太いものをしっかりと取り付けてあるか？			
		端部は、袖などに引っ掛からないように壁面側又は、下方に曲げられているか？			
		出来る限り連続して設け、設備機器や点検扉などで分断されないようにしているか？			
		壁の色と見分けやすい色にしているか？			
	設置方法	壁との隙間は、手が擦れない程度を確保しているか？			
		握りながら移動できるように留め方に注意しているか？			
		設置高さは、足の付け根の高さとしているか？			
		2段手すりの場合は、下の手すりにも体重が掛けられるように上の手すりより廊下側に出して設けられているか？			
		転落の危険がある場所に設ける場合は、転落防止にも配慮しているか？			
	材質	設置する場所(屋外、屋内)に応じた耐久性や耐食性を有し、材質は触ったときの感触や握りやすさを重視しているか？			
	点字サイン	必要に応じて行き先、到達地点を点字により案内し、2段手すりの場合は上下両方に設けているか？			
		点字にはその内容を文字で併記されているか？			
		点字は、自然に指が触る位置に設けられているか？			
◆立座り用手すり	仕様	しっかりと握れるような径となっているか？(移動用よりも径が細くされているか)			



■配慮事項

		設計	施工	管理
設置方法	移動用手すりは、通路の両側に2段の手すりが設けられているか？			
	扉の開け閉めなど動作が伴う場所には、必要に応じて垂直手すりを設けているか？			
海岸地域	金属製の場合は腐食の対策が取られているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



## 共通事項

### ■基本事項

		設計	施工	管理
利用者の ところへの 配慮	休憩室や公園はくつろげる空間、宿泊室は 落ち着ける空間、執務室は集中できる空間、 相談室は話しやすい空間など、それぞれの 利用空間の目的や、利用する人の気持ちを 考えた、広さや照明などを設け、心を安らげ るようにしているか？			
	衛生面に配慮し、清掃などにも気を配り、気 持ちよく使用できるようにしているか？			
動作の 正確さ	「人は必ずミスをするもの」という前提から、 正確な動作を促すよう、わかりやすくし、ど こに何があるのかが一目でわかるデザイン に心掛け、ミスを起こした場合の対応を考慮 し、併せて安全性も確保しているか？			
動作の範囲	大人と子どもでは動作の範囲が異なるように、 必要な寸法や最適な寸法にも幅があるので、 すべての人の動作範囲に対応できるデザイ ンや、介護スペースを設けるなどの工夫をし ているか？			
動作の速度	各人のペースで判断したり、動作ができるス ペースをつくっているか？			
動作の 安定性	手すりや、体を支える台などを設け、動作の 安定、ケガの防止に努めているか？			
わかりやすい サイン	目的場所へ迷わずに行けるよう、絵柄や色、 浮き出し文字、点字、音声などにより、わか りやすいサインを設け、途切れないように誘 導しているか？			
たばこ対策	健康増進法に基づき、受動喫煙を防止する 観点から、喫煙室等を設け分煙対策を講じ ているか？			
床、路面等	濡れても滑りにくい材料、または仕上げとし ているか？			



■配慮事項

		設計	施工	管理
たばこ対策	建物内は全面禁煙にしているか?			

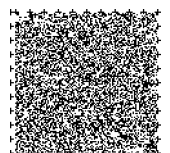
メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



## トイレ・洗面所

### ■基本事項

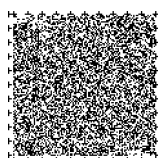
		設計	施工	管理
位置・形態 など	わかりやすい場所に設けているか?			
	サインなどにより適切に誘導しているか?			
	安全で安心して利用できるよう、適切な明るさを確保しているか?			
	車いすやベビーカーでも利用しやすいよう、スペースにゆとりを持たせているか?			
数 量	建物用途等による利用者数に応じたトイレの数としているか?			
トイレ ブース内	扉は、未使用時には常時開放または使用状態を確認できるようにしているか?			
	扉の錠は、容易に操作ができ、非常時に外部から解錠できるようにしているか?			
	大きめの汚物入れ、荷物置き、上着掛け、ワンハンドカット式のペーパーホルダーなどを設けているか?			
	立ち座り動作を補助するための手すりを設けているか?			
小便器	体を支えるための手すり付きの小便器を設け、背後に十分なスペースを確保しているか?			
	身長にかかわらず利用できるよう、ストール式または低リップ式の小便器としているか?			
洗面所	荷物を置いたり、杖を立てて置いたりできるスペースを設けているか?			
	洗面台の下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて車いすを引き寄せるための手すりやキックプレートを設けているか?			
	鏡は、すべての人の目線の高さに配慮し、平面状の大きなものを設けているか?			
	水栓は、操作が容易なもの(自動水栓式、レバーハンドル式など)としているか?			



■配慮事項

		設計	施工	管理
位置・形態 など	触知案内図でトイレ内部の空間構成がわかるようにしているか？			
パウダー コーナー	必要に応じて、化粧直しや歯磨きができるパウダーコーナーを設けているか？			
トイレ ブース内	乳幼児を固定するベビーチェアを設けているか？			
	温水洗浄機能付きや暖房便座としているか？			
床や壁など の仕上げ	清潔さを保つため、汚れのつきにくく掃除がしやすい材料とし、特に床材は滑りにくさも考慮し材質を選定しているか？			
女性トイレ	必要に応じて、男児用の小便器を設けているか？			
設 備	洗面台は子供用も併設しているか？			
	男女問わず、子供用トイレを設けているか？			
	洋式トイレと和式トイレを併設しているか？			
おむつ交換 など	乳幼児のためのおむつ交換や、荷物置きに利用できるベビーベッドなどを設けているか？			

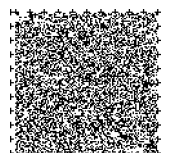
メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



## みんなのトイレ

## ■基本事項

		設計	施工	管理
配 置	利用者と異性の介助者が一緒に入れるように配置しているか?			
形 態	車いすの転回が容易にできる大きさとしているか?			
	床には段差を設けず、濡れても滑りにくい材料を選定しているか?			
	便器は、正面からアプローチができ、左右どちらからでも乗り移ることができる位置に設けているか?			
出入口扉	引き戸としているか?			
	外部から使用中か空室かの確認ができるようにしているか?			
手すり	便器の両側に垂直と水平に設け、片側は可動式としているか?			
ベビーチェア、 ベビーベッド など	乳幼児を固定するベビーチェアを設けているか?			
	おむつ交換を行うためのベビーベッドなどを設けているか?			
設 備	便器は洋式とし、温水洗浄機能付きや、寒い場所では暖房便座としているか?			
	水洗は、大型のレバー式や自動感知式としているか?			
	非常用呼出ボタンは、腰掛けた状態や転倒した場合でも利用できる位置に設けているか?			
	荷物置きや、ワンハンドカット式のペーパーホルダーなどを設けているか?			
	鏡は、すべての人の目線の高さに配慮し、平面状の大きなものとしているか?			

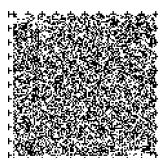


		設計	施工	管理
設 備	オストメイトが利用しやすいよう洗浄設備は大きめの物とし、ドアに表示サインを設置しているか？			
	上着かけのフックなどは、使いやすい高さに設けているか？			
サイン	ピクトグラム(図記号)などにより、わかりやすく表示しているか？			

■配慮事項

		設計	施工	管理
出入口扉	電動扉(横引き)としているか？			
設 備	洗浄ボタンや非常用呼び出しボタンが区別できるよう、点字や浮き出し文字による表示を設けているか？			
	施設の照明は、種類に応じ人感センサー式としているか？			
	パウチなどの洗浄が可能な設備を設ける場合は、立った姿勢でも洗浄が可能な高さに設け、温水機能が付いたシャワー式水栓としているか？			
	誤った利用を防止するために、設備の操作方法や設置目的を表示しているか？			
	重度障がい者が利用しやすいよう、おむつ交換や着替えなどもできる大きなベッドか、または折りたたみ式の多目的シートを設けているか？			
	暖房設備を設けているか？			
	必要に応じて靴を脱いで着替えができるスペースを設けているか？			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)





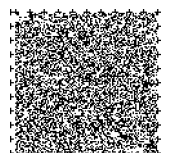
## 更衣室・シャワー室

## ■基本事項

		設計	施工	管理
更衣室	車いすの転回が容易にできるスペースを確保し、下部に車いすの足下が入る空間を備えた更衣棚を設けているか？			
	着替え用のベンチを設けているか？			
シャワー室	スポーツ施設などのシャワー室では、車いす使用者も利用できるブースを設け、シャワー専用車いすを用意しているか？			
	車いすの転回が容易にできるよう、広めの空間を確保しているか？			
	水栓は、強い力の要らない使いやすいものとし、車いす使用者も使いやすい高さに取り付けているか？			
	シャワーフックは、複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦スライド式のものを用意しているか？			
手すり	できる限り連続した手すりを設け、出入口から更衣室、シャワー室へと誘導し、更衣室、シャワー室にも手すりを設けているか？			
床の仕上げ	座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定しているか？			

## ■配慮事項

		設計	施工	管理
ゆとりのある空間	更衣室は、ベンチのある広めの空間を確保しているか？			
シャワー室内の棚	シャンプーなどを置く棚のほかに、衣類、バスタオルなどを濡れないで置くことのできる棚、カゴ、フックなどを設けているか？			
男女共用型の更衣室・シャワー室	利用者と家族などの異性の介助者が一緒に入れるよう、プライバシーに配慮した男女共用が可能な更衣室、シャワー室を設けているか？			

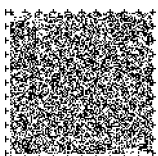


## 浴室

## ■基本事項

		設計	施工	管理
床	廊下と脱衣室及び浴室へは段差をなくし、仕上げや色で区別しているか？			
	脱衣室は、素足でも冷たく感じないものとしているか？			
	座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定しているか？			
浴槽	浴槽に座って入れるよう、腰掛け台や動作補助のための手すりを設けているか？			
水栓	温度調節が容易にできるものとし、レバー式水栓としているか？			
シャワーフック	複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦スライド式のものを用意しているか？			
手すり	浴室への出入り、浴室内の歩行、浴槽への出入り、入浴中の体の安定のための手すりを設けているか？			
出入口	小さな力で開閉ができる引き戸としているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



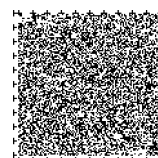
## 宿泊施設の客室等

### ■基本事項

		設計	施工	管理
宿泊室の 大きさ・仕様	利用者のニーズを把握し、大きさや仕様を決定しているか?			
浴室	扉は軽量の引き戸とし、車いすから浴槽に乗り移るための台を用意しているか?			
ベッド廻り	ヘッドボードは、寄りかかりやすい高さとし、ベッドの下部には、車いすのフットレストが入るスペースを確保しているか?			
	ベットサイドは、車いすが転回できるスペースを確保しているか?			
	ベッドは、使いやすい高さとしているか?			
照明	プライベートな空間にふさわしい演出を施し、安全で快適な照度を確保しているか?			
床	付属の浴室やトイレへの段差はないか?			
手すり	部屋の中で移動がしやすいように手すりを設けているか?			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
設備機器 など	利用者が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッドなどの位置は左右両側から利用できるように配置しているか?			
	必要に応じて、フロントとの筆談装置、電動式ベッドを設けているか?			
	身体障害者補助犬法に基づき、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)に対応できるようにしているか?			
	触知案内図で部屋の空間構成がわかるようにしているか?			
	火災報知器が作動したときや来客者があったときに、利用者に光で知らせる装置を設置しているか?			
家具	車いす使用者も利用しやすいよう、下部に車いすの入るスペースを確保しているか?			
	家具は前面をそろえて配置し、クローゼットなどはできるだけ引き戸としているか?			



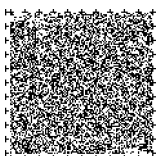
## 観覧席・客席

## ■基本事項

		設計	施工	管理
座席	通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式としているか？			
スロープ	出入口から車いす対応の客席、ステージまでの経路に高低差がある場合は、スロープを設けているか？			
車いす対応の客席スペース	出入口から段差なく到達できる場所で、避難がしやすくステージが見やすい位置としているか？			
	車いす使用者が、自由に場所を選択できるよう、客席スペースを複数設けるとともに、そのための通路幅員も確保しているか？			
	転倒防止のため、手すり、ストッパー、キックプレートを設けるとともに、介護者用座席を隣接して設けているか？			
ステージ・楽屋	段差解消機の設置を含め、ステージと客席、楽屋間の移動については、車いすでの移動を可能としているか？			
手すり	安全で楽に移動できるよう、場内の必要な箇所に設けているか？			
照明(誘導)設備	暗くした場合でも段鼻が視認できるよう、発光体にするか足元灯を設けているか？			
聴覚障がい者用情報伝達システム	必要に応じて、補聴援助システム(磁気誘導ループ式、赤外線式、FM補聴装置など)を設けているか？			

## ■配慮事項

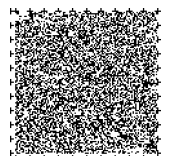
		設計	施工	管理
家族室	個室の観覧席を設けているか？			



## 受付カウンター・水飲み場・公衆電話

## ■基本事項

		設計	施工	管理	
◆受付カウンター	カウンターの形式	子どもや車いす使用者も利用しやすいよう、高さの低いものと高いものを併設または近接して設けているか？ また、施設の利用形態に応じては、高さの低いものを単独で設置することも検討しているか？			
	高さの低いカウンターの形状	下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレートを設けているか？			
	高さの高い立位カウンターの形状	固定し、身体を支えやすい形状とし、必要に応じて、手すりを設けているか？			
	カウンターへの誘導	立位と座位の併設タイプにおいて、視覚障がい者を誘導用ブロックで誘導する場合は、立位カウンター側に誘導しているか？			
	その他	荷物やメモ帳を置くスペースを設けているか？			
◆水飲み場	水飲みの形式	子どもや車いす使用者も利用しやすいよう、高さの低いものと高いものを併設または近接して設けているか？ また、施設の利用形態に応じては、高さの低いものを単独で設置することも検討しているか？			
	高さの低い水飲みの形状	下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレートを、設けているか？			
		車いす使用者が横向きまたは前向きで使用できるよう、周囲に有効なスペースを確保しているか？			
		水栓の操作方法は、人感センサー式、ボタン式又はレバー式の中から、施設の利用形態に応じて選定しているか？			
		必要に応じ、足踏み式の併設を検討しているか？			
その他	荷物を置くスペースを設けているか？				

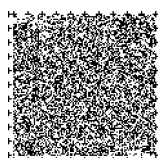


		設計	施工	管理	
◆公衆電話	電話台の形式	子どもや車いす利用者も利用しやすいよう、高さの低いものと高いものを併設または近接して設けているか？ また、施設の利用形態に応じては、高さの低いものを単独で設置することも検討しているか？			
	電話機	点字表示付きの電話機を設置します。			
		音声を大きくできる機能付きの電話機を設置し、わかりやすい位置にその旨を表示しているか？			
	電話ボックス	出入口は車いす利用者も出入りしやすいよう、幅を広くし、段差を設けないようにしているか？			
その他	荷物やメモ帳を置くスペースを設けているか？				

#### ■配慮事項

		設計	施工	管理	
◆受付カウンター	受付カウンター	受付員が不在となりやすい場合は、呼び出しチャイムをわかりやすい場所に設けているか？			
		口頭による案内にとどまらず、目的の場所まで誘導できる体制を整えているか？			
		聴覚障がい者とやり取りがしやすいよう、文字盤、筆談用の道具を用意し、机のサイズも工夫しているか？			
		必要に応じて、手話のできる職員を配置しているか？			
◆水飲み場	水飲み場	必要に応じて、近くに手洗いを設けているか？			
◆公衆電話	公衆電話	必要に応じて、電話機に隣接してファックスを設けているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



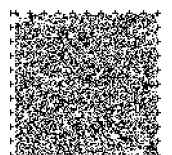
## 授乳室等

## ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	授乳やおむつ交換のできる場所をわかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導しているか?			
	施設の用途に応じて、部屋数や広さを決定しているか?			
	プライバシーを確保するため、個室とするか、母乳を与えるスペースを別室としているか?			
設備・備品 など	授乳やおむつ交換を行うためのベビーベッド、椅子、畳スペースなどを設けているか?			
	施設の用途に応じて、適正なベビーベッドや椅子の数、畳スペースの広さを決定しているか?			
	瞬間湯沸器、電気ポット、流し台、ごみ箱、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れなどを設けているか?			
	ベビーベッドの柵は、子どもが足を掛けて落下しないよう縦格子としているか?			
	格子の間隔は子どもが落下せず、頭部や手足を挟むことのない寸法としているか?			
	冬季や夏季でも快適に利用できるよう、冷暖房設備を設けているか?			
荷物置き場	荷物を置くスペースを確保しているか?			

## ■配慮事項

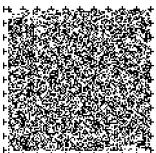
		設計	施工	管理
照 明	利用状況に応じ、常時点灯させるか、人感センサー式としているか?			



## 券売機・自動販売機・家具

## ■基本事項

		設計	施工	管理
◆券売機・自動販売機	配 置	わかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導しているか？		
	スペースの確保	車いす使用者が横向きまたは前向きで利用できるよう、手前に有効なスペースを確保しているか？		
	金銭投入口、ボタンなど	金銭投入口、選択ボタンや取出口などは、車いす使用者や子どもなども利用しやすい高さや形態としているか？		
		選択ボタンには、点字を併記しているか？		
タッチパネル式券売機では、ボタン式テンキー、音声案内を設けているか？				
	駅舎などでは、券売機横に点字運賃表を設けているか？ また、点字ボタンの料金表示は周囲との明度差を大きくしているか？			
◆家具	操作性	高い棚は、棚を有効に利用できるよう、下げられる工夫をし、低い収納は使いやすいよう、引き出して上から使用する形態としているか？		
		使いやすい場所に、収納高さが低く、引き出しやすい取っ手やキャスター付きワゴンなどを取り付けているか？		
		施設の利用形態に応じて、高さや構造を工夫しているか？		
	安全性	家具は角を丸くし、凹凸を少なくしているか？		
い す	立ち上がり便利なひじ掛け付きとし、立ち上がりが楽な高さや固さとしているか？			
テーブル	車いすでも利用しやすい形状としているか？			
ショーケース、陳列棚	車いす使用者や子どもなどにも商品が選びやすい高さや形状としているか？			



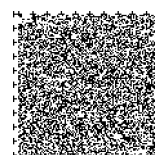


			設計	施工	管理
◆ 家具	流し台	水栓は強い力を必要としないものとし、車いす使用者にも使いやすい高さとしているか？			
		下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレートを設けているか？			

### ■配慮事項

			設計	施工	管理
◆ 家具	動作への配慮	移動のしやすさを考慮し、手すりやキャスター付きとしているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



## 操作ボタン・スイッチ等

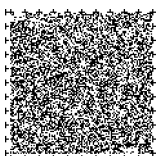
### ■基本事項

		設計	施工	管理
スイッチ類	大型で操作性の高いものとし、暗い場所でもわかるパイロットランプ付きとしているか？			
	子どもや車いす使用者の利用を考慮し、低めの位置に設けているか？			
	空調機のスイッチなどは、ダイヤル式などの指先に力が必要なものを避けているか？			
コンセント類	差込頻度の高いコンセントは、高めの位置に設けているか？			
非常用ボタン	わかりやすく、子どもや車いす使用者にも操作のしやすい位置に設けているか？			
表示(サイン)	スイッチなどの表示は、判別しやすいよう大きな文字とし、できる限り、点字・浮き出し文字としているか？			
	非常用ボタンの表示は、ひらがなやピクトグラム等により、非常時に誰にでもわかりやすく統一された表示に心がけているか？			
	スイッチの種類に応じて、動作状態の表示を行っているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
スイッチ類	室の種類に応じて、人感センサー式としているか？			
コンセント類	室内の使用状況に応じて、コンセントの数、設置位置、可変性を検討し、引き抜け防止機能を設けているか？			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)

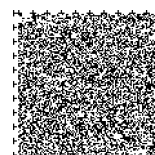


# プール

## ■基本事項

		設計	施工	管理
プールへの昇降	脚力の衰えた高齢者や子ども、車いす使用者なども利用しやすいよう、スロープや緩やかな手すり付きの階段、簡易リフトなどを設けているか？			
プールサイド	車いす使用者なども十分にすれ違えるスペースを確保しているか？			
	肌ざわりが良く、滑りにくい安全性を考慮した仕上げとしているか？			
目洗い	車いす使用者や子どもなども利用しやすいよう、低い位置にも設けているか？			
	車いす使用者も利用しやすいよう、カウンター下に車いすの足下が入る空間を確保しているか？			
表示(サイン)	プール内やプールサイドでの危険な行為を防止するため、必要に応じて、注意喚起表示を行っているか？			

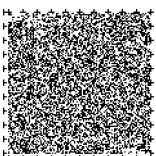
メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



## 公園

## ■基本事項

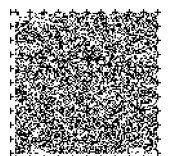
		設計	施工	管理
設 置	必要に応じて休憩施設、遊具、トイレ、水飲み場、場、照明施設などを設置しているか？			
遊 具	遊具は、安全でわかりやすく、使いやすいものとしているか？			
	遊具の基礎などは、露出しても安全なよう、基礎部分や危険が考えられる部位をゴムシートなどで保護しているか？			
自然条件	その土地の地勢、気候、植生などを十分に調査し、その特性を生かした公園づくりを行っているか？			
住民参加の計画	利用者が計画段階から主体的に係わり、「私たちの公園」という意識を高める仕掛けをつくっているか？			
	各施設の配置については、利用者や地域住民とのグラウンドワーク等の結果をできる限り反映しているか？			
草花や水辺とのふれあい	すべての人が草花や水辺に近づけるよう工夫しているか？ 例)できるだけ平らな場所にレイズドベッドなどを設ける など			
植 栽	葉・花・根などが有毒でないものを選定しているか？			
	すべての人が楽しめる公園とするため、必要に応じて、①香りのある樹木や草花を採用しているか？ ②聴覚により自然の多様さと安らぎを感じられるよう、鳥(食餌木)や虫が集まり、様々な音を楽しめる場をつくっているか？			



■基本事項

		設計	施工	管理
舗装材	できる限り材質を統一し、自然素材を使用しているか？ また、歩路を板張りなどにし、杖などの反響音を有効な情報とすることも検討しているか？			
案内板・地図	広い公園では案内板・地図、方向指示板などを分かりやすい位置に設けているか？			
植 栽	特徴のある樹種は目印として有効なため、必要に応じて活用しているか？			
	地形の高低差を利用して配置しているか？			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



## 屋外休憩施設

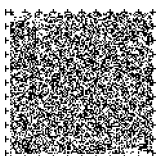
### ■基本事項

		設計	施工	管理
設 置	歩道、通路、公園などには、必要に応じてベンチを設け、景観に調和したものとしているか？			
	ベンチなどは、歩行者動線上を避けて設けているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
休憩施設	強い日射しを遮るよう、木陰などを設けているか？			
	水飲み場、照明などの設置を検討しているか？			
	雨天や雪の時にも休憩施設を利用できるように屋根を設けているか？			
	すべての人が利用しやすいよう、利用者の行動を想定し、形状や材質を検討しているか？			
	背もたれや肘掛けは、周辺状況等に応じて設けているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



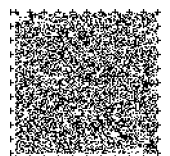
## バス停留所

### ■基本事項

		設計	施工	管理
停車帯	他の走行車両の妨げにならないようにバスの停車帯を確保しているか？			
構造	できるだけ平坦な構造にしているか？			
	ノンステップバスやワンステップバス、既存のバスのすべてに対応できるよう、原則としてマウントアップ型としているか？			
	現地の利用状況に応じて、バスベイ型、ストレート型などの形式を選定し、バスが正着できるようにしているか？			
付属施設	誘導用ブロックを設けているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
上屋の構造	雨や雪、強い日差しなどに対処できるよう、上屋を設けているか？			
	雪の吹き込みや凍結を防止するため、防雪、融雪施設を設けているか？			
防風(防雪)板	風や雨、雪などをしのげるように、防風(防雪)板を設けているか？			
	防風(防雪)板は、歩道の有効幅員を確保し、通行や視界を妨げないように設け、周辺の景観に調和したものとしているか？			
支柱	標識柱や上屋の支柱は、歩道の有効幅員を確保し、通行を妨げないように設けているか？			
防護柵	必要に応じて防護柵を設け、防護柵は乗降部のみを開口部にしているか？			
照明	必要に応じて防犯及び事故防止対策のため、照明設備を設けているか？			
情報装置	点字板や音声案内装置、または電光表示板などを設けているか？			



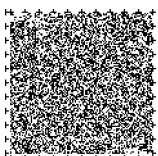
## 共通事項

### ■基本事項

		設計	施工	管理
案内・誘導 (サイン) 計画の 3つの キーワード	①明解で美しいデザイン 単純で直感的に理解でき、美しいものにして いるか？			
	②体系化し連続して設置 個別の案内・誘導装置を目的別に体系化し、 統一感を与え、連続させ、確実に安全な案内・ 誘導を行っているか？			
	③複数の手法で情報を提供 「見る」、「聞く」、「触る」という複数の感覚 を刺激する手法を用いて、より多くの人に情 報を伝えているか？ また、案内・誘導の手法を検討する前に、わか りやすい動線とすることをやっているか？			
正確な 情報伝達	日々変化する様々な情報を正確に伝えるため、 常に表示内容を見直し、必要に応じて新し いものへ更新しているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理
トータルなデザイン (案内・誘導装置間 の連携)	災害時などの安全確保に重要な案内・誘導 装置は、視覚、聴覚などにより正確で迅速に 認識できるよう、体系的に計画しているか？			
五感を 刺激する 空間計画	廊下の交差部において天井高を変え、反響 音の違いや水音で情報を伝えるなど、光・風・ 音・色という環境要素を巧みに利用し、方位感・ 定位感のとりやすい空間をつくっているか？			
コミュニ ケーションで あるという認識	利用者の知りたい情報を双方向にやりとり ができる装置や、運営面(人的対応など)を 含めてデザインしているか？			

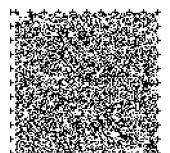




## 視覚情報サイン

## ■基本事項

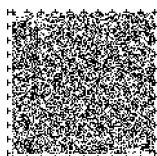
		設計	施工	管理
設置間隔 (遠距離を 誘導する 場合)	見通しのよい直線部では、不慣れな利用者でも不安を感じない間隔でその次のサインを設置しているか？			
	近すぎてもサイン同士が重なって見えにくくなるので、現場の見通しなどを考慮して適度な間隔としているか？			
	認識しやすいよう、同内容の情報板や標識は、できるだけ統合し、一目でわかる配置としているか？			
高 さ	つり下げ型または突出型のサインは、低い目線から見上げる際の角度を考慮し、また、サインに体が衝突しないような高さを確保しているか？			
	近距離で見えるものは、低い目線からでも見えるよう、壁付型の上端や点字（縦型、傾斜型）を表示する場合の中心の高さを設定しているか？			
	目線の高さに近い位置に表示し、容易に判別できるようにしているか？			
突き出し サインの位置	サインの上端を開口部の上端と合わせ、位置は進行方向に対して奥側を標準としているか？			
ピクトグラム (図記号)	利用者にとって理解し記憶しやすく、違和感のないものとしているか？			
	幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるよう、案内用図記号（JISZ8210）などを使用し、統一感を確保しているか？			
	図記号と図記号や矢印を組み合わせる場合は、基準となる枠を同じ寸法にしているか？			
	図記号の理解を深めるため、同じ視距離から読める大きさの和文などを併記しているか？			
案内図	簡潔でコントラストに配慮した見やすいものとし、触知案内図の場合は点字を併記しているか？			



		設計	施工	管理
使用する用語	できるだけ専門用語を使わず、誰が見てもわかるようにしているか？			
大きさ	サイン本体、文字の大きさは、視覚機能の違いにかかわらず認識しやすい大きさとしているか？			
書体	遠くから見る文字は、角ゴシック系で太めの書体とし、近くで見るものや抜き文字で表現する文字は、やや細めの書体としているか？			
	文字の間隔(文章の場合を除く)は、サイン本体の大きさや文字の大きさなどにより、適度に空けているか？			
色彩など	文字や図の色は、地の色との明度差 <small>めいどさ</small> を確保しているか？			
	サイン周辺は適切な明るさを確保し、まぶしさが生じないようにしているか？			
	避難経路などの重要事項については、わかりやすい色で明示しているか？			
国際化への対応	必要に応じて英文などを併記しているか？			
わかりやすい表記	必要に応じて、漢字にはふりがなやローマ字をつけているか？			

■配慮事項

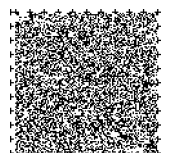
		設計	施工	管理
色彩環境など	JIS規格で定められた安全色や交通機関での特定の意味を持つ色を使用しながら、統一感のある色彩計画を行っているか？			
	暗い場所や光が反射して見にくい場所では、内照式 <small>ないしょうしき</small> のサインを使用しているか？			
設置時の立会い	設置する時は、利用者の参加を求め、見やすさやわかりやすさを原寸大の試作品で確認しているか？			
景観	近接する標識や周辺景観と調和させているか？			
国際化への対応	必要に応じて、英文と併せて英文以外の外国語も併記しているか？			



## 触覚情報サイン

## ■基本事項

		設計	施工	管理	
◆誘導の方法	誘導の方法				
	①視覚障がい者誘導用ブロック（線状ブロック、点状ブロック） ②床材、路面（触感・足音の違い、少しの凹凸など） ③手すり（点字サイン併用） ④触知案内図 などにより誘導を行っているか？				
◆視覚障がい者誘導用ブロック	共通事項	方向感覚をつかみやすいよう、斜め方向や曲線避け、連続性や視認性を確保し、人的な対応ができる受付まで敷設しているか？			
		点状ブロックは線状ブロックの分岐部や屈曲部、継続的な移動に警告を発したり、注意を促す部分（横断歩道手前、地下横断歩道、横断歩道橋などの立体横断施設の出入口部、道路と敷地境界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前、エスカレーターの乗場前など）に設けているか？			
		点状ブロックは、警告や注意喚起などの対象となる部分から一定の間隔を確保して敷設しているか？			
		視認性の高い黄色を原則とし、背景色との輝度比を確保し連続性のあるものとしているか？			
		形状・寸法などはJIS T 9251に規定されたものとしているか？			
		ゴム材などで弾性のあるものは認識しづらいため、硬質のものとしているか？			
		滑りにくい材質としているか？			
		原則的に、歩道の中心より民地側に設けているか？			
歩道	斜路では、手すりに沿って両側に設置しているか？（斜路の幅が狭く車いすの通行に支障をきたすおそれがある場合は、片側のみとしているか？）				

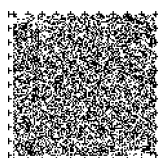


		設計	施工	管理	
◆視覚障がい者誘導用ブロック	建物内	人的対応の可否や用途により誘導が必要な部分を設定し、車いす、ベビーカーや買物カート、荷物運搬台車などの通行や高齢者の歩行に支障がないよう、敷設位置に注意を払っているか？			
		誘導用ブロックだけではなく、触感や足音の違う床材の採用、手すりによる誘導なども検討しているか？			
◆点字サイン・触知案内図	点字サイン	一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供しているか？			
	触知案内図	トイレなど、ある特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案内図を設けているか？			

### ■配慮事項

		設計	施工	管理	
◆視覚障がい者誘導用ブロック	歩道	幅2m未満の歩道では、利用状況に応じて設けているか？			
		他の道路管理者との調整が必要な場合は、設置位置などを協議し、連続性を確保しているか？			
◆視覚障がい者誘導用ブロック	建物内	出入口の幅に余裕がある場合には、片側に寄せ、誘導用ブロックを利用しない人と動線を区別しているか？			
◆視覚障がい者誘導用ブロック	積雪地域	積雪時においても十分に機能するよう、除雪や動線上に屋根をかけるなどし、必要に応じて消融雪施設 <small>しょうゆせつしせつ</small> を設けているか？			
◆触知案内図	触知案内図	点字専用とするのではなく、大きな文字で色彩にも工夫した、わかりやすい表示を行っているか？			

メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



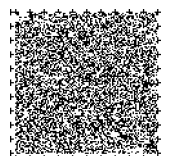
## 聴覚・嗅覚情報サイン

## ■基本事項

		設計	施工	管理
音響誘導案内システムなど	方向や位置、サービス情報を音声により提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システムなどを設けているか？			
	音声誘導案内システムは、施設の用途に応じて、建物内の設備機器から音声が出るものや、視覚障がい者が携行している受信機に音声メッセージを送信するものなどから選択し、音声をはっきりと聞き取れ、音声発生場所がわかりやすいようにしているか？			
	出入口やトイレ入口では、必要に応じてチャイムなどの音響案内装置を設けているか？			
視覚障がい者用情報伝達システム	必要に応じて、誘導案内や会議室などには、補聴援助システム（磁気誘導ループ式、赤外線式、FM補聴装置など）を設けているか？			

## ■配慮事項

		設計	施工	管理
音による空間認知	いつも流れている音楽や水の音などにより空間を認知させる場合には、複数の音情報が氾濫しないよう、音量や音質、方向性に注意しているか？			
嗅覚による情報認知	廊下の曲がり角などに香りのある花を置いたり、階毎に違った香りを漂わせるなど、建物の用途によっては嗅覚による情報認知を行っているか？			
その他	情報認知を妨げないよう、他の設備や備品の配置に注意しているか？			

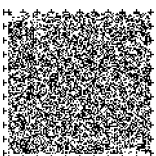


## 非常時の情報設備

## ■基本事項

		設計	施工	管理	
◆地下横断歩道	非常警報設備	わかりやすい場所に、適切な間隔で配置し、高齢者、子ども、車いす使用者などにも利用しやすい高さに設けているか？			
		非常警報設備は、音や光によるものとしているか？			
		これらの非常警報設備は、外部の人々にも情報を発信できるよう、設置場所を工夫したり、音声や光を外部に発信できるシステムとしているか？			
		設置場所がわかるよう、出入口や通路部に誘導用ブロックを設けているか？			
◆建物内	防災設備機器	避難誘導灯は、スピーカーや点滅装置を併設したものを使用しているか？			
	非常通報装置	みんなのトイレ、シャワー室、浴室など、利用者が一人で使用する部屋には、非常通報装置を設けているか？			
	その他	IT技術を用いた情報機器類は、常に最新の情報を入手し、将来のシステム変更への対応や他のサインとの連携を考えて、採用しているか？			

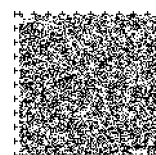
メモ欄（各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。）



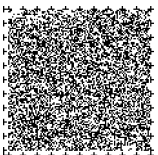
■配慮事項

		設計	施工	管理	
◆地下横断歩道	非常警報設備	外部からもわかりやすい場所に設けているか?			
		防犯対策は、非常警報設備のみに頼らず、周辺住民の協力を含めて防犯体制を整えているか?			
◆建物内	防災設備機器	情報が伝わりにくい宿泊室などでは、光による警報装置やテレビ画面を使用した情報装置を設けているか?			
	非常通報装置	人が倒れた場合にも操作ができる高さとし、操作しやすいものとしているか?			
	情報ディスプレイ	非常時の警告や避難誘導などにも効果が高いため、施設の用途に応じたシステムを設けているか?			
		パソコンで作成した案内文をディスプレイに表示し、非常時には、正確で迅速な情報提供を行えるようなシステムとしているか?			
		非常時には、案内放送だけでなく、目立つ点滅ランプなどで警告を発するシステムとなっているか?			

メモ欄(各事項の内容が実践できなかった理由等の詳細を記入してください。)



## 第4章 用語解説





※( )内は、当該用語を使用している頁。

## あ

### うつくしまの道・サポート制度(P20)

道路の一定区間の清掃や緑化について、特定の住民、団体に引き受けてもらう福島県の制度。

### オストメイト(P59)

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人口肛門や人口膀胱を造設した人。(国内には約20~30万人いると言われている)。

### FM補聴装置(補聴援助システム)(P65、P86)

入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号をFM波で送信し、補聴器(FM受信機を内蔵のもの)などで音を聞くことができる装置。

## か

### ガーデニングボランティア(P20)

公共空間の草木の手入れに自主的に取り組むこと。

### 下路形式(P31)

通路が橋桁や主構の下方にある橋の形式。

### 間接照明(P35)

光源からの光を天井、壁などに反射させ、その間接光を利用する照明。

### キックプレート(P57、P65、P66、P70)

廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するための保護材。

### き ど ひ輝度比(P48、P83)

輝度(cd/m<sup>2</sup>)とは、発光体の単位面積あたりの明るさ(発散する光の量)のこと。

輝度比は2つの材料の輝度の比。

### 協働

同じ目的のために、協力して働くこと。これからの地域づくりでは、地域で取り組む事業を、①住民自らが行う事業、②住民と行政とが協働で行う事業、③行政が行う事業に分けて、①、②の事業について、住民自らが行政と協働で、自らの発案を生かしながら、取り組むことが必要となる。

### きんせいど均斉度(P35)

照明施設における明るさ(照度、輝度)の分布変動を示す尺度。

### グラウンドワーク(P73)

地域住民、行政、企業の3者が協力して組織をつくり、自らが汗を流して地域の環境を改善していく活動。

### 蹴上げ(P45)

階段の一段の高さ、又はその部分。

### 公園ボランティア

公園内の草木の手入れ、清掃に自主的に取り組むこと。

### コーディネート

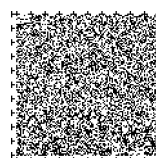
各部分やそれぞれの動きを、ひとつのイメージに添って組み合わせ、全体を調整すること。

### コントラスト(P81)

絵画やテレビ・写真などの画像の明暗の差や色彩の対比。

### コンペ方式(P16)

2人以上の競技者によって建築その他の設計を競技させ、設計者を決める方式。



**サスティナブル・コミュニティ**

持続可能な都市づくり活動。新たな強い共同体を作り出し、永続的な都市づくりを可能にしようとする考え方。

**シースルータイプ (P47、P50)**

内部が透けて見える型式。

**視覚障がい者誘導用ブロック (P83)**

視覚障がい者に対する誘導や段差の存在等の警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックで、線状ブロック、点状ブロックがある。

本指針中、触覚情報サインの項目以外では「誘導用ブロック」と表記している。

**視覚障がい者誘導システム**

磁気センサーを内蔵した白杖を誘導用ブロックに近づけると振動が伝わる仕組み。

**磁気誘導ループ式 (補聴援助システム) (P65、P86)**

入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁界を発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くもの。

**シニアカー**

電動式車いすの一種。

**情報ディスプレイ (P89)**

ブラウン管や液晶などを用いて、文字や図形などを視覚的に表示する出力装置。

**触知案内図 (P49、P58、P78、P81、P84、P85)**

配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確

認を行うことができる案内図。

**シングルレバー式 (P70)**

水の出し止め、水量・温度調節が1本のレバーハンドルで行える水栓。

**身体障害者補助犬法 (P63)**

平成14年10月1日に施行され、公共的施設や公共交通機関等を利用する場合、補助犬の同伴が可能となった。

**ストーマ**

直腸がんや膀胱がんなどのため、外科手術により摘出された肛門や膀胱のかわりに、新しく腹部に設けられた排泄口。ストーマを保有する人をオストメイトと呼び、排泄物をためる補装具をパウチと呼ぶ。

**ストール式 (P57)**

床置きタイプの小便器。

**ストレート型 (P76)**

歩道の幅員を変えることなく、歩道側に停留所を設ける構造。

**ストレッチャー (P49)**

負傷者などを運ぶ車輪のついた移動用寝台。

**消融雪施設 (P30、P32)**

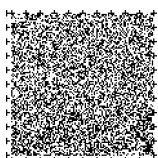
消雪パイプやロードヒーティングなど、雪を溶かす施設。

**正着 (P76)**

停留所において、バスと歩道との間隔が50cm未満の状態。

**赤外線式 (補聴援助システム) (P65、P86)**

入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を赤外線アンプ、赤外線ラジエターをとおして赤外線で送信し、赤外線レシーバ



一と補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くことができるもの。

### セミフラット型(P29)

歩道面を車道面より若干高くし縁石を歩道面より高くした構造。

### 占用(P30)

水道管・ガス管など、一定の工作物を道路敷内等で継続して使用すること。

### 占用物(P29)

電柱や水道管など、道路敷内等に継続して使用する一定の工作物又は施設。

### 線状ブロック(P83)

視覚障がい者の移動方向を指示するために路面に敷設される、表面に平行する線状の突起をつけたブロック。

## た

### 堆雪(P29)

除雪された雪。

### タッチパネル式(P69)

表示された文字や絵に指で触れるだけでコンピュータを操作できる方式。

### 段鼻(P45、P65)

階段の段の先端。

### 低リップ式(P57)

子供から大人まで無理なく使用できるよう、前方に張り出した受け部分が、低い位置になっている小便器。

### データベース(P18)

膨大な情報をコンピュータに記憶させ、必要な時にデータをすばやく取り出せるシステム。

### テンキー(P69)

0から9までの数字、+や-などの四則演算がひとかたまりになった入力装置。

### 点状ブロック(P83)

視覚障がい者に対し、段差の存在等の警告や注意喚起を行うために路面に敷設される表面に、点状の突起をつけたブロック。

### ドアクローザー

開いたドアをゆっくり自動的に閉める装置のことで「ドアチェック」ともいう。本体はドアに装着し、バネ仕掛けの腕を枠に固定してスプリングと油圧の力でゆっくりドアを閉めるため、指をはさむような事故や騒音を防ぐ。

### トップライト

上方からの採光。特に屋根にあげられた天窗を通して自然光を採光できる。

## な

### ノンステップバス(P76)

床面を超低床構造として、乗降ステップをなくしたバス。

## は

### パウダーコーナー

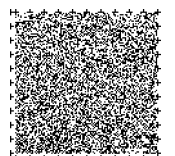
化粧直しや歯磨きなどができるコーナー。

### パウチ(P60)

括約筋がなく、便意や尿意を感じたり、我慢することができないオストメイトの人が便や尿を溜めておくため、腹部に装着する袋。

### バスベイ型(P76)

歩道に切込みを入れてバスの停留所を設ける型式。



## パソコン要約筆記

人が話している内容を要約してパソコンに入力すること。一般的には、要約したものをその場でスクリーンなどに映し出して文字として見せることで、講演会などで用いられる。

## パブリック・コメント

住民生活に密接に関連する行政の重要な施策について、住民などと情報を共有しながら、多様な意見や情報、専門的な知識などを広く求め、行政の政策形成過程に反映し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るもの。福島県の「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱」は平成14年10月1日から施行されている。

## バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を営む上でのさまざまな障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があるとされている。

## ハンプ(P29、P40)

舗装を部分的に盛り上げ、運転者に対して通過時のショックや事前の視野により速度低下を促すもの。

## 非常警報設備(P88)

ベルや回転灯などにより緊急事態の発生を外部へ知らせる設備。

## 非常通報設備(P88)

トイレや浴室などで体調が悪くなったときに、管理者へ連絡する装置。

## ピクトグラム(P60、P71、P80、P85)

える図形（絵文字）の総称。

## ファシリテータ(P165)

会議やワークショップなどにおいて、中立的な立場で意見の整理を行う役。

## フットレス

車いすの足置き部分。

## 踏み面(P45)

階段の足を載せる段の水平面。

## プロポーザル方式(P16)

設計対象に対する発想、解決方法などの提案を図面以外の形で求め、書類と共に検討して設計者を決める方式。

## ホットライン

一般的に緊急、非常用の直通電話のこと。

## ま

## マウントアップ型(P29、P76)

歩道面および縁石天端を車道面より高くした構造。

## みんなのトイレ

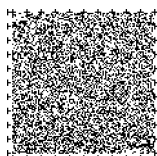
だれもが利用できるよう、様々な設備などに配慮したトイレ。

## 明度差(P81)

明度とは、明るさの度合いで0～10程度までの数値を使い、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。明度差とはこの数値の差をいう。

## モックアップ(P17)

試作以前の検討用模型や最終模型。実寸模型などの総称。



## や

### 結(ゆい) (P12)

困った人がいれば、地域の人みんなで助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神のこと。

### 誘導用ブロック

視覚障がい者誘導用ブロックの略称として本指針で使用。

## ら

### レイズドベッド(P73)

車いす使用者でも容易に草花や水に触れることのできる植栽柵や花壇、池などのこと。

### ロナルド・メイス

建築家でユニバーサルデザインの提唱者。ノース・カロライナ州立大学のユニバーサルデザイン・センターを設立するなど、ユニバーサルデザインの普及に努めた。

## わ

### ワークショップ(P20)

直訳すると「仕事場」、「工房」などの意味。まちづくりの分野では、参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの共同作業を通して、お互いの考えや立場の違いを学びあいながら提案などをまとめる手法、そのあつまり(場)をいう。

### ワンステップバス(P76)

床面を超低床構造として乗降ステップを1段としたバス。

### ワンハンドカット方式(P57、P59)

紙切り板を押さえなくても、片手だけで紙を切ることができるトイレトーパーホルダーの方式。

## 略語・英数字

### CS調査[Customer's Satisfaction] (P17)

顧客満足度調査の略。

住民を行政サービスの顧客と捉えた場合、顧客である住民が行政サービスに対してどの程度満足しているかを調査すること。

### IT[Information technology] (P88)

情報技術の略。

### JIST9251 (P83)

日本工業規格(JIS)の「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」のことで、利用者が認知しやすく、車椅子や自転車、歩行者にも影響の少ないパターンが選定され、標準化されている。

※日本工業規格(JIS)については、日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)で閲覧できる。

### JISZ8210 (P80)

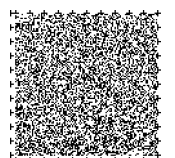
日本工業規格(JIS)の104項目の案内用図記号。

JIS規格の原案は、交通エコロジー・モビリティ財団が定めた「標準案内用図記号」の125項目で、財団のホームページ(<http://www.ecomo.or.jp/>)から取得できる。

### JIST0921 (P84)

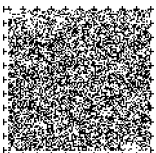
日本工業規格「高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備」のことで、手すり、室トイレ、エレベータ、自動販売機・自動サービス機などの点字の表示が標準化されている。

※日本工業規格(JIS)については日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)で閲覧できる。



## **NPO[Non-Profit Organization]**

民間非営利組織の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。このうちNPO法(特定非営利活動促進法)による法人格を有する団体は、NPO法人と言われている。



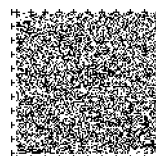
## 参考・引用文献一覧

### [資料]

資料名	発行者
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 同上追補版	交通エコロジー・モビリティ財団
交通拠点のサインシステム計画ガイドブック	交通エコロジー・モビリティ財団
高齢社会における公共空間の色彩計画調査報告書	交通エコロジー・モビリティ財団
視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	国土交通省
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	日本道路協会
ノーマライゼーション理念に基づく施設整備指針(案)	東京都
ユニバーサルデザイン建築ガイドライン	国土交通省東北地方整備局岩手工事事務所
ユニバーサルデザインを活かした建築設計	熊本県
公共住宅建設工事共通仕様書 16年度版	静岡県都市住宅部営繕総室
立体横断施設技術基準・同解説	監修 国土交通省住宅局住宅総合整備課
道路緑化技術基準・同解説	編集 公共住宅事業者等連絡協議会
道路土工 排水工指針	日本道路協会
道路構造令の解説と運用	日本道路協会
防護柵設置要綱	日本道路協会
道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会
公園のユニバーサルデザインマニュアル	都市緑化技術開発機構
歩行者用施設整備ガイドブック	道路経済研究所
バリアフリーブック	東陶機器株式会社
人にやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル	福島県
福島県やさしいまちづくり整備指針	福島県
ふくしまユニバーサルデザイン推進指針	福島県
土木設計マニュアル〔道路編〕	福島県土木部

### [図書]

図書名	著者	出版社
季刊ユニバーサルデザイン	ジイー・バイ・ケー	ジイー・バイ・ケー
建築設計資料集成	日本建築学会	丸善
建築とユニバーサルデザイン	古瀬 敏	オーム社
五感を刺激する環境デザイン	田中直人・保志場国夫	彰国社
道路の移動円滑化整備ガイドライン	国土技術研究センター	大成出版社
人にやさしい公園づくり (バリアフリーからユニバーサルデザインへ)	浅野房世・亀山始・三宅祥介	鹿島出版会
福祉のまちづくりキーワード事典 (ユニバーサル社会の環境デザイン)	田中直人	学芸出版社
緑空間のユニバーサルデザイン	日本造園学会	学芸出版社
ユニバーサルデザイン(バリアフリーへの問いかけ)	川内美彦	学芸出版社
ユニバーサルデザイン解体新書	北岡敏信	明石書店



# 土木部ユニバーサルデザイン検討推進チーム メンバー

## 平成14年度

総括 土木部次長 菅野 光男  
 リーダー 営繕課 菊池 光矩  
 サブリーダー 道路維持課 沼田 典雄  
                   空港建設課 大石 正廣  
 メンバー 土木検査課 阿部 昌昭  
                   道路建設課 梅津 達男  
                   河川課 長谷川 潔  
                   都市計画課 大河原 聡  
                   建築住宅課 佐々木孝男  
                   営繕課 佐々木和弘  
 事務局長 道路維持課 浦山 悦雄  
 事務局 道路維持課 齋藤ひろえ  
                           高橋 正和  
                           齋藤 雅敏  
                           馬場 靖  
                           山森善太郎  
                   空港建設課 丸山 泰人  
                   営繕課 渡邊 佳文  
                           野崎 伸吾  
                           武田 崇之  
 調整担当 土木企画室 川音 真悦

## 平成15年度

総括 企画技術領域総括参事 蛭田 公雄  
 リーダー 道路整備グループ 沼田 典雄  
                   建築指導グループ 齋藤 隆夫  
 メンバー 土木企画グループ 遠藤 光一  
                   道路企画グループ 馬上 健二  
                   河川企画グループ 大堀 雅治  
                   都市計画グループ 丸山 征紀  
                   建築住宅企画グループ 野内 忠宏  
                   県北建設事務所 松本 英夫  
                   県中建設事務所 五十嵐健次郎  
                   県南建設事務所 石田 正信  
                   会津若松建設事務所 佐藤 達雄  
                   喜多方建設事務所 二瓶 善一  
                   南会津建設事務所 宗形 和雄  
                   相双建設事務所 高橋 直正  
                   いわき建設事務所 大堀 誠  
 スタッフ 企画技術領域 渡邊 佳文  
                   道路領域 青木 隆直  
                           安藤 淳也  
                           籙野 直広  
                           山森善太郎  
                           上田 亨  
                           服部 典之  
                   河川港湾領域 前田 和則  
                           高橋 正人  
                           黒田 敬  
                           鈴木 利季  
                           只野 克則  
                   都市領域 大河原 聡  
                           寺木 正宏  
                           鈴木 典弘  
                           小沢 英彦  
                           星 剛  
                           加藤 公英  
                           島 実  
                   建築領域 齋藤幸太郎  
                           田母神秀顕  
                           本名 仁  
                           野崎 伸吾  
                           大和田茂憲  
                           武田 崇之  
 特定非営利活動法人  
 ふくしまNPOネットワークセンター 佐藤 和子  
                           薄井 義広  
                           深田 俊雄  
                           大堀 和也

## 平成16年度

総括 企画技術領域総括参事 長南 昌三  
 副総括 土木企画グループ 檜野 照行  
 リーダー 道路整備グループ 鈴木 隆  
                   建築指導グループ 齋藤 隆夫  
 メンバー 土木企画グループ 遠藤 光一  
                           渡邊 佳文  
                   道路企画グループ 馬上 健二  
                   河川企画グループ 大堀 雅治  
                   都市計画グループ 丸山 征紀  
                   建築住宅企画グループ 野内 忠宏  
                   県北建設事務所 松本 英夫  
                   県中建設事務所 五十嵐健次郎  
                   県南建設事務所 室井 良文  
                   会津若松建設事務所 佐藤 達雄  
                   喜多方建設事務所 鈴木 典弘  
                   南会津建設事務所 大河原 聡  
                   相双建設事務所 高橋 直正  
                   いわき建設事務所 鈴木 武男  
 実務担当者 道路領域  
                   主任担当者 佐藤 隆  
                           籙野 直広  
                           上田 亨  
                           佐藤 和志  
                           伊東 貴章  
                           隅蔵雄一郎  
                   河川港湾領域  
                   主任担当者 唐橋 薫  
                           芦野 英明  
                           根本 長一  
                           渡辺 文武  
                           黒田 敬  
                   都市領域  
                   主任担当者 鈴木 秀彦  
                           木村 勝美  
                           寺木 正宏  
                           小沢 英彦  
                           加藤 公英  
                           小池 敏哉  
                           栗田 豊己  
                   建築領域  
                   主任担当者 星 裕之  
                           田母神秀顕  
                           本名 仁  
                           野崎 伸吾  
                           村上 金彦  
                           大和田茂憲  
                           武田 崇之  
 特定非営利活動法人  
 ふくしまNPOネットワークセンター 佐藤 和子  
                           薄井 義広  
                           深田 俊雄





ユニバーサルデザインについて  
もっとよく知りたい方は…



## ふくしまユニバーサルデザイン ホームページ

ユニバーサルデザインについての解説、  
県の取組みをご紹介します。

ホームページ

[http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u\\_d/](http://www.pref.fukushima.jp/kenmin/u_d/)

---

## ふくしま公共施設等 ユニバーサルデザイン指針

---

福島県 土木部 技術管理グループ

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-7461 FAX 024-521-7949

Eメール

[gijutsukanri@pref.fukushima.jp](mailto:gijutsukanri@pref.fukushima.jp)

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/ud/shishin/>

---

※この指針は、「平成19年4月1日版」です。  
最新版は上記のホームページでご確認ください。

